

# 建築物

整備箇所一覧表	11	12	公衆電話所	68
建築物の主な整備箇所	12	13	休憩所	70
1-1 出入口	13	14	授乳場所	73
1-2 出入口	17	15	水飲器	75
2 廊下等	21	16	券売機及び自動販売機	77
3 階段	28	17	案内表示	79
4 エレベーター	31	18	警報装置及び避難設備	83
5 便所	37	19	客室	86
6 駐車場	48	20	改札口及びレジ等の通路	90
7 敷地内の通路	53	21	エスカレーター	92
8 洗面所	57	22	手すり	95
9 共同浴室、更衣室及びシャワー室	59	23	傾斜路	98
10 客席及び観覧席	63	24	視覚障がい者用床材	102
11 受付カウンター及び記載台	66			





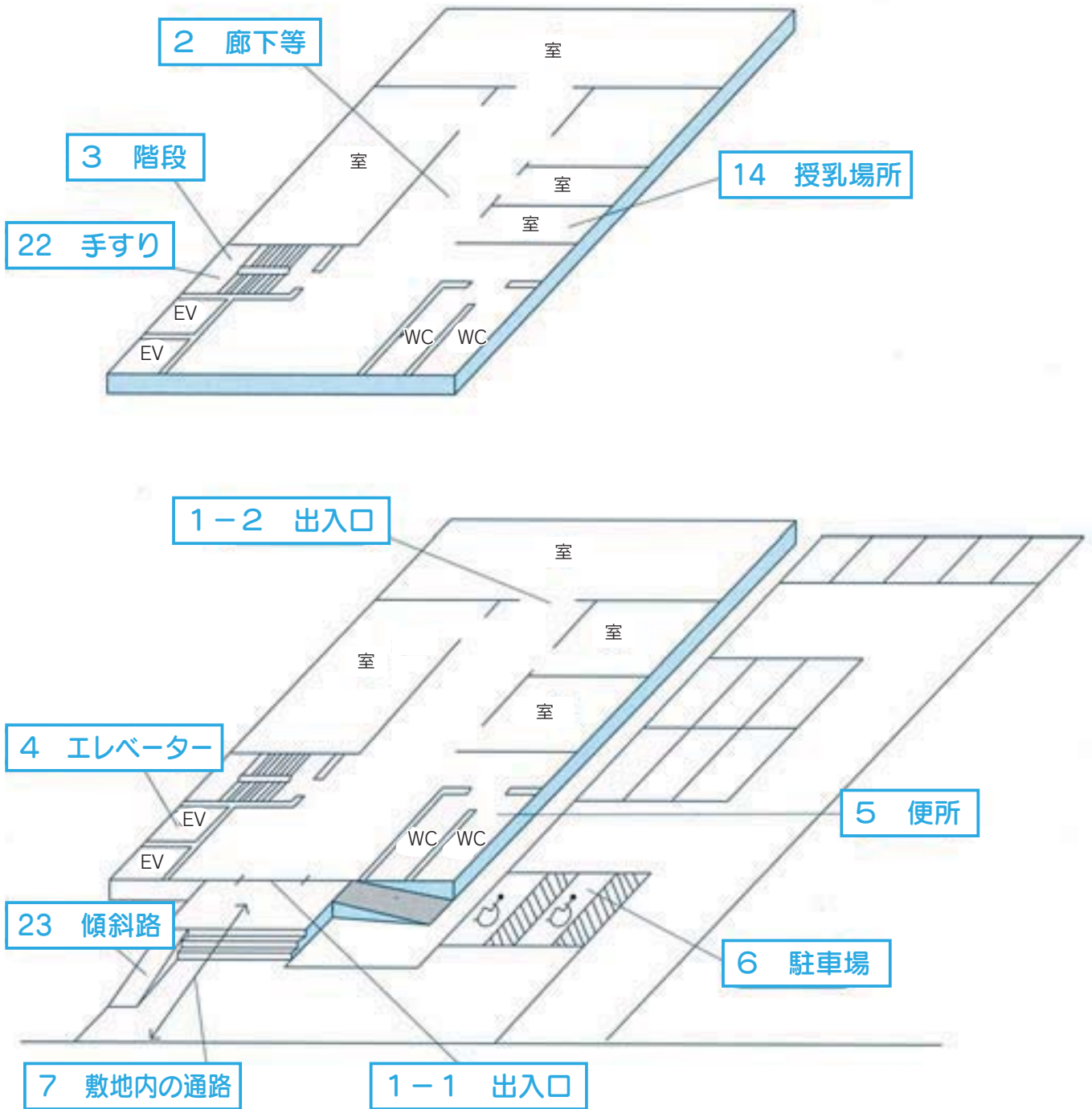
# 整備箇所一覧表

施設の種類に応じて、整備が想定される箇所に次の記号を付してあります。

- 整備を行う際に、整備基準に適合させなければならない箇所
- △ 整備を行う際に、整備基準に適合させるよう努力が求められる箇所

整備箇所	公共的施設		病院・診療所	劇場・映画館等	集会所・公会堂	展示場	薬局	百貨店・マーケット等	ホテル・旅館	社会福祉施設	体育施設・ポーリング場等	博物館・美術館等	公衆浴場	飲食店	理容所・美容所等	銀行・信用金庫等	公共交通機関の建築物	自動車車庫	公衆便所	郵便局	ガス事業等の営業所等	官公庁の庁舎	学校	工場	事務所	共同住宅	火葬場	冠婚葬祭施設	複合用途建築物
	出入口	廊下等	階段	エレベーター	便所	駐車場	敷地内の通路	洗面所	共同浴室	更衣室及びシャワー室	客席等	受付カウンター及び記載台	公衆電話所	休憩所	授乳場所	水飲器	券売機及び自動販売機	案内表示	警報装置及び避難設備	客室	改札口及びレジ等の通路	エスカレーター							
1 出入口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 廊下等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 階段	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 エレベーター	2,000㎡以上	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 エレベーター	2,000㎡未満	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
5 便所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 駐車場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 敷地内の通路	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 洗面所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 共同浴室	○								○	○			○																○
10 更衣室及びシャワー室	○								○	○	○		○																○
11 客席等		○	○								○	○																	○
12 受付カウンター及び記載台	△	△	△	△				△	△	△	△	△	△			△				△	△	△	△	△	△		△	△	△
13 公衆電話所	△	△	△	△				△	△	△	△	△	△			△	△			△	△	△	△	△	△		△	△	△
14 休憩所	△	△	△	△				△			△	△	△			△	△	△		△	△	△	△	△	△		△	△	△
15 授乳場所								△			△	△										△							△
16 水飲器	△	△	△	△				△	△	△	△	△	△			△	△			△	△	△	△	△	△		△	△	△
17 券売機及び自動販売機	△	△	△	△				△	△	△	△	△	△			△	△			△	△	△	△	△	△		△	△	△
18 案内表示	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
19 警報装置及び避難設備	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
20 客室									○																				○
21 改札口及びレジ等の通路		○	○					○				○					○												○
22 エスカレーター	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

# 建築物の主な整備箇所



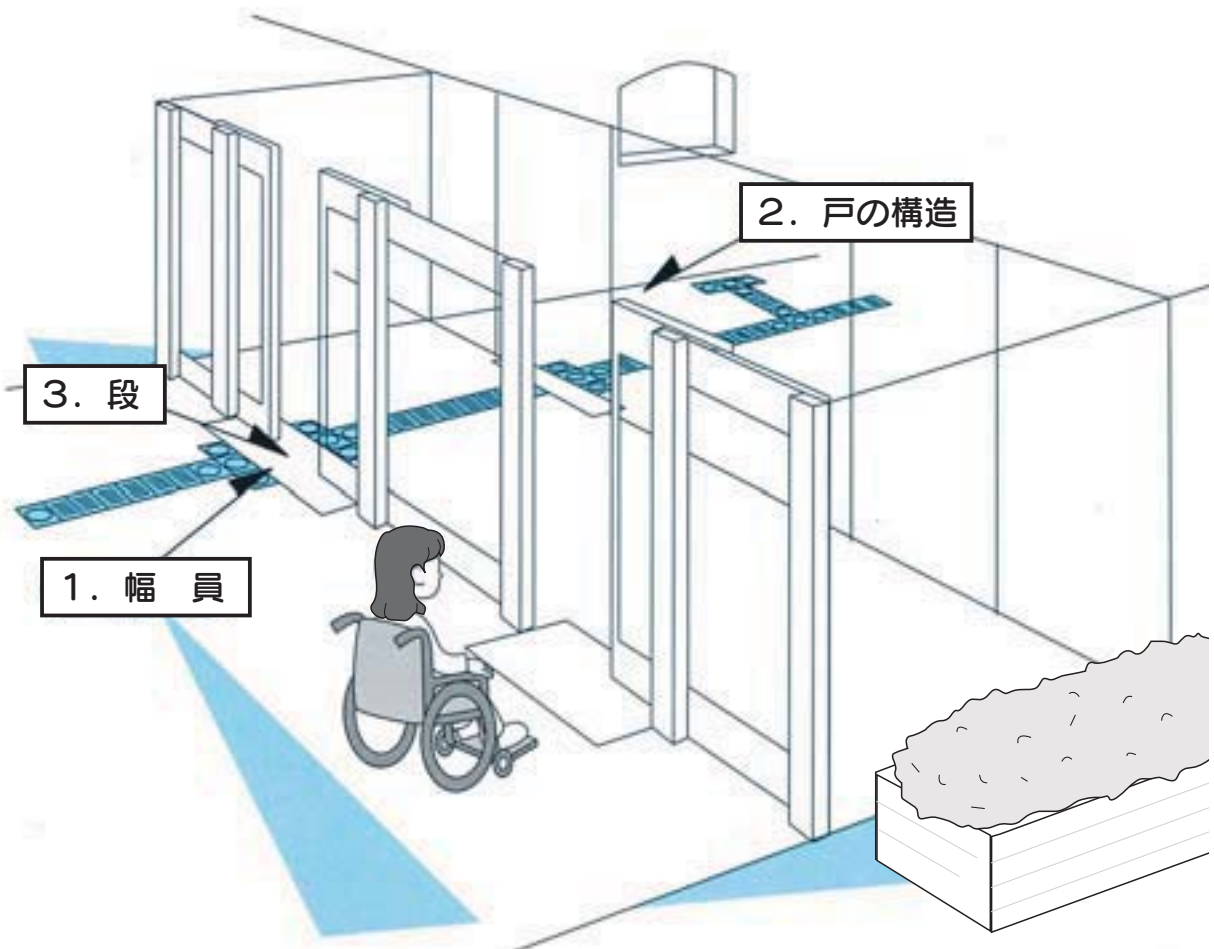
- |                    |               |                |
|--------------------|---------------|----------------|
| 8 洗面所              | 13 休憩所        | 19 客室          |
| 9 共同浴室, 更衣室及びシャワー室 | 15 水飲器        | 20 改札口及びレジ等の通路 |
| 10 客席及び観覧席         | 16 券売機及び自動販売機 | 21 エスカレーター     |
| 11 受付カウンター及び記載台    | 17 案内表示       | 24 視覚障がい者用床材   |
| 12 公衆電話所           | 18 警報装置及び避難設備 |                |

# 1.1 出入口

## 基本的な考え方

建築物の出入口や駐車場への出入口は、高齢者、障がい者等が通過できる構造とすることが求められます。そのためには、適切な幅員の確保、開閉の容易な戸の設置及び段差の解消が必要です。

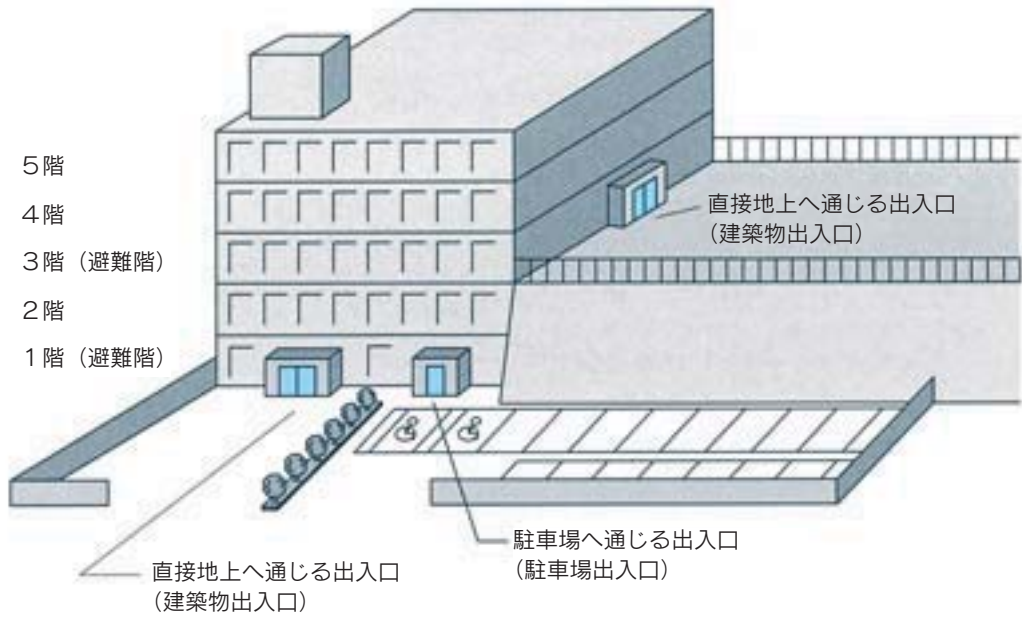
## 整備項目



### ●留意事項

- ▶ 建築物の主要な出入口、駐車場への出入口を対象とします。
- ▶ 整備基準は、建築物の直接地上に通じる主要な出入口及び駐車場へ通じる出入口の各々1以上を、車いす使用者が通過できる構造とすることを求めています。
- ▶ 専ら従業員や職員のみが利用する出入口、機械室や電気室等の出入口には適用しません。

# 直接地上へ通じる出入口と駐車場へ通じる出入口の関係



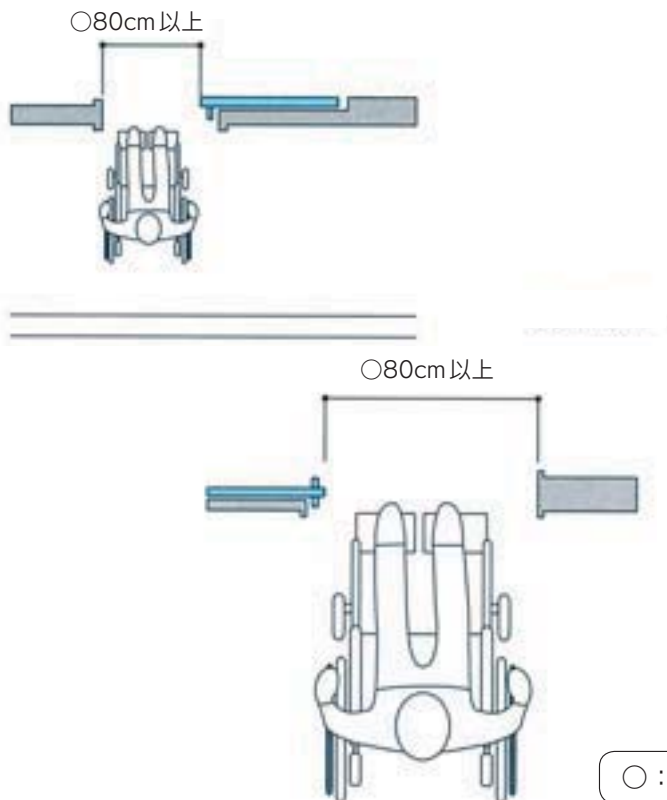
## 1. 幅員

○幅は、内法を80cm以上とします。

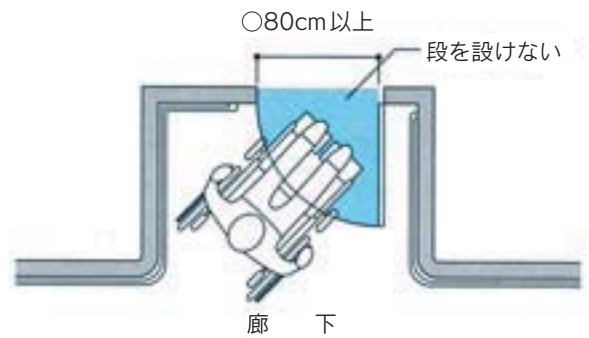
♥幅は、内法を120cm以上とすることが望まれます。

- 「内法」は、有効幅員とし、利用可能な幅です。
- 「80cm」とは、車いす使用者が通過できる幅です。
- 「120cm」とは、車いす使用者が通行しやすい幅です。人が横向きになれば車いす使用者とすれ違い、二本杖使用者が、円滑に通過できる幅です。

### 引き戸の例



### 開き戸の例



○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    →：解説



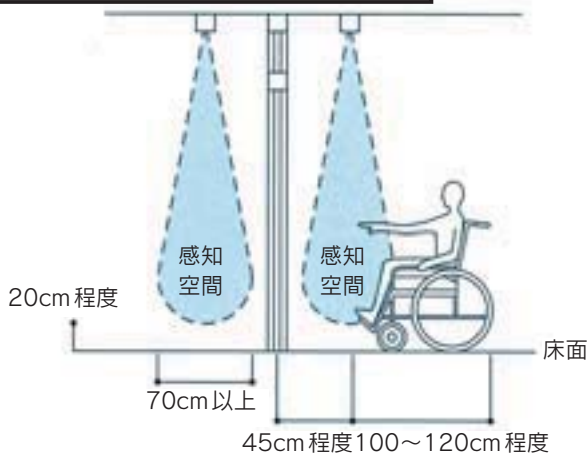
## 2 戸の構造

○戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、その前後に高低差がないこととします。

- ♥戸の前後は、車いすの回転が可能となるように、150cm以上の水平部を設けることが望まれます。
- ♥自動扉は、車いす使用者の通行を考慮し、すみやかに開くものとし、扉の開放時間についても、十分考慮することが望まれます。

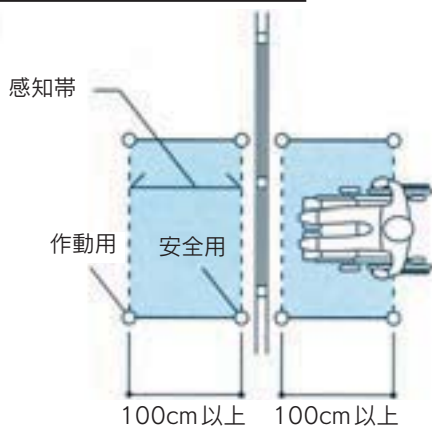
→「円滑に開閉して通過できる構造」とは、自動扉の場合は、開き戸や回り扉を避け、引き戸とし、手動扉の場合は、引き戸で上吊り形式にすることです。また、やむを得ず開き戸とする場合は、軽い戸とし、閉鎖作動時間が十分に確保されるようドアチェックを設けます。

### 超音波スイッチ（空間感知）



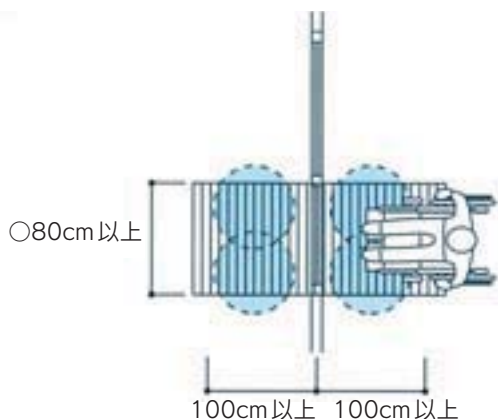
→超音波スイッチは、車いすフットレストから感知できるよう床上20cmくらいまで低くします。また、自動扉の手前10cm程度のところで感知できるようにします。

### 光線スイッチ（線感知）



→光線スイッチは、温度変化や直射日光等の影響を受けやすいので注意する必要があります。

### マットスイッチ（床面感知）



→マットは車いすが全部乗るよう大きくし、フットレストがドアに当たってから作動するものは避けます。

○：整備基準 ♥：配慮を要する事項 →：解説

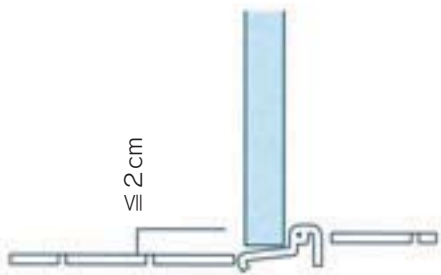
### 3 段

○車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。

→「支障となる段を設けない」とは、車いす使用者が楽に通過できる仕様の段（段差2cm以下で丸みを持たせた段）にし、それ以外の段は設けないようにすることです。

♥玄関マットは、埋込式とすることが望まれます。

#### 段の考え方



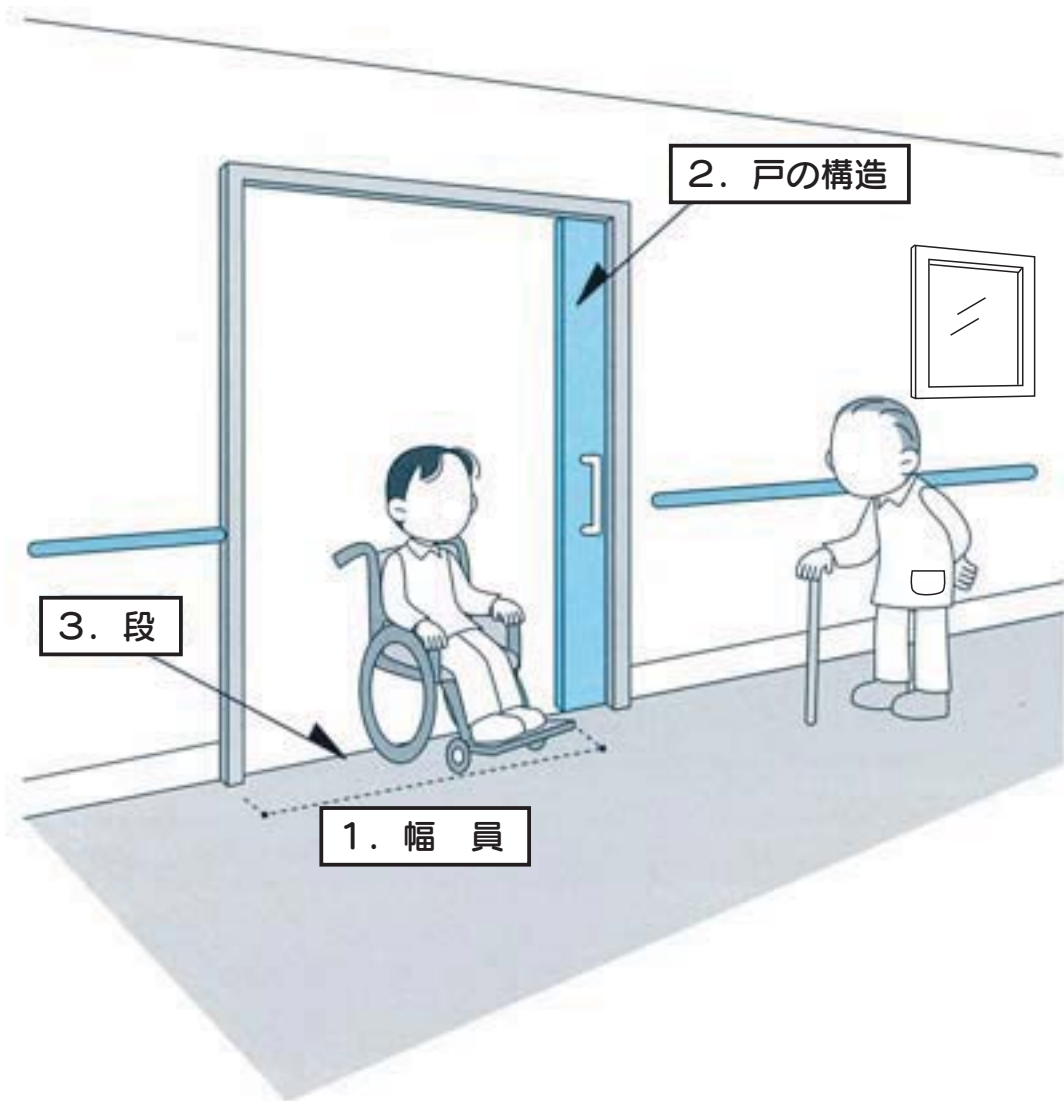


## 1-2 出入口

基本的な  
考え方

各室の出入口についても、高齢者、障がい者等が支障なく、容易に出入りできるよう幅員や戸の構造、段差の解消に配慮する必要があります。

## 整備項目



## ● 留意事項

- ▶ 不特定かつ多数の人が利用する室の出入口を対象とします。
- ▶ 整備基準は、1以上の室の出入口を、車いす使用者等が通過できる構造とすることを求めています。

# 1 幅員

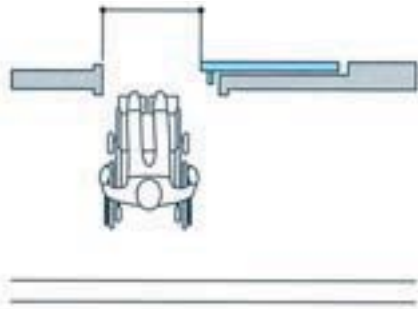
○幅は、内法を80cm以上とします。

♥幅は内法を90cm以上とすることが望まれます。

- 「内法」は、有効幅員とし、利用可能な幅です。
- 「80cm」とは、車いす使用者が通過できる幅です。
- 「90cm」とは、車いす使用者が通過しやすい幅です。

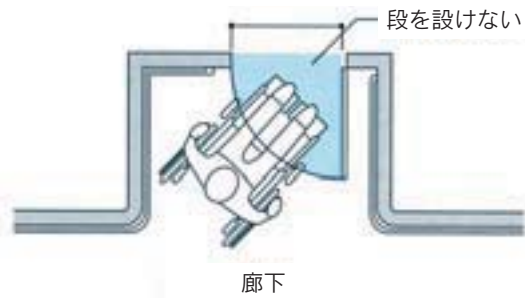
## 引き戸の例

○80cm以上

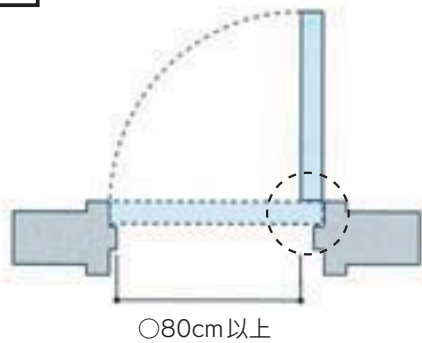


## 開き戸の例

○80cm以上



## 内法寸法



## 2. 戸の構造

○戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、その前後に高低差がないこととします。

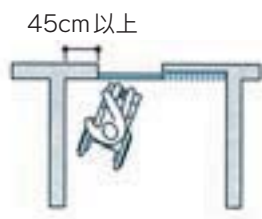
- ♥戸の開き勝手方向には、より多くのスペースをとることが望まれます。
- ♥床から60cm程度の位置を下端に、幅20cm、高さ90cm程度のガラス窓を設置することが望まれます。
- ♥取っ手の形状は、高齢者、障がい者等が使いやすい形状のものとし、床面より80～100cm程度のところに設置することが望まれます。

→「円滑に開閉して通過できる構造」とは、開き戸の場合は、閉鎖作動時間を十分に確保したドアチェックを設け、自閉式引き戸の場合は、ゆるやかに閉まるように配慮したものです。

→反対側の動きを確認し、安全性を確保するためです。

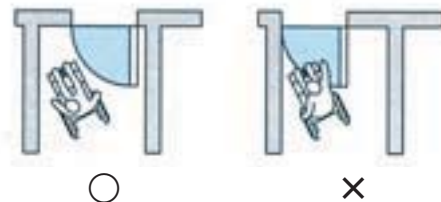
### 車いす使用者のための開閉スペース

#### 【引き戸の例】



→車いす使用者が寄り付くために壁から45cm以上のスペースが必要です。

#### 【開き戸の例】

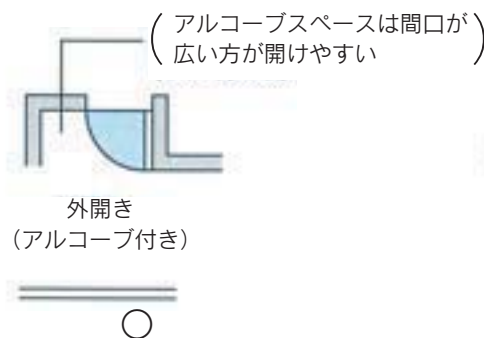


→戸の開き勝手方向にスペースがないと車いす使用者が寄りつきにくくなります。

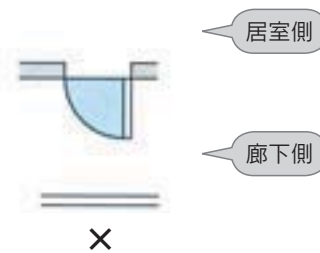
### アルコーブの設置



→廊下に面する扉を開き戸とする場合は、可能な限り内開き戸とします。



→外開きとする場合は、戸の開閉により通行の安全に支障がないよう、アルコーブを設けるなど必要な措置を講じることが望まれます。



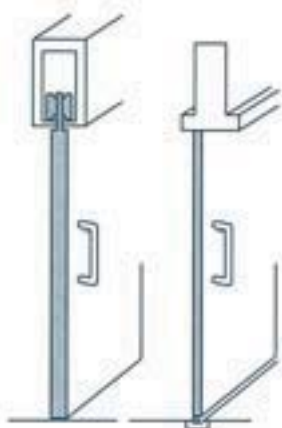
→外開きにすると廊下の通行者の障害となる恐れがあります。

○：整備基準

♥：配慮を要する事項

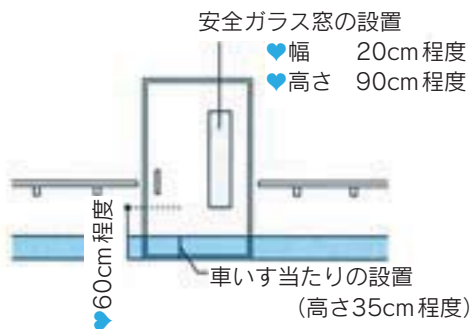
→：解説

## 引き戸の構造の例

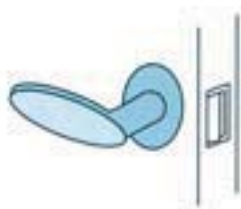


ハンガードア 浅溝の引戸

## 安全ガラス窓の例



## 取っ手の形状の例



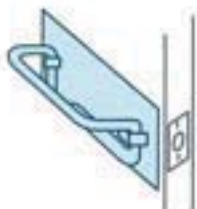
レバーハンドル

○



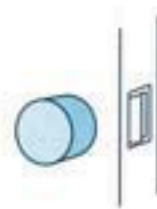
棒状

○



パニックバー

○



握り玉

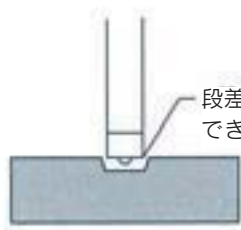
×

## 3. 段

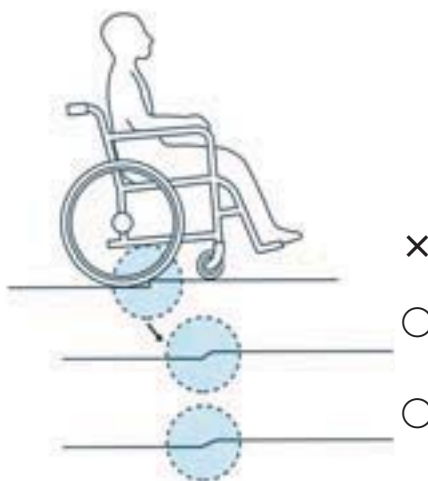
○車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。

➔「支障となる段を設けない」とは、車いす使用者が楽に通過できる仕様の段（段差2cm以下で丸みを持たせた段）にし、それ以外の段は設けないようにすることです。

## 段の考え方



段差のある敷居や溝などをできるだけ設けません。



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

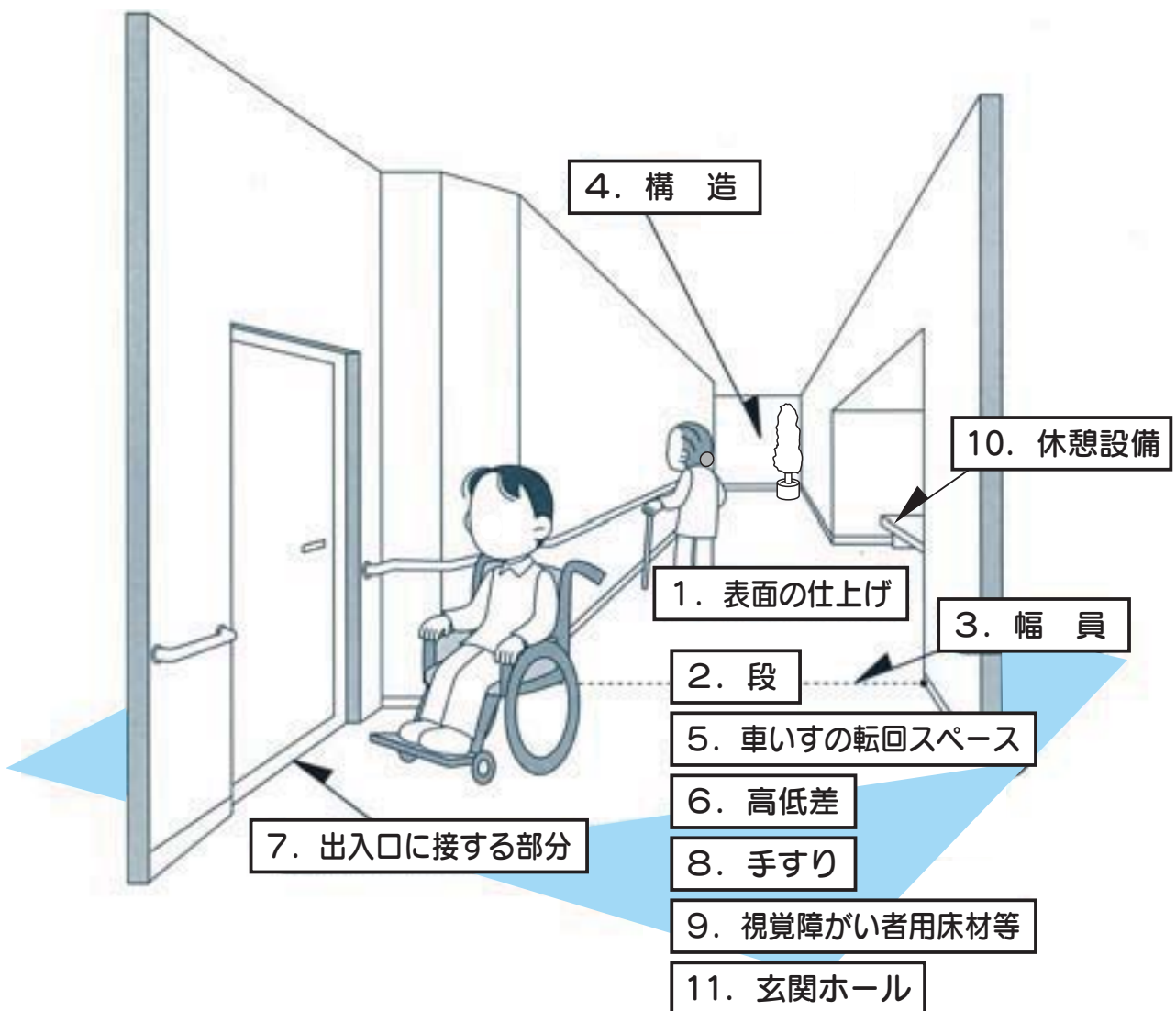
➔：解説

# 2 廊下等

## 基本的な考え方

廊下、玄関ホールその他これらに類するものは、建築物内の移動のための通路として、高齢者、障がい者等の利用に配慮した幅員を確保し、また、必要に応じて傾斜路等を設置するとともに、視覚障がい者の利用に配慮した整備を行うことが必要です。

## 整備項目



### ●留意事項

- ▶ 建築物の出入口又は駐車場の出入口から各室に至る経路を対象とします。
- ▶ 整備基準は、1以上の経路を、車いす使用者が通行可能な幅員や、視覚障がい者の通行に配慮した構造とすることを求めています。その他の通路については、床面の仕上げや段等について整備を求めています。
- ▶ 専ら従業員や職員のみが利用する廊下等には適用しません。

## 1. 表面の仕上げ

○表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

- すべての廊下が対象となります。
- 「滑りにくい材料」は「Ⅲ 資料編」(P192) 参照。
- 水の使用等により濡れるおそれのある箇所には、十分注意します。

## 2. 段

○段を設ける場合においては、「建築物・3. 階段」で定める構造とします。

- 「3. 階段」(P28) 参照。
- 整備基準では、1 経路は傾斜路となっており、それ以外の経路で段を設ける場合に適用されます。

次の「3. 幅員」から「8. 手すり」までは、1 経路が対象です。  
エレベーターが設置されているときは、その昇降路を含みます。

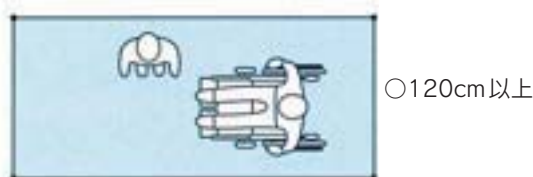
## 3. 幅員

○幅は、内法を120cm以上とします。

♥幅は、内法を180cm以上とすることが望まれます。

- 「内法」は、有効幅員とし、利用可能な幅です。
- 「120cm」とは、人が横向きになれば車いすとすれ違える幅です。また、二本杖使用者も円滑に通過できる幅です。
- 「180cm」とは、車いす使用者が回転しやすい幅です。また、車いす使用者同士がすれ違いやすい幅です。

### 幅員の考え方



#### 4. 構造

○廊下等の末端の付近の構造は、車いすの転回に支障のないものとします。

♥廊下等には、視覚障がい者の通行の安全上、支障が生じないよう突出物を設けないことが望まれます。

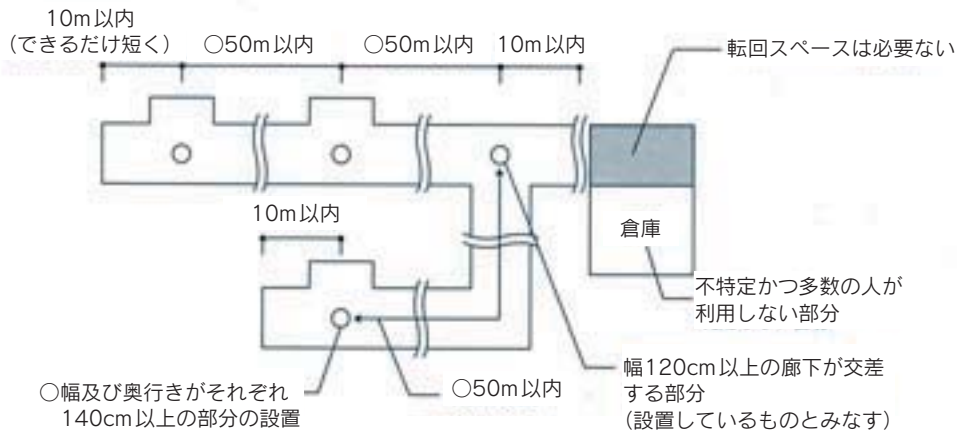
→「車いすの転回に支障のないもの」とは、140cm角以上のスペースやT字型の交差部等が該当します。  
 なお、廊下等の幅が140cm以上の場合は、転回スペースがあるものとみなします。

#### 5. 車いすの転回スペース

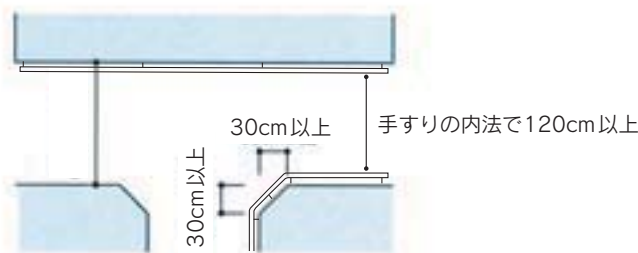
○区間50m以内ごとに、車いすが転回することができるスペースを設けます。

→「車いすの転回することができる」とは、140cm角以上のスペースやT字型の交差部等が該当します。  
 なお、廊下の幅が140cm以上の場合は、転回スペースがあるものとみなします。

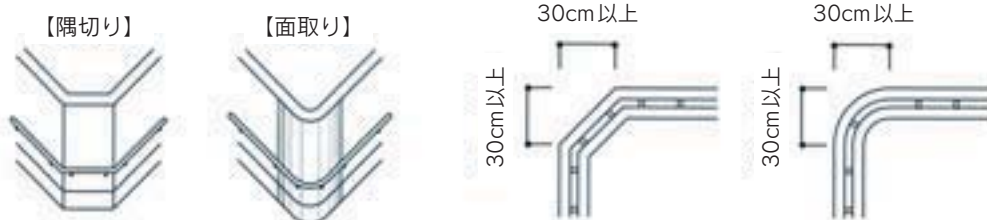
#### 車いすの転回スペース



#### 廊下が交差する部分の例



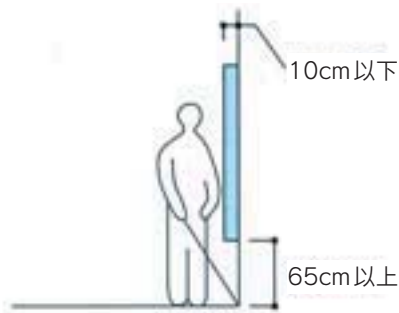
#### 廊下の角の例



○：整備基準 ♥：配慮を要する事項 →：解説



### 視覚障がい者の通行に安全上支障がない例



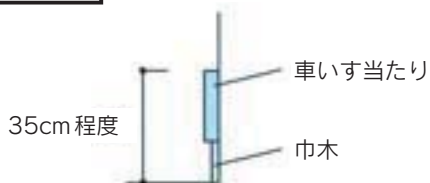
→床から65cm以上の部分に突出物を設ける場合は、突き出し部分を10cm以下とします。

### 杖で感知できる措置の例



→左記以外の場合は、杖で感知できる措置が必要です。

### 車いす当たりの例



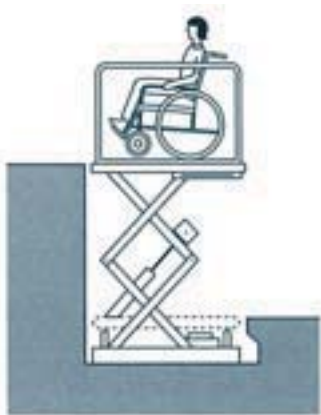
## 6. 高低差

○高低差がある場合においては、「23. 傾斜路」で定める構造の傾斜路及びその踊場、又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けます。

→「23. 傾斜路」(P98) 参照。

### 車いす使用者用特殊構造昇降機の例

【電動油圧リフト】



【階段リフト】



→「車いす使用者用特殊構造昇降機」とは、段差解消機のことです。

○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

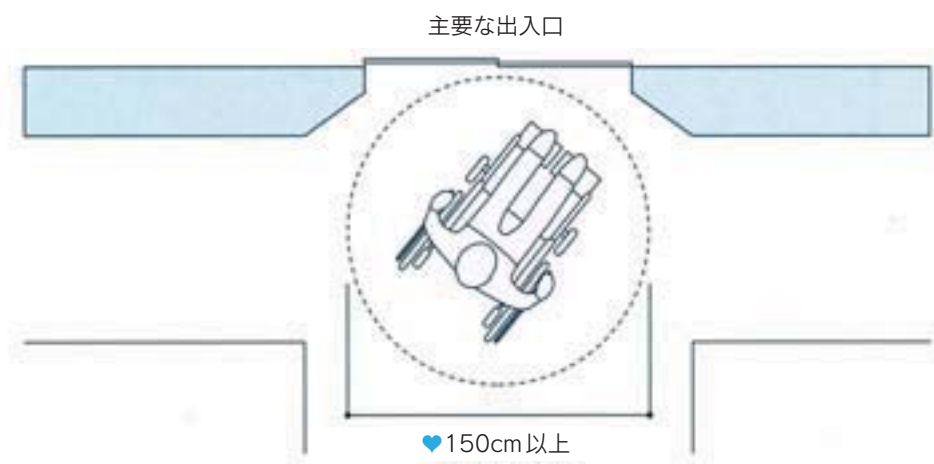
## 7. 出入口に接する部分

○主要な出入口並びにエレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とします。

♥水平部分は、直径150cm以上のスペースとすることが望まれます。

→「150cm」とは、車いすが回転できる幅です。

### 水平部分

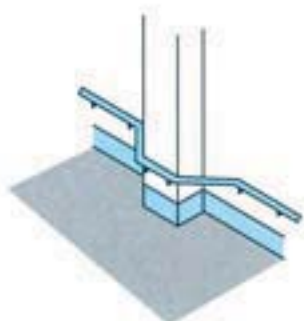


## 8. 手すり

○手すりを設けるよう努めます。

→「22. 手すり」(P95) 参照。  
→高齢者、障がい者等が廊下等の通行を安全に行うための措置です。

### 手すりの設置の例



できるだけ連続して設置します。

○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

## 9. 視覚障がい者用床材等

○直接地上へ通じる主要な出入口のうち1以上の出入口から受付等までの廊下等には、視覚障がい者を誘導するため、次に定める誘導用床材を敷設し、又は音声により誘導する装置その他これに代わる装置を設けます。

・色は、原則として黄色とします。ただし、これによりがたい場合は、周囲の床材の色と明度の差の大きい色とします。

・床材の大きさは、縦横30cmでJIS規格（日本工業規格）T9251に適合するものを原則とします。

ただし、次の場合は、この限りではありません。

①主要な出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合

②その他視覚障がい者の誘導上支障のない場合

→「24. 視覚障がい者用床材」(P102)参照。

→「受付等」には、人による対応のほか、インターホンや点字による案内板も含まれます。

→「音声誘導装置」には、常時誘導鈴が鳴る方式、送信機等を持つ特定の人に対して案内する方式があります。

→「誘導上支障のない場合」とは、

・ホテルの入口で常時勤務している人により誘導が可能な場合

・百貨店等で受付が入口の正面にある場合等です。



## 10. 休憩設備

♥高齢者、障がい者等の休憩用の設備を設けることが望まれます。

→必要に応じて、通行の妨げにならない位置に休憩用ベンチ等を設けます。

○：整備基準

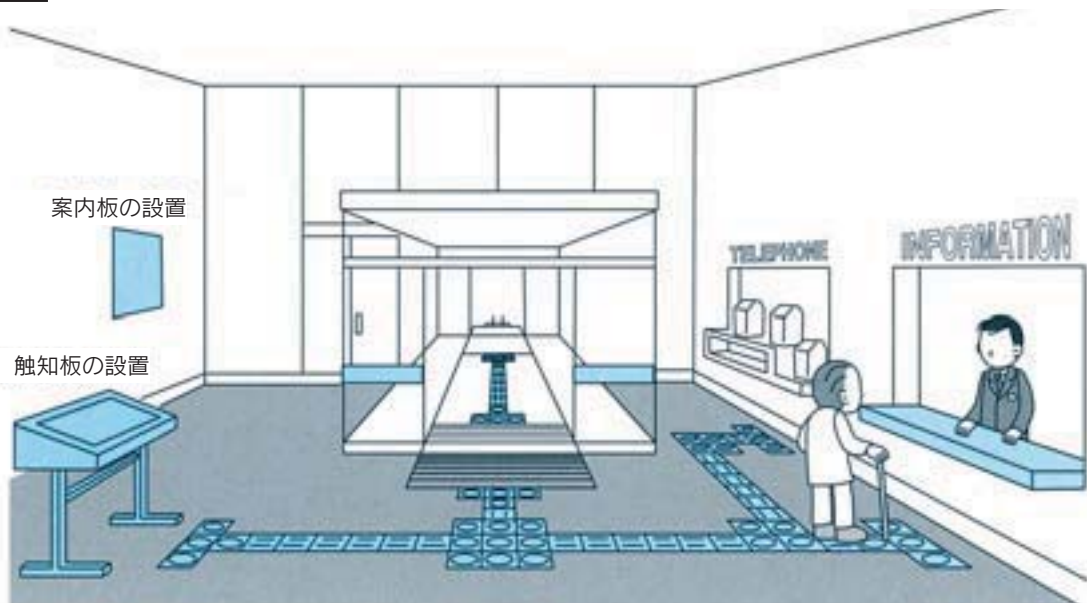
♥：配慮を要する事項

→：解説

## 11. 玄関ホール

- ♥受付カウンター、公衆電話等の位置に配慮することが望まれます。
- ♥玄関付近には、建築物の概要等を示す触知図をわかりやすく、かつ、通行の支障とならない位置に設置することが望まれます。
- ♥玄関に受付がない場合には、障がい者に配慮し、モニター付インターホンを設けることが望まれます。
- ♥上履きに履き替えて利用する施設では、履き替えが容易にできるように椅子等を常に備えることが望まれます。
- ♥視覚障がい者にとっては、無色透明のガラスドア等は、衝突の危険があるため、目の高さの位置に横桟を入れるか、色や模様などで十分識別できるように配慮することが望まれます。

### 玄関ホール



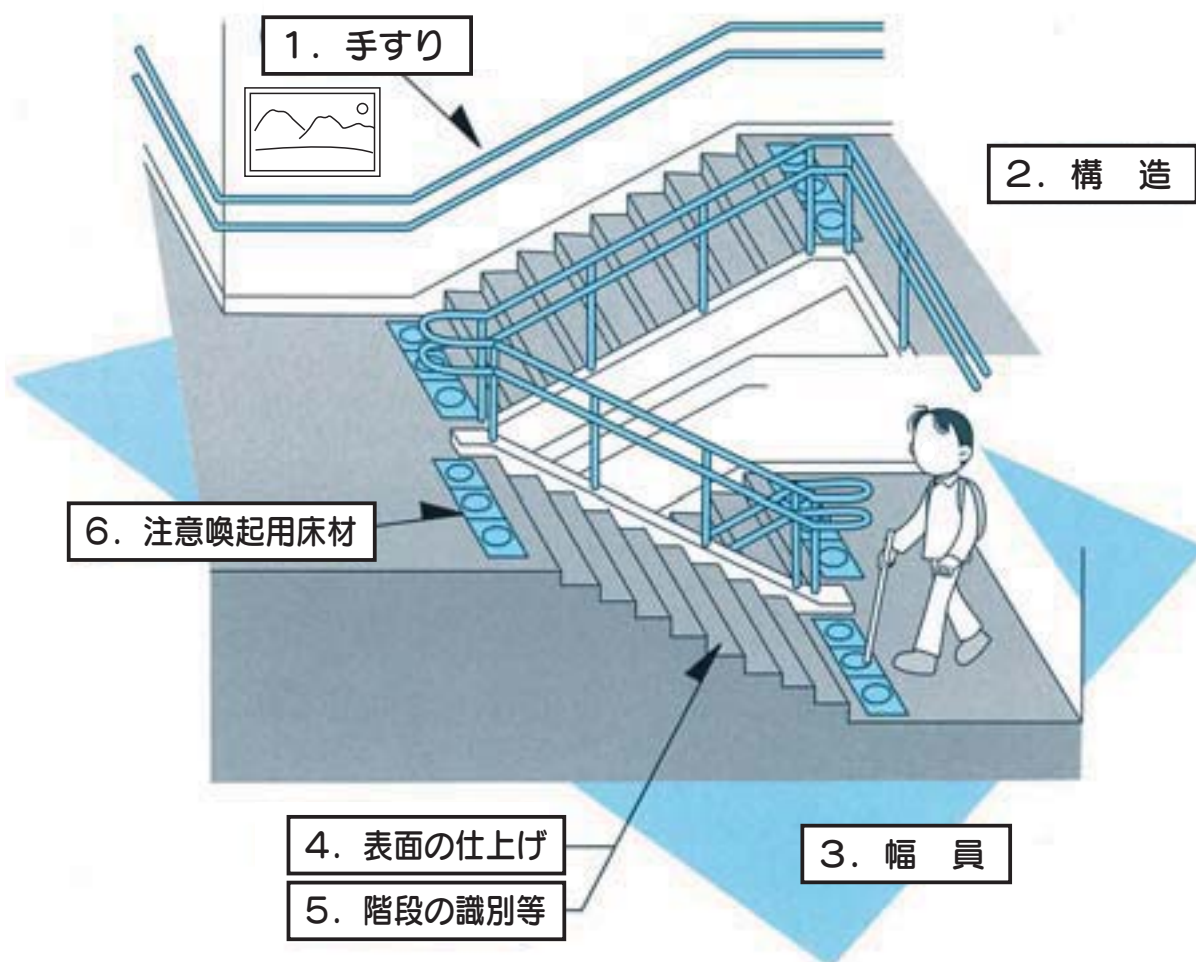
誘導用床材の設置

# 3 階 段

## 基本的な考え方

階段は、建築物内の垂直方向の移動手段の一つであり、高齢者、障がい者等が昇降を行う際の負担を軽減するよう配慮するとともに、安全に対しても配慮することが必要です。

## 整備項目



### ●留意事項

- ▶ 不特定かつ多数の人が使用する階段で、直接地上に出ることができない階に通じる主要な階段を対象とします。
- ▶ 整備基準は、不特定かつ多数の人が使用する主要な階段を、高齢者、障がい者等に配慮した構造とすることを求めています。
- ▶ 常時閉鎖式の非常用階段には適用しません。

## 1. 手すり

○手すりを設けます。

♥手すり子形式とする場合は、危険防止のため階段の側桁、又は地覆を2cm以上立ち上げることが望まれます。

♥手すりは、両側に設置することが望まれます。

♥手すりの端部やわん曲部等に現在位置、方向及び行き先等を点字で表示することが望まれます。

→「22. 手すり」(P95) 参照。

→側面を手すり子形式とする場合に、杖先が落ち込まないようにするためです。

→点字表示は、視覚障がい者の安全な移動を確保するための措置で、JIS規格T0921に適合するものが望まれます。

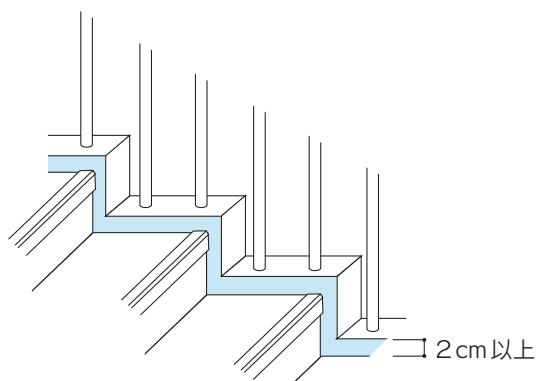
## 2. 構造

○主たる階段には、回り段を設けないこととします。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合においては、この限りではありません。

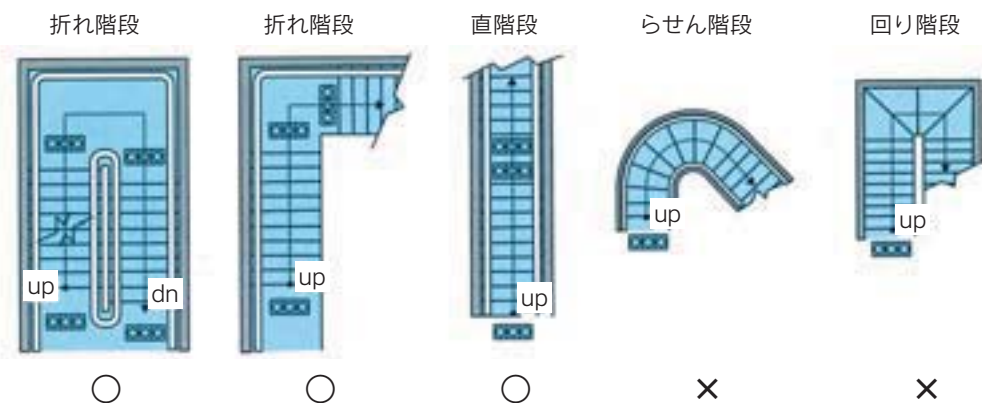
→「回り段」とは、らせん階段や踊場に段差を設け（方向を変更する部分に段を設ける）、踏面幅が違うものをいいます。

→回り段を設けないのは、高齢者等にとって同じ段の内部側と外部側の踏面幅が違うため、バランスを失いやすく危険であり、視覚障がい者等が方向を見失う場合もあるためです。

### 地覆の例



### 階段の例



## 3. 幅員

♥幅は、140cm以上とすることが望まれます。

→「140cm」とは、杖使用者が円滑に上・下できる幅です。

○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説



## 4. 表面の仕上げ

○表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

- 「滑りにくい材料」は「Ⅲ. 資料編」(P192) 参照。
- ノンスリップを設けることは、滑り止めの手段として有効ですが、金属製のものは、杖が滑りやすいので、できる限り避けます。

## 5. 階段の識別等

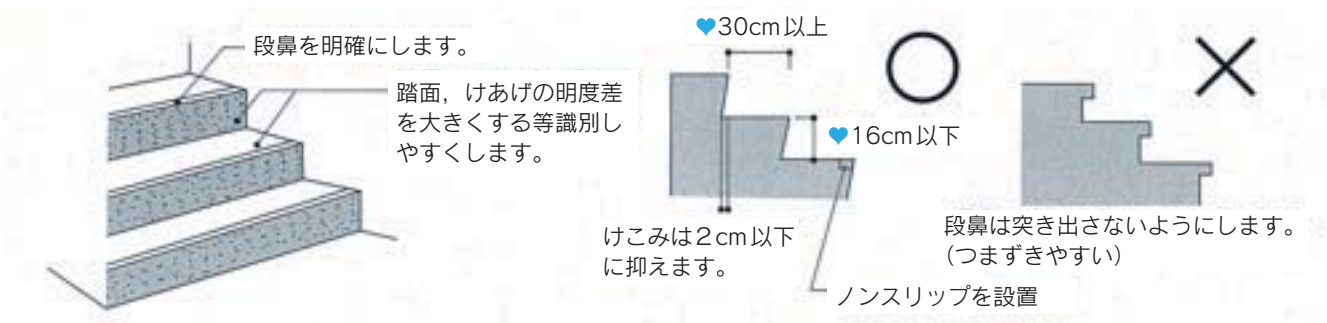
○踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいものとする等により、段を識別しやすいものとし、かつ、つまずきにくい構造とします。

- ♥ けこみ板、踏面、段鼻（ノンスリップ）の色を変えることが望まれます。
- ♥ けあげは、16cm以下、踏面は、30cm以上とすることが望まれます。
- ♥ 同一階段では、けあげ及び踏面の寸法を一定にすることが望まれます。
- ♥ 必要に応じ足元灯や非常照明を設けることが望まれます。

- 「踏面の色をけあげの色と明度の差の大きいもの」とは、視覚障がい者が段の位置を識別し、安全に踏面を踏むことができるようにするためです。
- 「つまずきにくい構造」とは、段鼻が突出していない、けこみ板を適切に設けるもの及び極端に急勾配としないもの等をいいます。
- 同一色の場合、弱視の人にとっては、階段が平面と見えることがあるからです。
- 「けあげは、16cm以下、踏面は、30cm以上」とは、高齢者等が昇降しやすい寸法です。

### 識別しやすくした例

### 踏面、けあげの形状



## 6. 注意喚起用床材

○階段の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設します。

- ・色は、原則として黄色とします。ただし、これによりがたい場合は、周囲の床材の色と明度の差の大きい色とします。
- ・床材の大きさは、縦横30cmでJIS規格T9251に適合するものを原則とします。
- ♥ 段があることを知らせるために、上下端の設置が望まれます。

→ 「24. 視覚障がい者用床材」(P102) 参照。

→ 転落の危険等の度合いから階段の上端にのみ設置義務を設けていますが、下端においてもつまずき等の危険があるからです。

○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

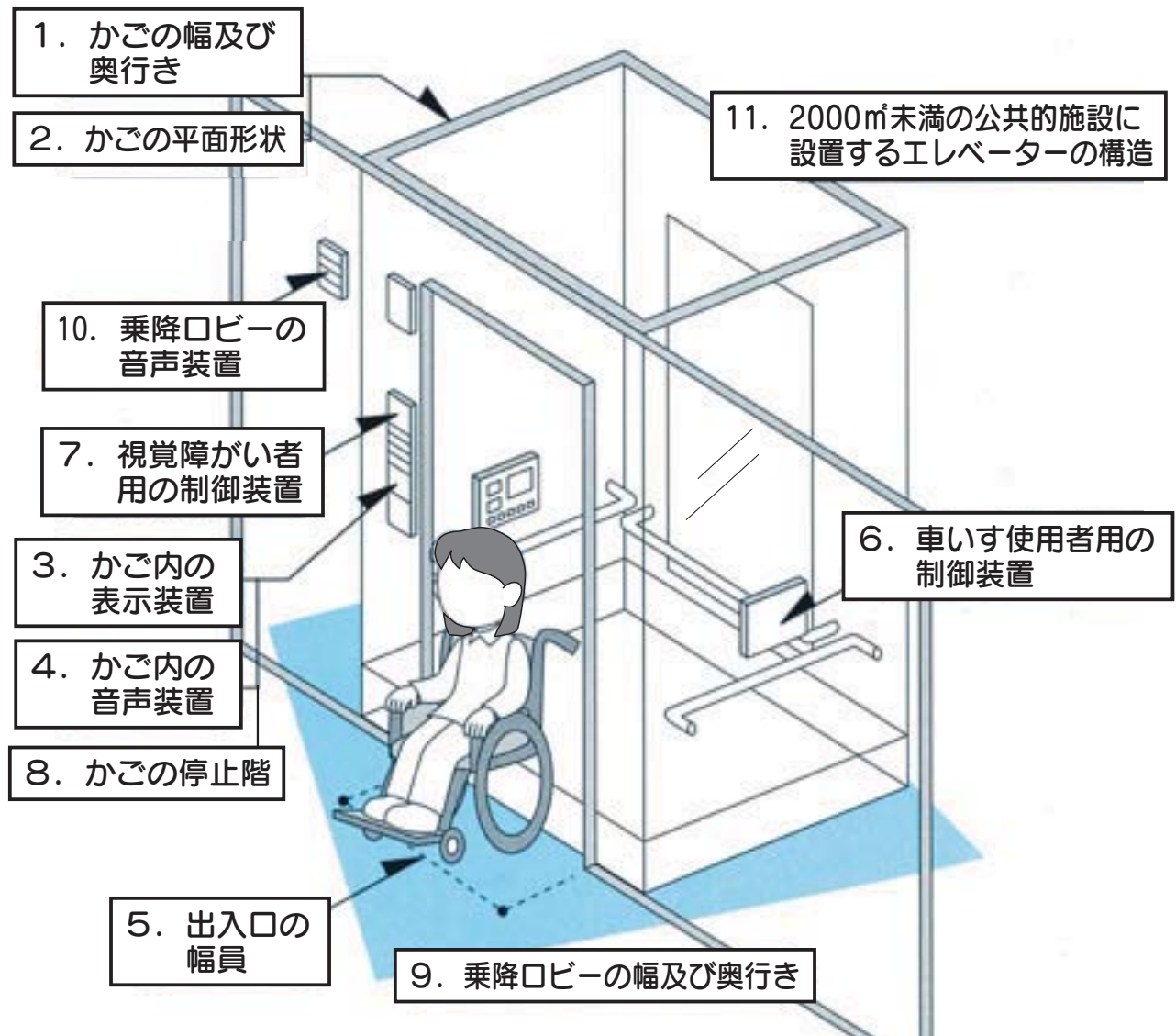


# 4 エレベーター

## 基本的な考え方

車いす使用者等の階段の利用が困難な人にとっては、エレベーターは、最も有効な垂直方向の移動手段です。整備にあたっては、構造、表示等について、車いす使用者や視覚障がい者の利用に配慮したものとすることが必要です。

## 整備項目



### ●留意事項

- ▶ 不特定かつ多数の人が利用し、直接地上に出ることができない階がある建築物に設置するエレベーターを対象とします。
- ▶ 整備基準は、車いす使用者や視覚障がい者に配慮した1以上のエレベーターの設置を求めています。

○直接地上へ通じる出入口がない階を有する公共的施設で用途面積の合計が2,000㎡以上のものには、次の構造のエレベーターを設けます。

なお、専ら駐車場の用に供される階にあつては、車いす使用者用駐車場施設が設けられる階に限ります。

また、提供されるサービス、又は販売される物品を高齢者、障がい者等が享受又は購入することができる措置を講ずる場合においては、この限りではありません。

## 1. かごの幅及び奥行き

- かごの幅は、内法140cm以上とします。
- かごの奥行きは、内法を135cm以上とします。

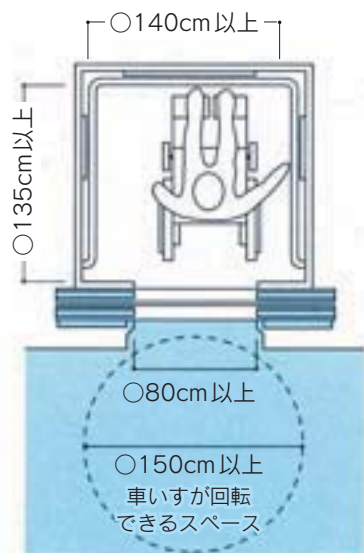
♥かごの幅は、内法を160cm以上とすることが望まれます。

- 幅「140cm」奥行き「135cm」とは、JIS規格の11人乗りエレベーターのかごの寸法です。
- 共同住宅等でトランクつきエレベーターが設けられる場合には、幅の内法を105cm以上とします。幅「105cm」とは、JIS規格の9人乗り住宅用エレベーターのかごの寸法で、かごの奥行きは「152cm」です。
- 「160cm」とは、JIS規格の13人乗りエレベーターのかごの寸法です。

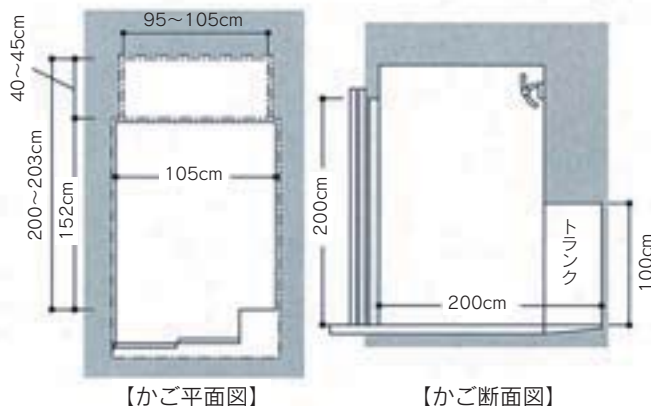
## 2. かごの平面形状

- かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとします。
  - ♥かごの両面、正面壁の床上75~80cm程度のところに手すりを設けることが望まれます。
  - ♥緊急呼び出しボタン、インターホンなどを車いす使用者の手の届く範囲に設置することが望まれます。
  - ♥建築物床とかごとの隙間は、3cm以下とし、段差をなくすため、自動着床調整装置を設置することが望まれます。
  - ♥必要に応じて、車いす当たりを取り付けることが望まれます。
  - ♥光電装置は、車いすのフットレス部分及び身体部の2ヶ所(20cm, 60cm程度)を通すように設置することが望まれます。
  - ♥かごの内部を見ることが出来るガラス窓を設置することが望まれます。

### かごの寸法、形状の例



### トランク付きエレベーターの例



○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    →：解説

### 3. かご内の表示装置

○かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けます。

♥非常時や過定員等の場合に聴覚障がい者も認知できるよう警報ブザーのほかに文字による表示装置を設けることが望まれます。

### 4. かご内の音声装置

○かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けます。

### 5. 出入口の幅員

○かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80cm以上とします。

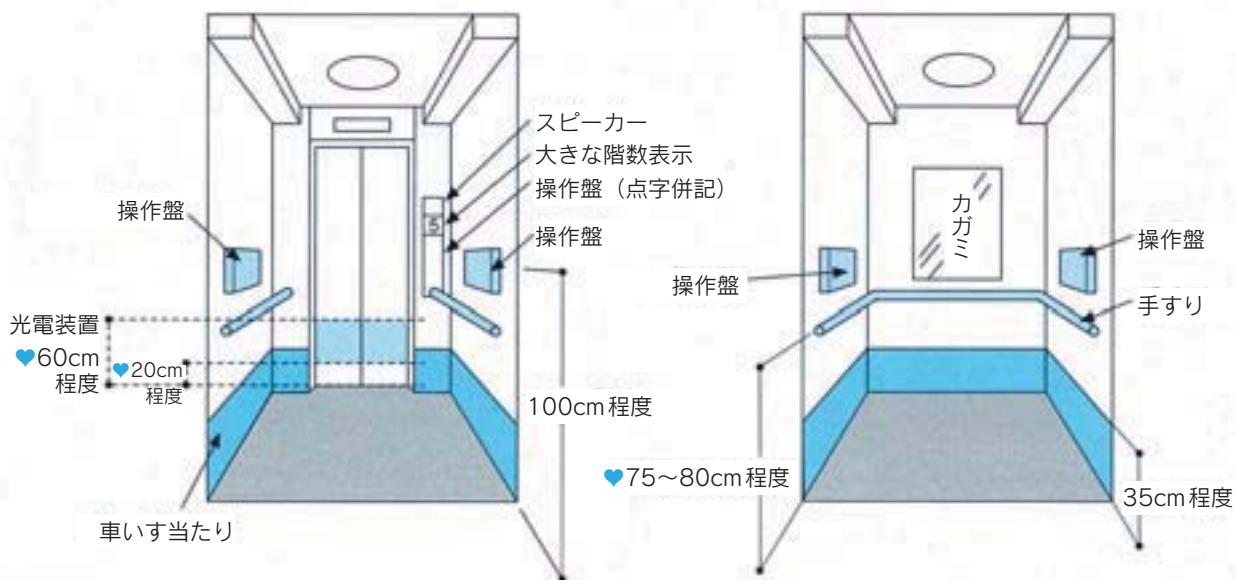
♥かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を90cm以上とすることが望まれます。

→「内法」は、有効幅員とし、利用可能な幅です。

→「80cm」とは、車いす使用者が通過できる幅です。

→「90cm」とは、車いす使用者が通過しやすい幅です。

### かご内の例



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

## 6. 車いす使用者用の制御装置

○かご内及び乗降口ピラーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けます。

♥低位置の操作ボタンが押されたときは、戸の開放時間が通常よりも長くなるように配慮することが望まれます（10秒程度）。高齢者、障がい者等が常時利用する建築物においては、さらに戸の開閉時間を長くするよう配慮することが望まれます。

➔「車いす使用者が利用しやすい位置」とは、車いす使用者の手の届く範囲に操作ボタンの位置がくるように床高100cm程度とします。

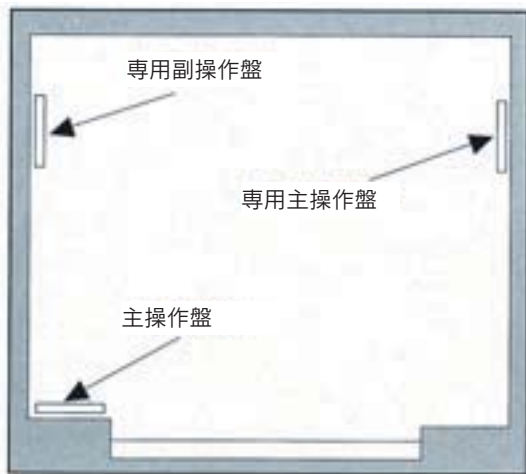
## 7. 視覚障がい者用の制御装置

○かご内及び乗降口ピラーに設ける制御装置（車いす使用者用の制御装置を除く）は、視覚障がい者が円滑に操作できる構造とします。

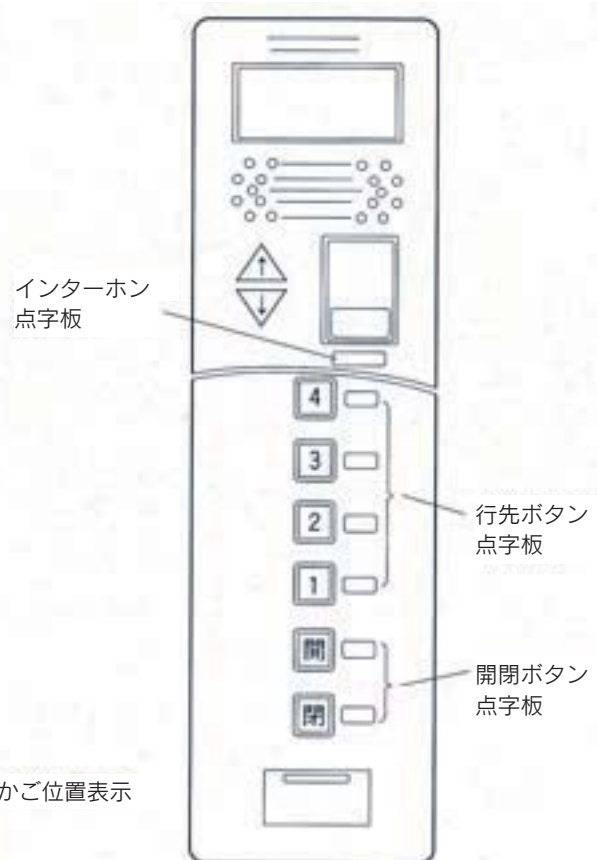
♥行先ボタンは、押した感覚でわかるように配慮することが望まれます。

➔「円滑に操作できる」とは、主操作盤に点字を付けることです。

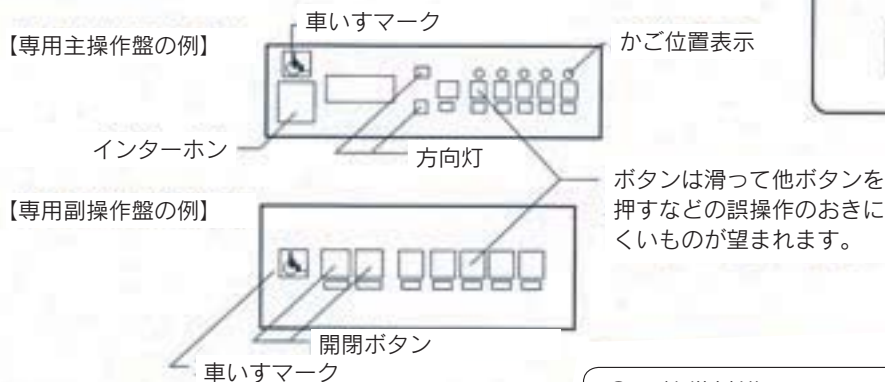
### 操作盤の設置位置の例



### 主操作盤の例



### 専用操作盤の例



○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    ➔：解説

## 8. かごの停止階

○かごは、利用居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室、車いす使用者用浴室又はシャワー室がある階及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止することとします。

## 9. 乗降ロビーの幅及び奥行き

○乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を150cm以上とし、その前後に高低差がないこととします。

→「150cm」とは、車いすが回転できる幅です。

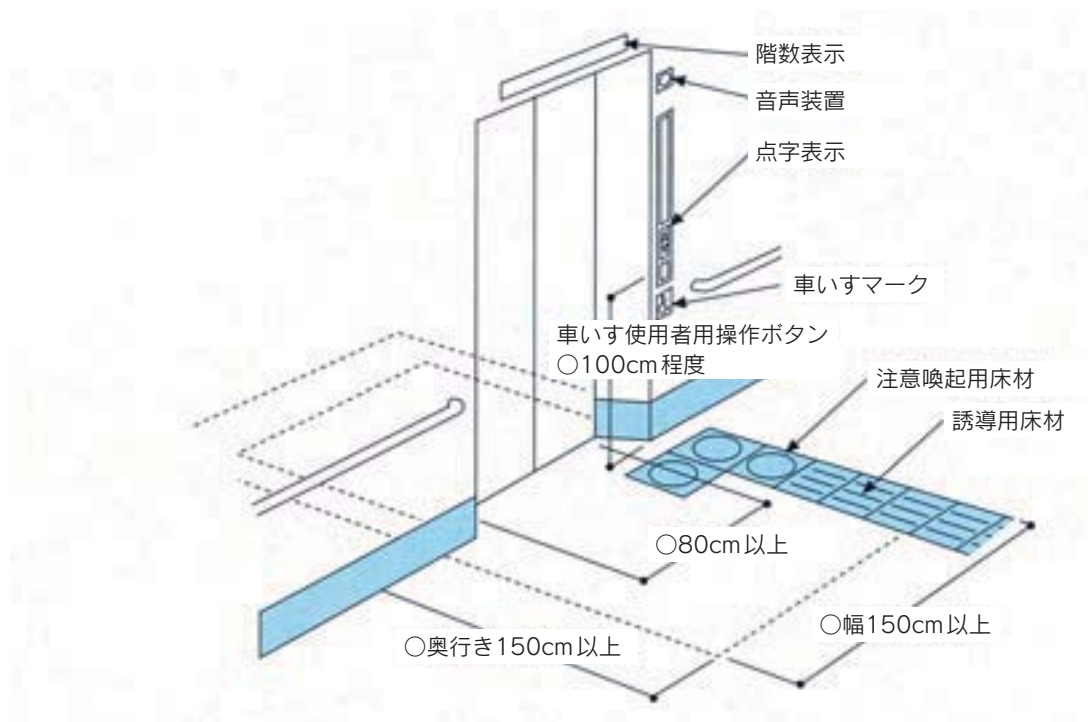
♥乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ内法を180cm以上とすることが望まれます。

→「180cm」とは、車いすが回転しやすい幅です。

## 10. 乗降ロビーの音声装置

○乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けます。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合においては、この限りではありません。

### 乗降ロビーの例



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説



○公共的施設で用途面積の合計が2,000㎡未満のものには、次の構造のエレベーターを設けるよう努めます。

## 11. 構造

○高齢者、障がい者等が円滑に利用できる構造のエレベーターを設けるよう努めます。

→車いす使用者が利用可能な奥行き及び出入口の幅員を確保することにより、直進して入り、バックして出ることができるようにします。  
→かご内の表示装置を設けるなど（3～10（P33～P35）参照。）車いす使用者、視覚障がい者に配慮した構造とします。

### エレベーター機種表（JIS規格による）

単位：mm

項 目			(1) の条件 (手動車いす)		(2) の条件 (手動車いす)	
使 い 方			かごの中で車いすの向きをかえる		乗り込んだ状態でそのまま出る	
最小かご寸法			W1,400×D1,350		W1,000×D1,100	
最小出入口幅			800		800	
適用機種 (JISA4301)	一般乗用	P-6	かごの内法寸法		×	×
			(間口)	(奥行)		
		P-9	1,400	850	×	○
		P-11	1,400	1,100	○	○
		P-13	1,400	1,350	○	○
		P-15	1,600	1,350	○	○
	住宅用	R-6	1,600	1,500	○	○
			1,800	1,300	×	○
	寝台用	R-9	1,050	1,150	×	○
			1,050	1,520	×	○
	寝台用	B-750	1,300	2,300	×	○
1,500			2,500	○	○	

○：車いす使用者が利用可能 ×：車いす使用者が利用困難

表中の条件について

- ① (1) の手動車いすをかご内で180度方向転換できる仕様は、車いすで前進で乗り込み、方向を変えて前進で出ることと、車いすの他に何人かの人が同時に乗り合わせることでできる条件とします。
- ② (2) の手動車いすをかご内で転回しない仕様は、車いすで前進（または後進）で乗り込み、後進（または前進）で出ることとし、添乗者または利用者が少なくとも一人同乗できる条件とします。

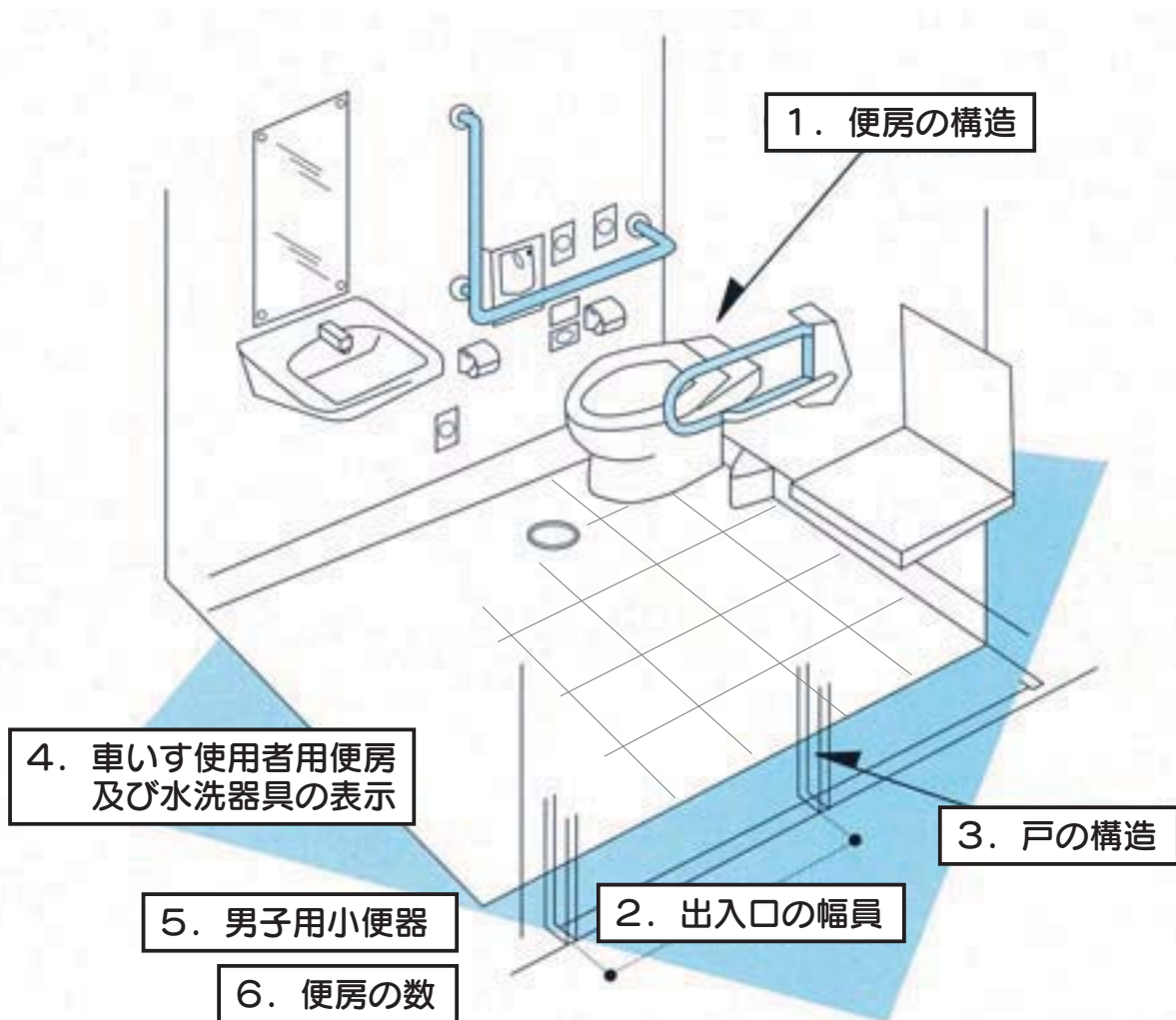
○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    →：解説

# 5 便 所

## 基本的な考え方

車いす使用者等が外出した際に困ることのひとつは、利用できる便所が少ないことです。これらの人が利用可能な便房がわかりやすく、利用しやすい位置に設置されていることが必要です。

## 整備項目



### ● 留意事項

- ▶ 不特定かつ多数の人が利用する便所を対象とします。
- ▶ 整備基準は、便所を設ける場合に、1以上の便所を、車いす使用者及びオストメイト（人工肛門・人工膀胱の造設者）等に配慮した構造とすることを求めています。また、男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上の整備を求めています。



# 1. 便房の構造

## (1) 主な構造

- 車いす使用者が円滑に利用することができるよう平坦で十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房（車いす使用者用便房）を設けます。
- 手すりは便器の両側の適切な位置に設置します。
- 床面積の合計が1,000㎡以上の次の施設には、高齢者、障がい者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を建物に1以上設けます。

### 水洗器具の整備対象施設

《条例の対象施設（P3参照）のうち、床面積の合計が1,000㎡以上の次に示す建築物》

- 病院又は診療所 ○劇場、観覧場、映画館又は演劇場
- 集会場又は公会堂 ○展示場 ○薬局
- 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ホテル又は旅館 ○老人福祉施設等の社会福祉施設
- 体育施設、ボウリング場又は遊技場その他これらに類する施設
- 博物館、美術館又は図書館 ○飲食店
- 銀行、信用金庫その他これらに類する金融機関の店舗
- 公共交通機関の建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- 郵便局株式会社の営業所 ○官公庁の庁舎
- 火葬場 ○冠婚葬祭施設 ○複合用途建築物

♥便所が設けられている階ごとに水洗器具を設けた便房を設置することが望まれます。

- ➔「十分な床面積」とは、便房の構造の例を参照。
- ➔表面は、濡れても滑りにくい仕上げとします。
- ➔便座の高さは、車いすの座面と同じ40～45cm程度とします。
- ➔便座の位置は、正面からアプローチを確保できるものとし、かつ、片側マヒの人の利用等に配慮し、左右からの側面移乗のできるものとしします。
- ➔車いすから便器までの移乗を補助することと、座位バランスをとるために便器の両側にL型の手すり及び水平手すりを設置します。
- ➔L型の手すりは、壁から12cm程度（手すりの内側に手洗器を設ける場合は20cm程度）はなして固定し、水平手すりは可動式とすることが望まれます。
- ➔水平手すりの高さは、車いすのアームレスと同じ高さ（65～70cm程度）とします。
- ➔水平手すりを可動式とするのは、介助スペースを確保することや便器の横アプローチを確保するためです。
- ➔水洗器具とは、オストメイト（人工肛門・人工膀胱の造設者）対応の設備です。
- ➔水洗器具の整備対象施設のうち、社会福祉施設については、児童福祉施設を除きます。

# 便房の構造の例

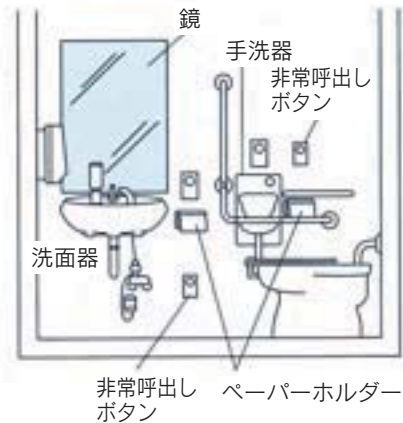
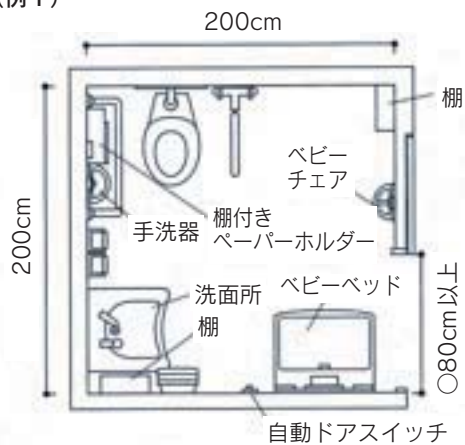
## 【車いす使用者に配慮した便房の例（最小寸法図）】

対象者		プラン	イ		ロ		ハ		ニ	
			x = 横寸法	y = 縦寸法	x = 横寸法	y = 縦寸法	x = 横寸法	y = 縦寸法	x = 横寸法	y = 縦寸法
の車 種 い す 類	の介 有 助 無 者	対象車いす	必要面積		必要面積		必要面積		必要面積	
			本人使用 (コンパクトタイプ)	x = 1400mm y = 1700mm 2.38㎡	x = 1550mm y = 1600mm 2.48㎡	x = 1850mm y = 1600mm 2.96㎡	x = 1200mm y = 1800mm 2.16㎡			
手 動 車 い す	無	JIS (自走・標準型の一般タイプ)	x = 1600mm y = 1700mm 2.72㎡	x = 1550mm y = 1800mm 2.79㎡	x = 1850mm y = 1800mm 3.33㎡	x = 1400mm y = 2000mm 2.80㎡				
		本人使用 (コンパクトタイプ)	x = 1700mm y = 1800mm 3.06㎡	-	x = 2400mm y = 1700mm 4.08㎡	-				
手 動 車 い す	有	JIS (自走・標準型の一般タイプ)	x = 1700mm y = 2000mm 3.06㎡	-	x = 2400mm y = 1900mm 4.56㎡	-				
		JIS (一般タイプ)	x = 2000mm y = 2000mm 4.00㎡	x = 2000mm y = 2000mm 4.00㎡	x = 1850mm y = 2000mm 3.70㎡	-				
電 動 車 い す	無	JIS (最大値)	x = 2200mm y = 2000mm 4.40㎡	x = 2200mm y = 2000mm 4.40㎡	x = 1850mm y = 2200mm 4.07㎡	-				

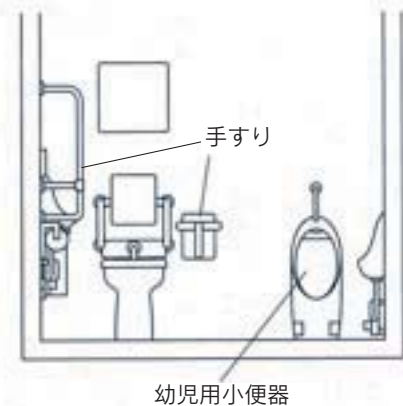
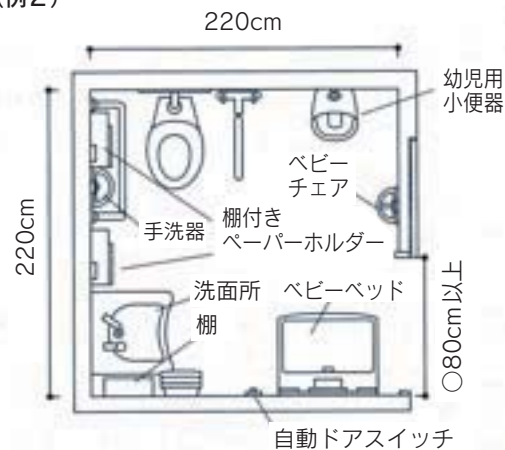
※ JIS仕様車いすの場合の寸法は、本人使用車いすとJIS仕様車いすとの寸法差を考慮して換算したものです。

## 【乳幼児連れと車いす使用者に配慮した便房の例】

(例1)



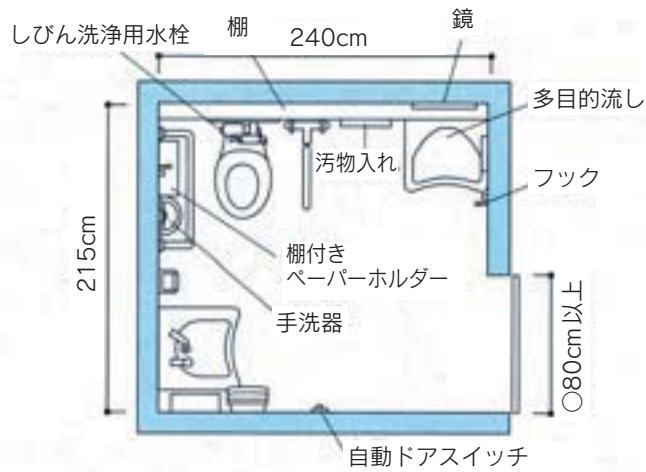
(例2)



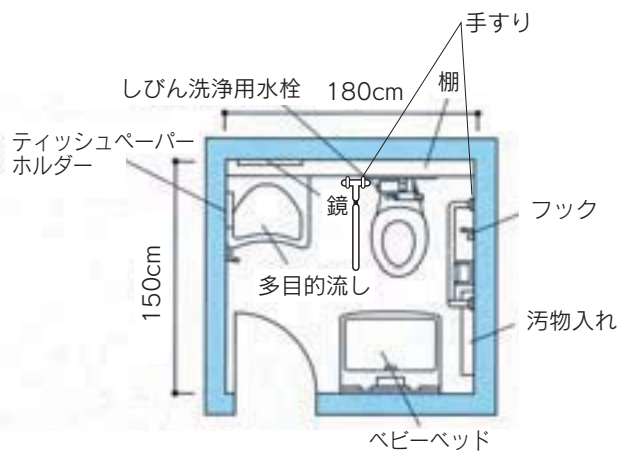
○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    →：解説

【オストメイト（人工肛門，人工膀胱造設者）と車いす使用者に配慮した便房の例】

(例1)

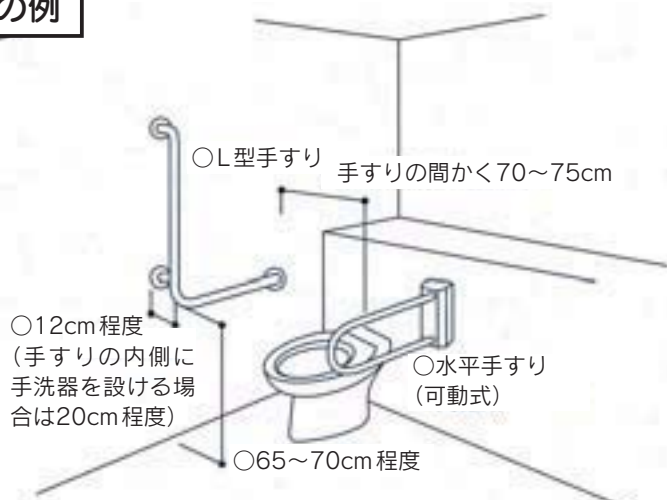


(例2)



○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    ➡：解説

## 手すりの設置の例



## (2) 洗浄装置

♥便座に腰掛けのまま利用できる位置及び車いすに乗ったまま利用できる位置に洗浄装置を設置することが望まれます。

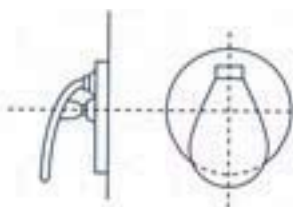
♥便器洗浄ボタンはJIS規格S0026に適合するものが望まれます。

→くつべら式押しボタン、光感知式のものなど、操作しやすい形状とします。

→介助者等が操作することを想定し、床面にも足踏式のボタンを設けることが望まれます。

## 洗浄装置の例

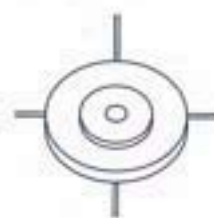
【くつべら式】



【光感知式】



【足踏式】



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

### (3) 手洗器等

♥手洗器と洗面器は、併設することが望めます。

♥手洗器は、便座に腰掛けたまま使用できる位置に設置することが望めます。

♥杖使用者、歩行困難者が使用する洗面器は、左右に寄り掛かることができる手すりを設置することが望めます。

→洗面器の下部空間の高さは、60～65cm程度とします。

→水栓は、レバー式、自動水栓など簡単に操作できるものとします。

→車いすが回転できない場合に後方を確認するために床上80cm程度の高さで長尺鏡を取り付けます。

→「便座に腰掛けたまま使用できる手洗器」とは、排泄障がいを伴う障がい者が、摘便（指で便をかき出す行為）の後に、汚れた手を洗うため等に必要です。

### (4) ペーパーホルダー

♥便座に腰掛けて使用する場合と移乗せず使用する場合を考慮して、2か所設置することが望めます。

♥ペーパーホルダー（紙巻器）はJIS規格S0026に適合するものが望めます。

→「移乗せず使用する場合」とは、装着尿器の使用者などの場合です。

### (5) 非常呼出し装置

♥設置する場合は、便座に腰掛けた状態で手の届く位置に設けることが望めます。

♥転倒した場合にも利用できる位置に設置することが望めます。

♥非常呼出しを確認した場合の確認ランプを便房内に、また、便所の出入口には、非常呼出し装置作動ランプを設置することが望めます。

♥呼出しボタンはJIS規格S0026に適合するものが望まれます。

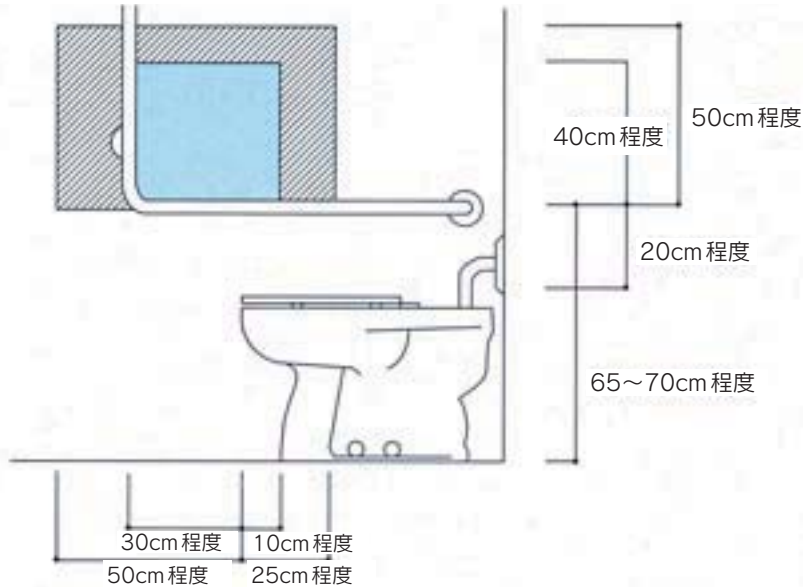
○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

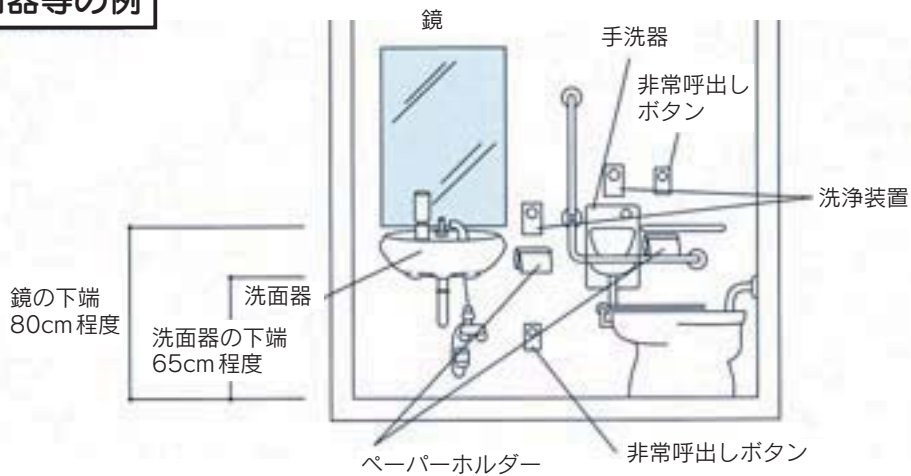
側面壁の手の動作域

【無理なく動作できる範囲】

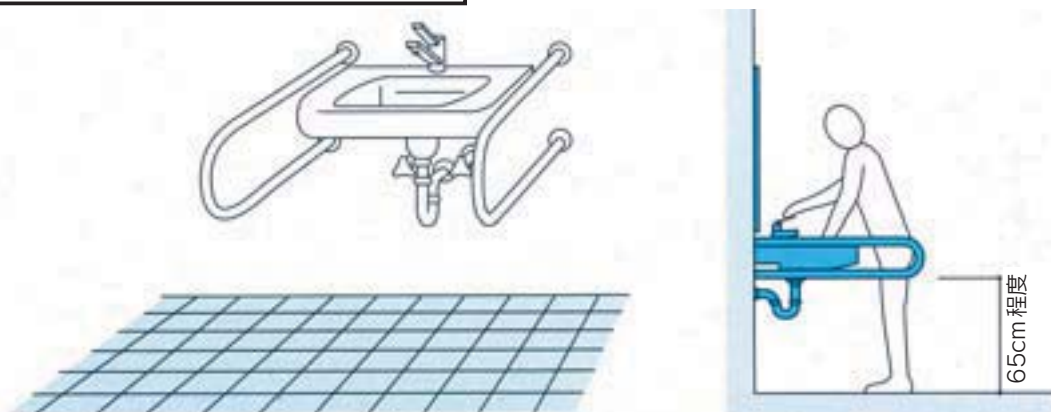


区分	設置する機器
片手の動作域	便器の洗浄スイッチ、棚、ペーパーホルダー、非常呼出しボタン、他
両手の動作域	ペーパーホルダー、ペーパータオル、手洗い器、他

手洗器・洗面器等の例



杖使用者等の歩行困難者用洗面器の例



○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    →：解説



## (6) 棚 等

- ♥ 壁には、車いす使用者の利用の障がいにならない位置に手荷物を置く棚及びフックを設置することが望まれます。
- ♥ 広いスペースの便房内には、荷物置きや更衣等のための長椅子を設置することが望まれます。

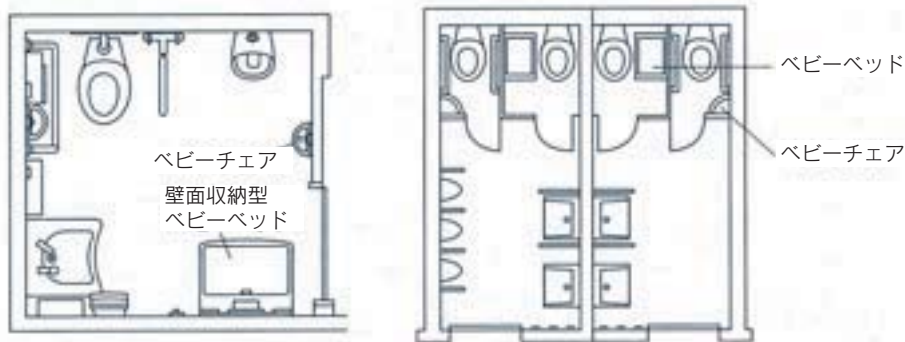
→人工肛門の人は、排泄時に装具などを並べるため、洗面器から手の届くところに棚が必要です。

## (7) ベビーベッド等

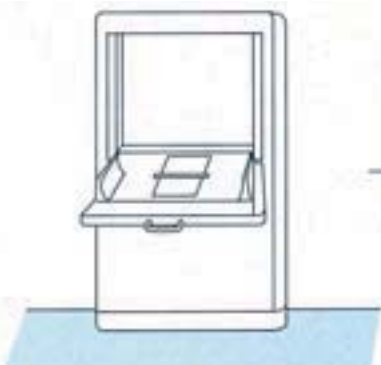
- ♥ 必要に応じて、壁面収納型ベビーベッド及びベビーチェアを設置することが望まれます。

→「ベビーベッド」とは、主に赤ちゃんのおむつ換えのためのベッドです。  
→「ベビーチェア」とは、赤ちゃんの体を安全に固定できる椅子です。これにより、赤ちゃんを抱いたままで用を足さなくてもよくなります。

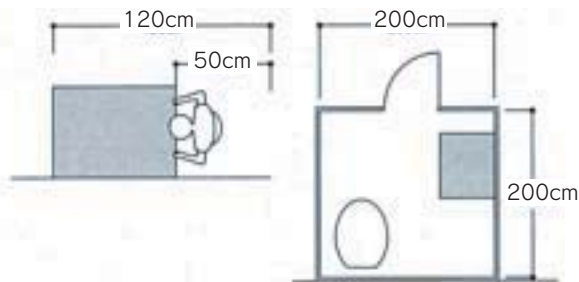
### 壁面収納型ベビーベッド、ベビーチェアの配置の例



### ベビーベッドの例

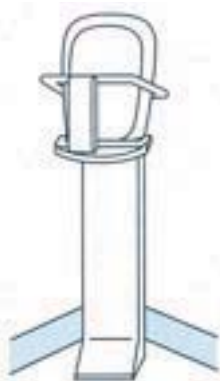


### ベビーベッドの設置レイアウトの例



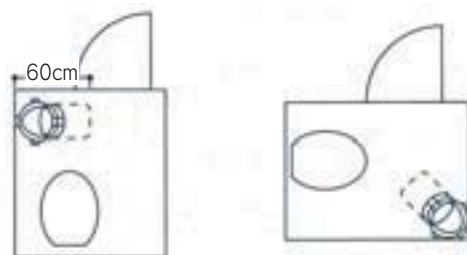
→ベビーベッドの右側又は左側に50cm以上の作業スペースを確保することが望まれます。

### ベビーチェアの例



### ベビーチェアの設置レイアウトの例

【洋式トイレ側面壁に設置】      【洋式トイレコーナーに設置】



○：整備基準      ♥：配慮を要する事項      →：解説



## 2. 出入口の幅員

○車いす使用者用便房の出入口及び車いす使用者用便房のある便所の出入口の幅は、内法を80cm以上とします。

→「内法」とは、有効幅員とし、利用可能な幅です。

→「80cm」とは、車いす使用者が通過できる幅です。

## 3. 戸の構造

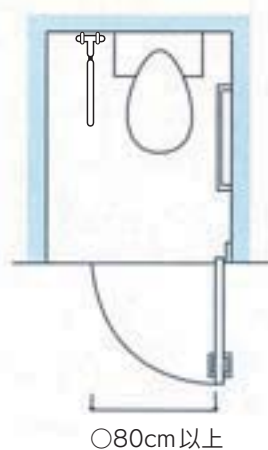
○車いす使用者用便房の出入口及び車いす使用者用便房のある便所に戸を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、その前後に高低差がないこととします。

→「円滑に開閉して通過できる構造」とは、引き戸が最適ですが、可能であれば自動引き戸とします。構造上やむを得ない場合は、便房内での動作を考慮して外開き戸とします。また、段が生じる場合は、2cm以下で丸みを持たせた段に仕上げます。

♥戸は、内側から閉めると自動的に施錠され、外側に「使用中」の表示を行い、非常の場合を考慮して外部から施錠できるものが望まれます。

♥手動式の場合は、吊り戸式引き戸とし、取っ手は、レバー式か棒状のものが望まれます。

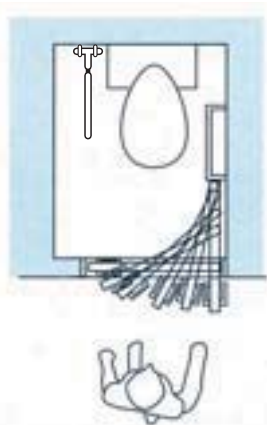
### 出入口の幅員



→便房及び便所の出入口の幅員は、車いす使用者が容易に利用できるよう80cm以上とします。

→車いすが転回または回転できるスペースを確保することが望まれます。

### 戸の構造の例



→便房の周囲の状況から戸幅がとりづらい場合は効果的です。

○：整備基準

♥：配慮を要する事項

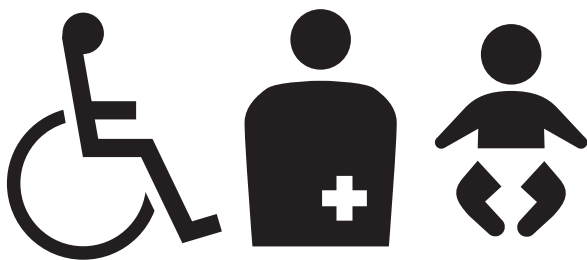
→：解説

#### 4. 車いす使用者用便房及び水洗器具（オストメイト対応設備）の表示

○車いす使用者用便房や水洗器具（オストメイト対応設備）を設置した旨を、便所の出入口付近に見やすい方法により表示するよう努めます。

♥便所の出入口には、障がい者をはじめ高齢者、妊産婦など、障がい者以外の人でも利用できる旨を表示することが望まれます。

#### 案内表示の例



身体障がい者・オストメイト・乳幼児  
用の設備を備えています



○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    →：解説

## 5. 男子用小便器

○男子用小便器のある便所を設ける場合においては、受け口の高さが35cm以下（低リップ型）の小便器がある便所を1以上設けます。

- ♥男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、低リップ型の小便器がある便所を1以上設けることが望まれます。
- ♥女性用便所の中にも低リップ型の小便器を設けることが望まれます。

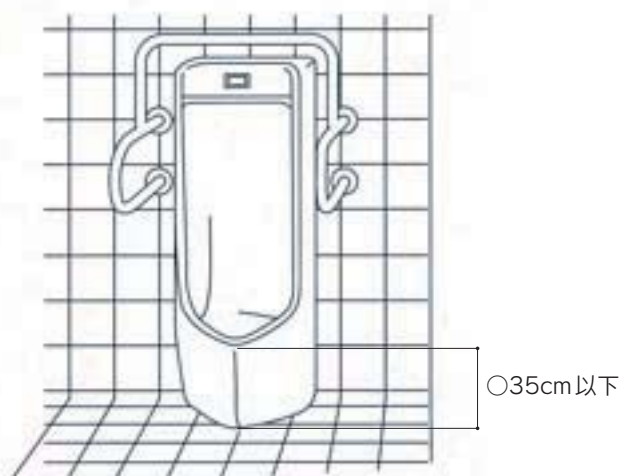
→尿だれの汚れの防止や装着尿器の使用等様々な人の使い勝手を考慮したものです。

→杖使用者等が前や横手すりに体を預けるため、便器の前面及び両側に手すりを設けます。

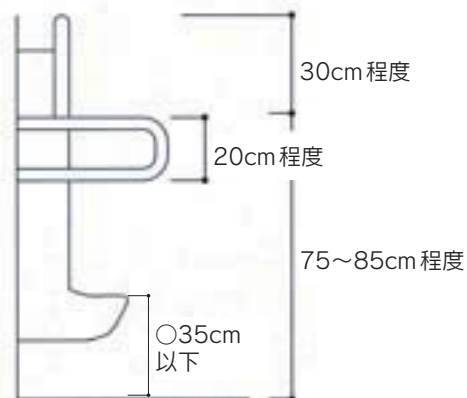
→手すりはストールに近づけて設置し、また、小便器は、出入口に一番近い位置に設置します。

→「女性用便所の中にも小便器を設ける」とは、子ども連れに配慮するためです。

### 男子用小便器の設置の例



床置き式小便器



壁掛式小便器

## 6. 便房の数

- ♥車いす使用者用便房の数は、当該階の便房の総数が200以下の場合、2%（便房の総数に50分の1を乗じて得た数）以上とし、200を超える場合は、1%（便房の総数に100分の1を乗じて得た数）に2を加えた数以上を設けることが望まれます。

→

便房の総数	必要数
~50	1
51~100	2
101~150	3
151~200	4
201~300	5

○：整備基準

♥：配慮を要する事項

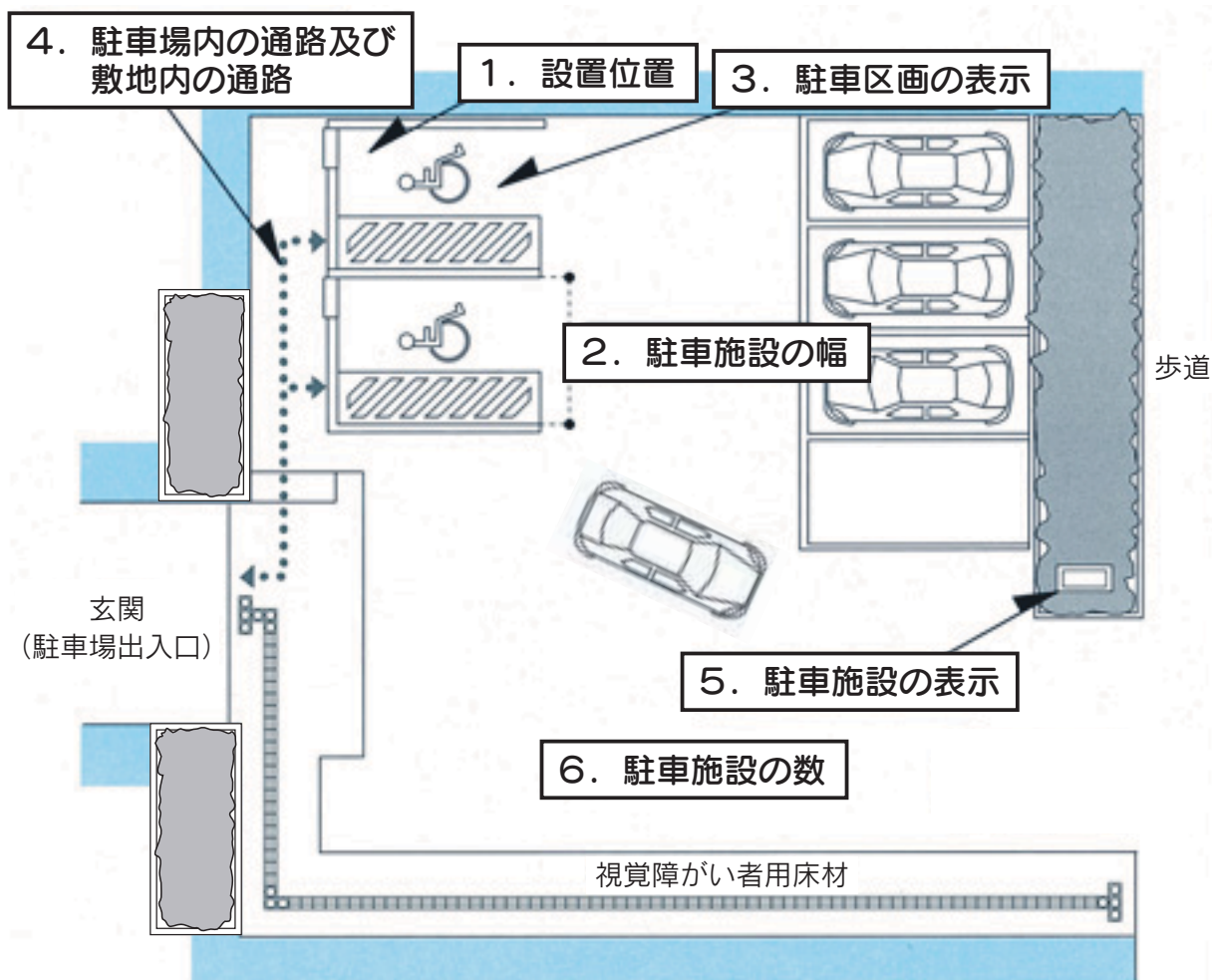
→：解説

# 6 駐車場

## 基本的な考え方

高齢者、障がい者等の日常生活上の外出手段として、最も利用されているものが自動車です。そのため、施設に車いす使用者用の駐車施設を設置することが必要です。また、駐車施設から施設の出入口まで、安全性に配慮した経路を確保することも必要です。

## 整備項目



### ●留意事項

- ▶ 駐車場を対象とします。
- ▶ 整備基準は、1以上の車いす使用者用駐車施設の整備を求めています。
- ▶ 従業員専用駐車場には適用しません。

## 1. 設置位置

○車いす使用者用駐車施設は、車いす使用者用駐車施設へ通ずる建築物の主要な出入口から車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けます。

→車いす使用者の移動の負担を軽減するために、建築物の出入口にできる限り近い位置に設置します。

→屋内駐車場の場合は、駐車場出入口、又は、エレベーターまでの距離を短くするようにします。

## 2. 駐車施設の幅

○幅は、350cm以上とします。

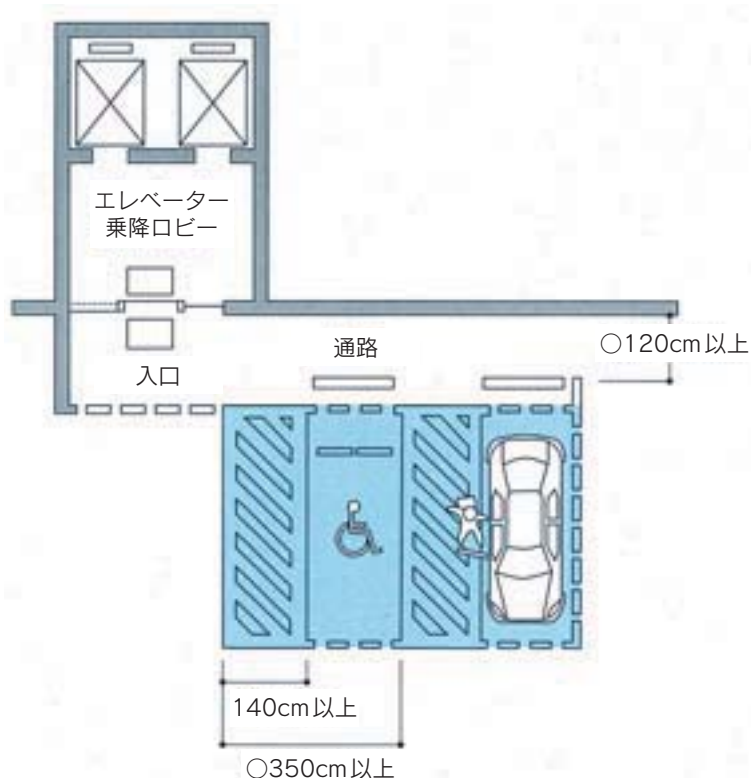
♥車体の両側に乗降用のスペースを設けることが望まれます。

→「350cm」とは、普通車用駐車スペースに車いすが転回でき、介護者が横につき添えるスペース（幅140cm以上）を見込んだものです。

なお、自動車のドアを全開にした状態で車いすから自動車へ容易に乗降できる幅を確保することが重要です。

→「両側に乗降用のスペース」とは、前方、後方からの駐車の場合の乗降、さらに、助手席からの乗降を考慮したものです。

### 屋内駐車場の例



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

### 3. 駐車区画の表示

○車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示します。

♥反射シール等を貼ることが望まれます。

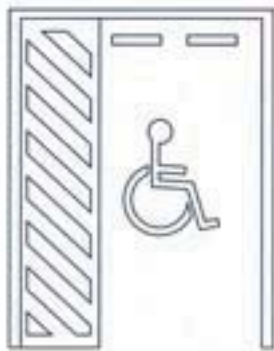
➔「見やすい方法」とは、床面に車いすマークを表示することです。この他に立て看板等を設置することが望まれます。

➔「反射シール等を貼ること」とは、例えば頸部障がい等の身体上の理由から後ろを振り向くことができない運転手に配慮するためです。

また、夜間駐車のためにも有効であり、車止めに貼ることにより、つまずき防止にもなります。

#### 車いす使用者用駐車区画の表示の例

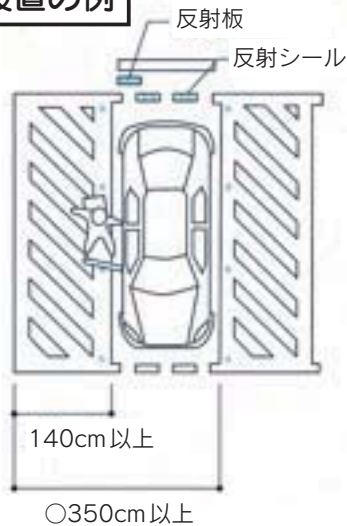
【路面表示の例】



【立て看板の例】



#### 反射シールの設置の例



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

➔：解説



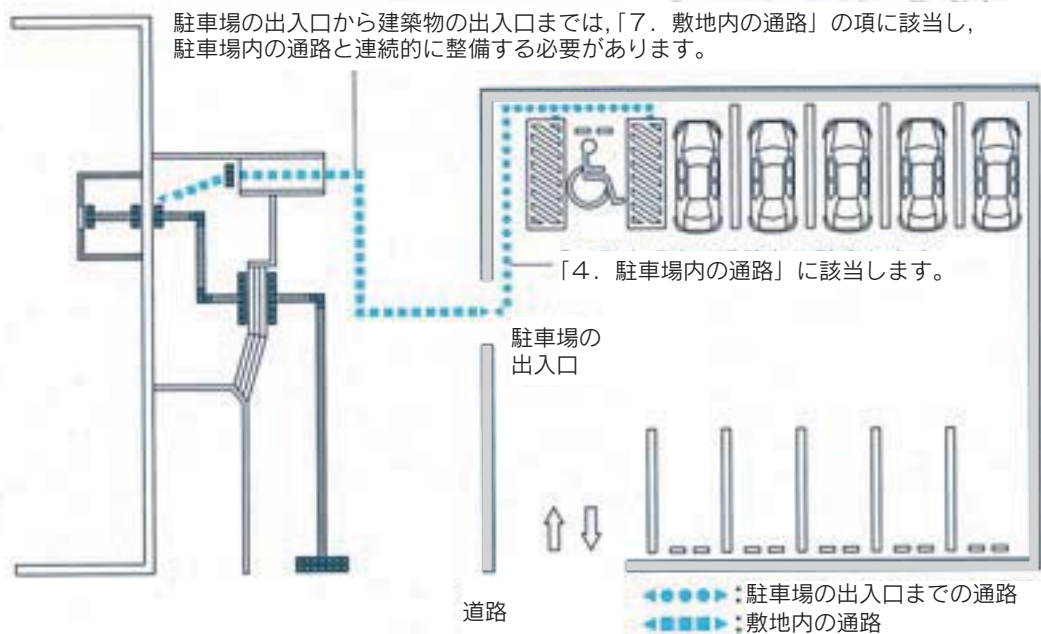
## 4. 駐車場内の通路及び敷地内の通路

○車いす使用者用駐車施設へ通じる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、「7. 敷地内の通路」のうち「1. 表面の仕上げ」から「4. 高低差」までに定める構造とします。

♥駐車スペース及び通路に屋根又は庇を設けることが望まれます。

→「7. 敷地内の通路」(P53) 参照。  
→車いす使用者用駐車施設から駐車場の出入口及び建築物の出入口への通路は、車いす使用者が通行可能な傾斜路や通路幅の確保等について配慮します。

### 付属形式の駐車場の例



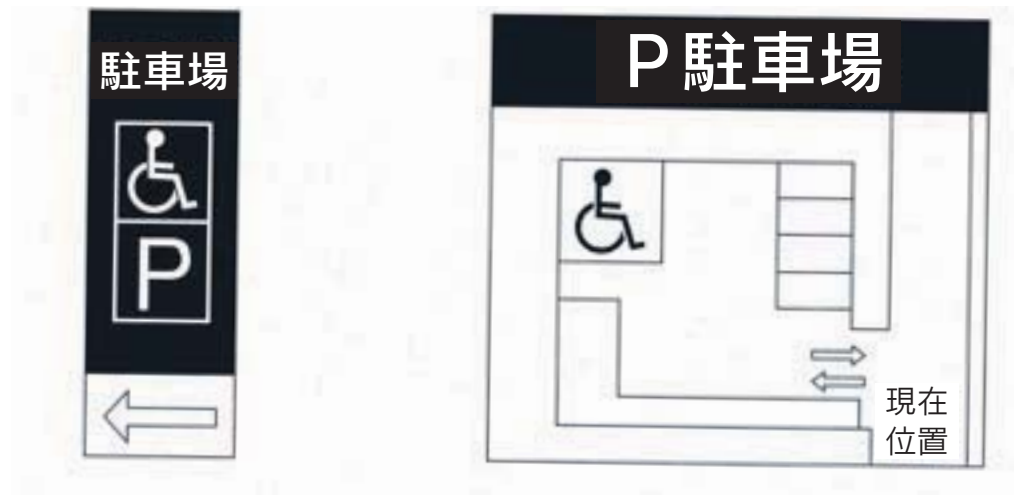
○ : 整備基準    ♥ : 配慮を要する事項    → : 解説

## 5. 駐車施設の表示

○道路から駐車場へ通じる出入口又は経路には、車いす使用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示するよう努めます。ただし、当該施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りではありません。

→「見やすい方法」とは、駐車場の進入口に、車いす使用者用駐車施設が設置されていることがわかるよう表示を行い、駐車場の入口から車いす使用者用駐車施設に至るまでの誘導用の表示を設けることです。

### 表示の例



## 6. 駐車施設の数

♥車いす使用者用駐車施設の数、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合、2%（全駐車台数に50分の1を乗じて得た数）以上とし、200を超える場合は、1%（全駐車台数に100分の1を乗じて得た数）に2を加えた数以上を設けることが望まれます。

→

全駐車台数	必要数
~50	1
51~100	2
101~150	3
151~200	4
201~300	5

○：整備基準

♥：配慮を要する事項

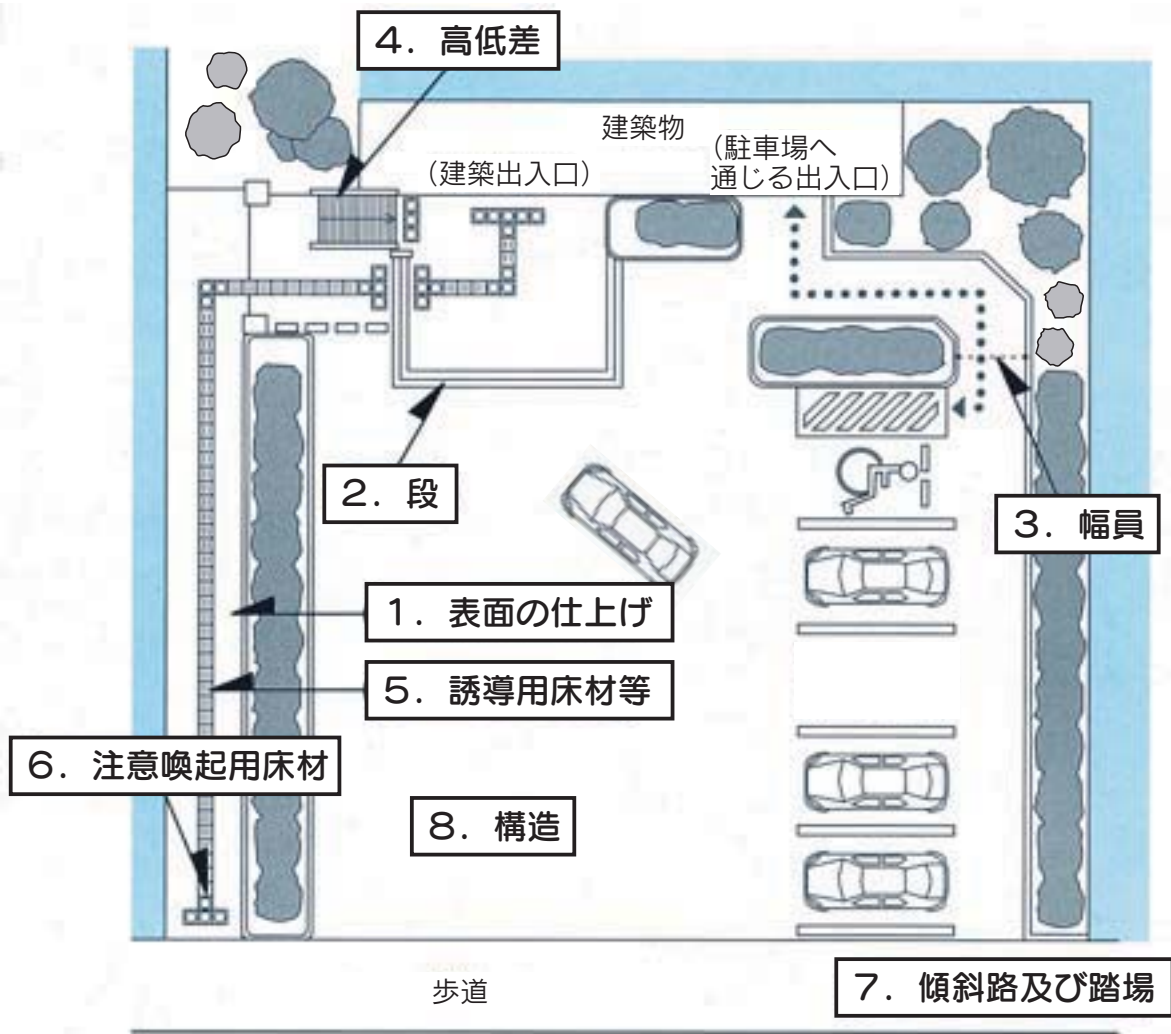
→：解説

# 7 敷地内の通路

## 基本的な考え方

建築物の主要な出入口から道路等までを結ぶ敷地内の通路は、必要に応じて傾斜路を設置すること等により、高齢者、障がい者等が安全かつ円滑に施設に到達できるものとする必要があります。

## 整備項目



### ●留意事項

- ▶ 建築物の主要な出入口から道路等又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路を対象とします。
- ▶ 整備基準は、1以上の敷地内の通路を、車いす使用者の通行可能な幅員や、視覚障がい者の通行に配慮した構造とすることを求めています。

## 1. 表面の仕上げ

○表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

→すべての通路が対象となります。  
→「滑りにくい材料」は「Ⅲ 資料編」(192頁)参照。

## 2. 段

○段を設ける場合においては、「3. 階段」のうち「1. 手すり」から「5. 階段の識別等」までに定める構造とします。

→「3. 階段」(P28)参照。  
→整備基準では、1経路は傾斜路となっており、それ以外の経路で段を設ける場合に適用されます。

♥段がある部分の幅は、内法を140cm以上とし、両側に手すりを設けることが望まれます。

○次の「3. 幅員」から「6. 注意喚起用床材」までは、1以上の敷地内の通路が対象です。ただし、「3. 幅員」、「4. 高低差」については、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通じる「1-1 出入口」に定める構造の出入口から道等に至る車路を設ける場合における当該出入口から道等に至る敷地内の道路については、この限りではありません。

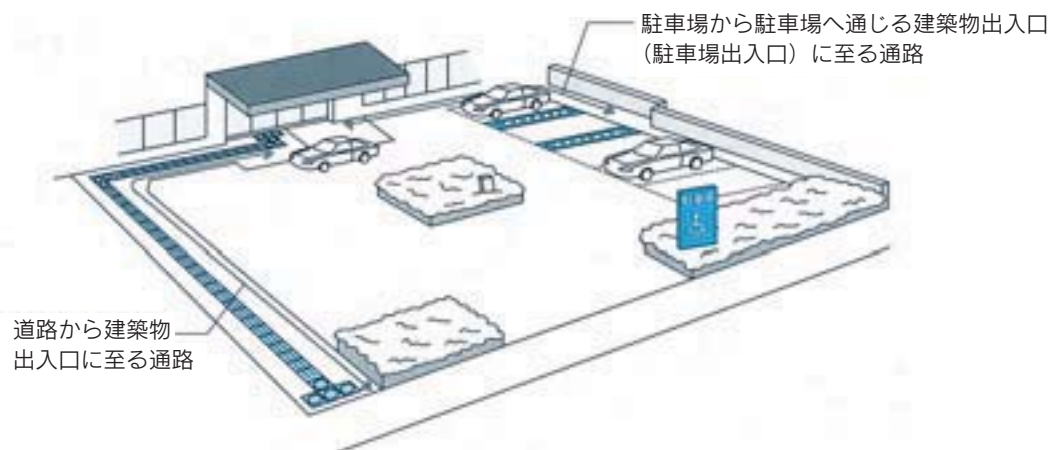
## 3. 幅員

○幅員は、内法を120cm以上とします。

→「内法」とは、有効幅員とし、利用可能な幅です。  
→「120cm」とは、人が横向きになれば車いすとすれ違える幅です。また、二本杖使用者も円滑に通過できる幅です。  
→「180cm」とは、車いす使用者同士がすれ違える幅です。特に多数の人が利用する場合に配慮が望まれます。

♥段がある部分及び傾斜路を除き、幅員は、内法を180cm以上とすることが望まれます。

### 「3. 幅員」「4. 高低差」の対象となる通路



○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    →：解説

#### 4. 高低差

○高低差がある場合においては、「23. 傾斜路」のうち「1. 幅員」から「5. 表面の仕上げ」までに定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けます。

→ 「23. 傾斜路」(P98) 参照。

#### 5. 誘導用床材等

○直接地上へ通じる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうちそれぞれ1以上の敷地内の通路には、誘導用床材を敷設し、又は音声誘導装置等を設けます。

- ・色は、原則として黄色とします。ただし、これにより難しい場合は、周囲の床材の色と明度の差の大きい色とします。
- ・床材の大きさは、縦横30cmでJIS規格T9251に適合するものを原則とします。

→ 「24. 視覚障がい者用床材」(P102) 参照。

→ 一般公共の用に供される自動車車庫では除外しており、この場合、視覚障がい者には、同伴者がいると考えられるためです。

#### 6. 注意喚起用床材

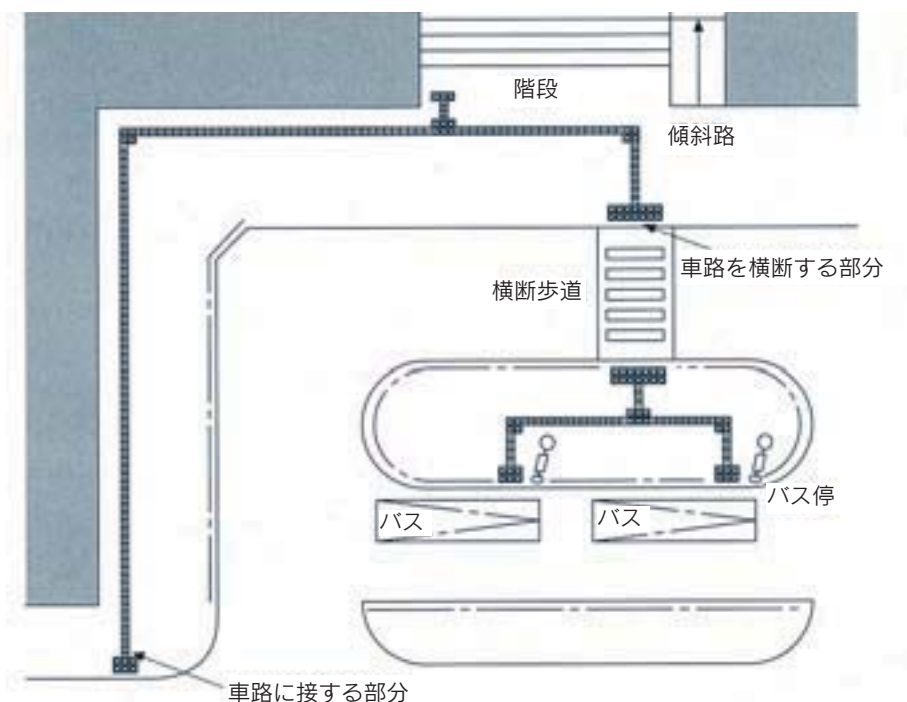
○直接地上へ通じる各出入口から道等に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上の通路の車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分には注意喚起用床材を敷設します。

- ・色は、原則として黄色とします。ただし、これにより難しい場合は、周囲の床材の色と明度の差の大きい色とします。
- ・床材の大きさは、縦横30cmでJIS規格T9251に適合するものを原則とします。

→ 「24. 視覚障がい者用床材」(P102) 参照。

→ 一般公共の用に供される自動車車庫では除外しており、この場合、視覚障がい者には、同伴者がいると考えられるためです。

### 視覚障がい者用床材の敷設



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

## 7. 傾斜路及び踊場

○敷地内の通路に設けられる傾斜路及びその踊場は、「23. 傾斜路」のうち「1. 幅員」から「5. 表面の仕上げ」までに定める構造とし、かつ、傾斜路は、その踊場及び傾斜路に接する敷地内の通路と明度の差の大きい色とすること等により、これらと識別しやすいものとし、

♥幅は、段に代わるものにあつては内法を150cm以上、段に併設するものにあつては、120cm以上とすることが望まれます。

♥勾配は、15分の1を超えないこととすることが望まれます。

→ 「23. 傾斜路」(P98) 参照。

→ 「150cm」とは、車いすが回転でき、かつ人と車いす使用者がすれ違える幅です。

「120cm」とは、車いす使用者が通行しやすい幅です。また、人が横向きになれば車いす使用者とすれ違い、二本杖使用者が円滑に通過できる幅です。

## 8. 構造

♥戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造、又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないことが望まれます。

♥カーブなど見通しの悪い箇所には、必要に応じ、速度に配慮する旨の表示等を設置することが望まれます。

→ 「円滑に開閉して通過できる構造」とは、開き戸の場合は、閉鎖動作時間を十分に確保したドアチェックを設け、自閉式引き戸の場合は、ゆるやかに閉まるように配慮したものです。



# 8 洗面所

## 基本的な考え方

洗面所は、車いす使用者も利用できるよう、高さ及び下部空間の確保に配慮する必要があります。

## 整備項目



### ●留意事項

- ▶ 洗面所を対象とします。
- ▶ 整備基準は、1以上の洗面所を、車いす使用者等に配慮した構造とすることを求めています。

## 1. 床面の仕上げ

○床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

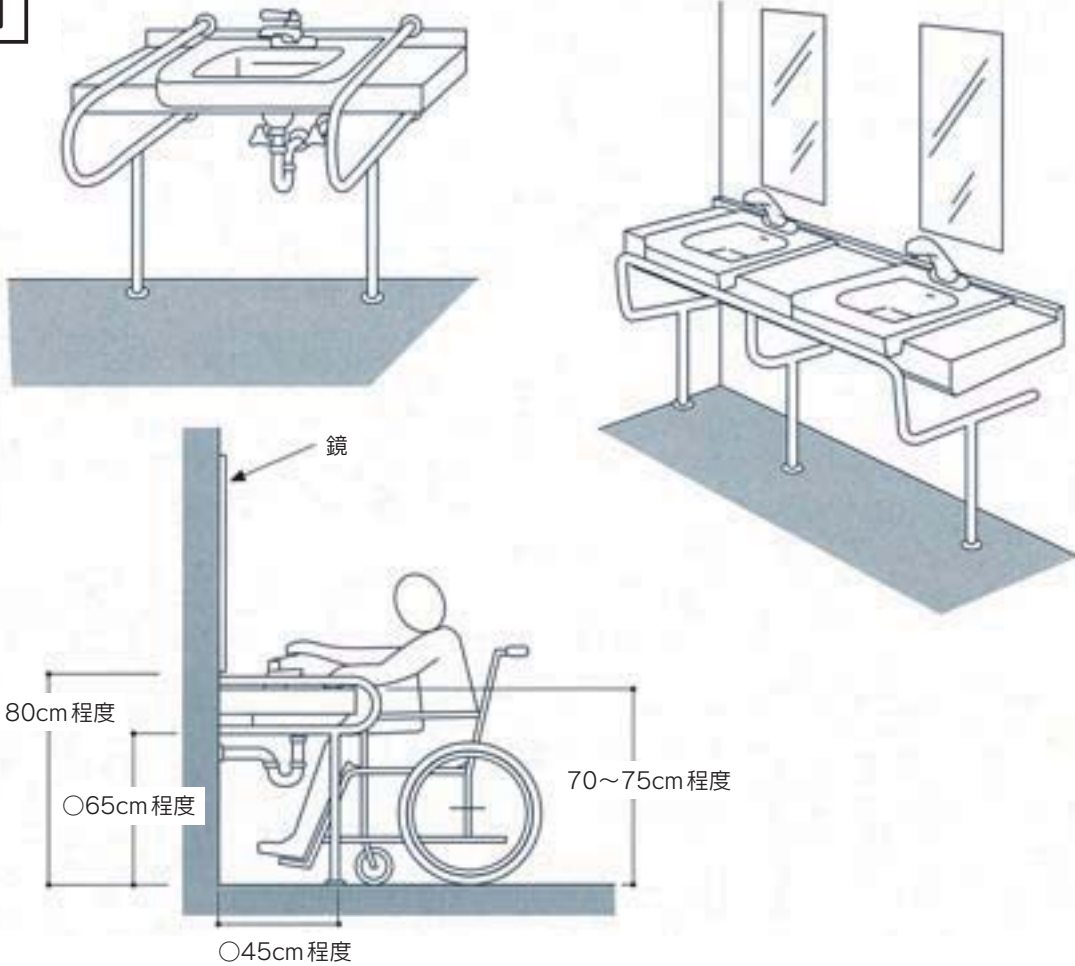
→「滑りにくい材料」は「Ⅲ 資料編」(P192) 参照。

## 2. 構造

○車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けます。

→車いす使用者が利用しやすいよう、下部に高さ65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けるよう配慮します。

### 整備の例



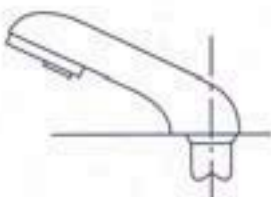
## 3. 水栓

○水栓は、容易に操作できるものとするよう努めます。

→「容易に操作できるもの」とは、光感知式、レバー式等の高齢者、障がい者等が操作しやすいものです。

### 水栓器具の例

【自動水栓（光感知式）】



【レバー式混合水栓】



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

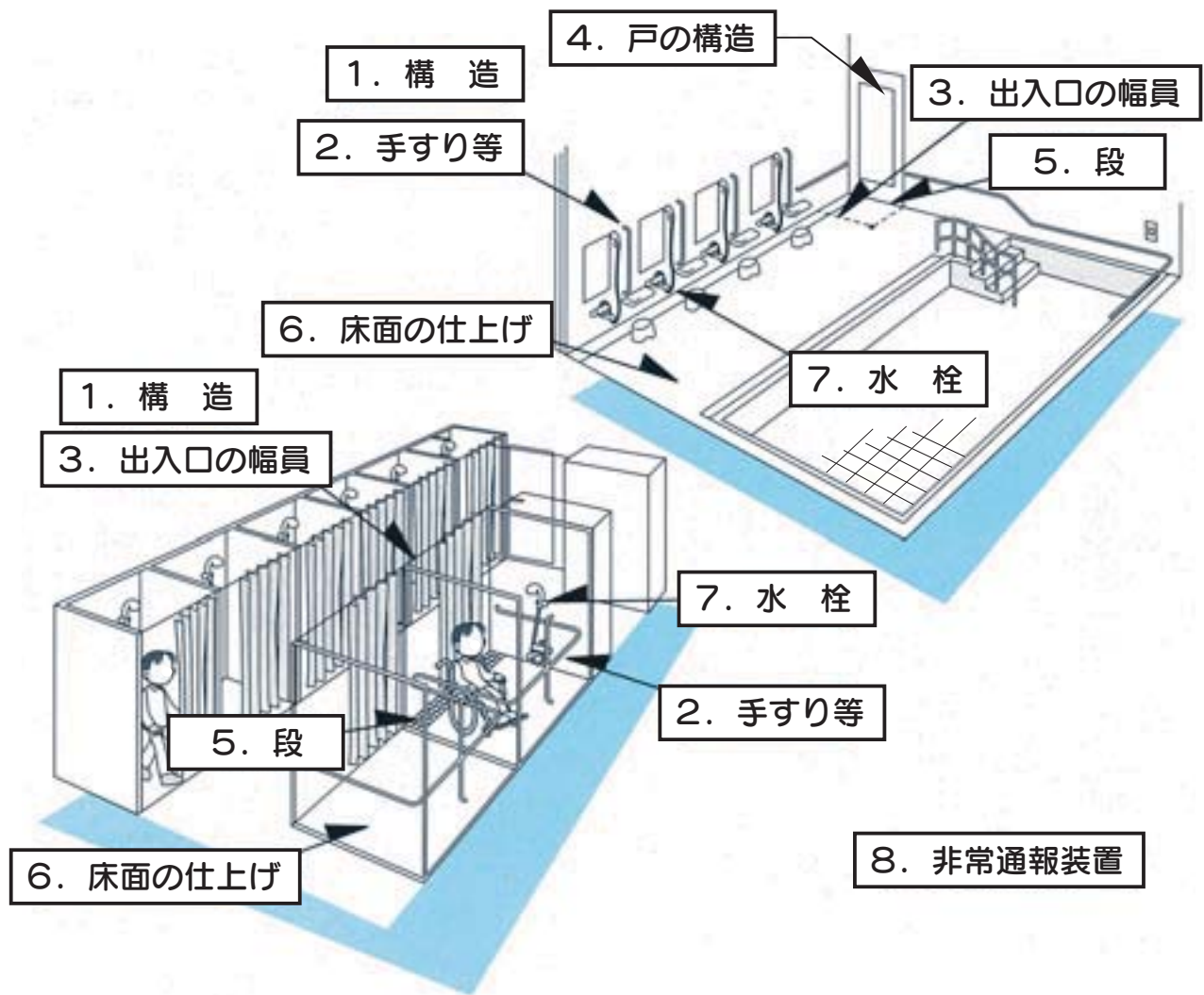
→：解説

# 9 共同浴室，更衣室及びシャワー室

基本的な  
考え方

共同浴室，更衣室及びシャワー室は，車いす使用者も利用できるよう整備する必要があります。

## 整備項目



### ●留意事項

- ▶ 不特定かつ多数の人が利用する共同浴室，更衣室及びシャワー室を対象とします。
- ▶ 整備基準は，1以上の共同浴室，更衣室及びシャワー室を，高齢者，障がい者等に配慮した構造とすることを求めています。また，男子用及び女子用の区分があるときは，それぞれ1以上の整備を求めています。
- ▶ 居室又は客室内の浴室，更衣室及びシャワー室には適用しません。

## 1. 構造

○高齢者、障がい者等が円滑に利用できるような十分な床面積を確保します。

→「十分な床面積」とは、車いす使用者が回転できる広さです。

## 2. 手すり等

○浴槽、手すり、腰掛台等を高齢者、障がい者等の利用に配慮したものとします。

→「高齢者、障がい者等の利用に配慮した」とは、高さ40～45cm程度の浴槽、腰掛台です。  
→「22. 手すり」(P95) 参照。  
→手すりは、水平に、必要に応じて垂直に設けます。

## 3. 出入口の幅員

○脱衣所、洗い場、更衣ブース、シャワーブースの出入口の幅は、内法を80cm以上とします。

→「内法」は、有効幅員とし、利用可能な幅です。  
→「80cm」とは、車いす使用者が通過できる幅です。

## 4. 戸の構造

○戸を設ける場合においては、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、その前後に高低差がないこととします。

→「円滑に開閉して通過できる構造」とは、引き戸とするのが望ましく、可能な場合は、自閉式引き戸とします。

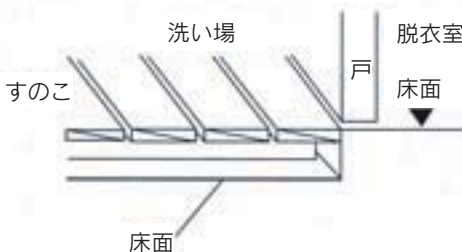
## 5. 段

○脱衣所、洗い場、更衣ブース、シャワーブースの出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。

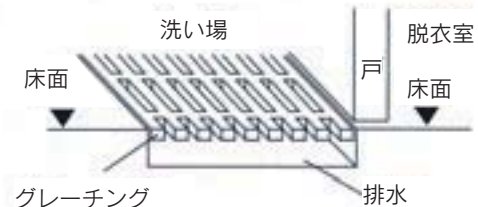
→「支障となる段を設けない」とは、車いす使用者が楽に通過できる仕様の段（段差2cm以下で丸みを持たせた段）にし、それ以外の段は設けないようにすることです。

### 出入口の段差解消の例

#### 【すのこによる例】



#### 【グレーチングによる例】



グレーチングは、滑りにくいものとし、その幅は車いすの車輪が落ちないものとします。

## 6. 床面の仕上げ

○床面は、滑りにくい材料で仕上げます。

→「滑りにくい材料」は「Ⅲ 資料編」(P192) 参照。

○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

## 7. 水栓

○水栓は、容易に操作できるものとするよう努めます。

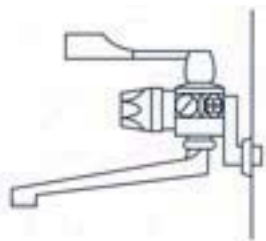
→「容易に操作できる」とは、水栓は、レバー式等の高齢者、障がい者等の操作しやすいもの、シャワーは、ハンドシャワーでシャワーヘッドが昇降可能なもの、又は、上下2か所の使いやすい位置にヘッド掛けを設けることです。

- ♥混合操作を容易にするため、サーモスタット（自動温度調節器）の付いたシングルレバー式が望まれます。
- ♥視覚障がい者への配慮として、温度調整の範囲がわかりやすくできるよう点字表示をすることが望まれます。

### 水栓の例



レバーハンドル平面図



## 8. 非常通報装置

○高齢者、障がい者等が容易に操作できるよう配慮された非常通報装置を設けるよう努めます。

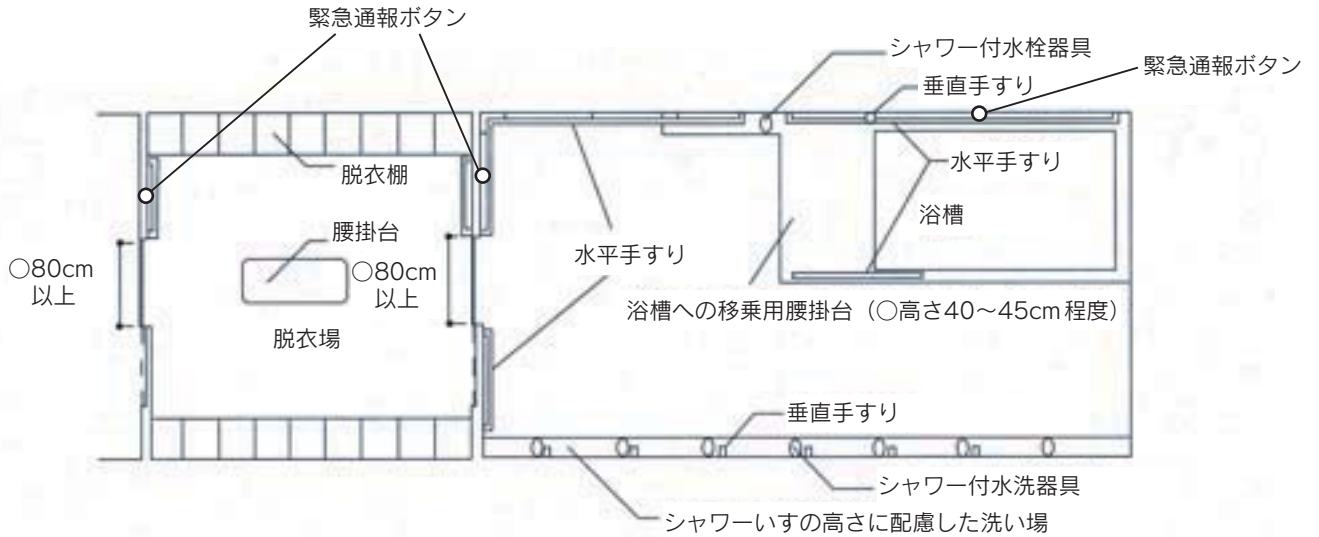
○：整備基準

♥：配慮を要する事項

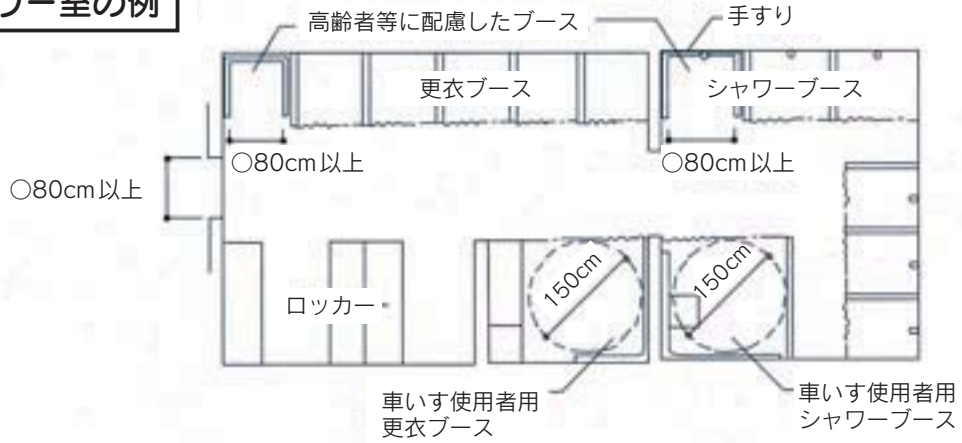
→：解説



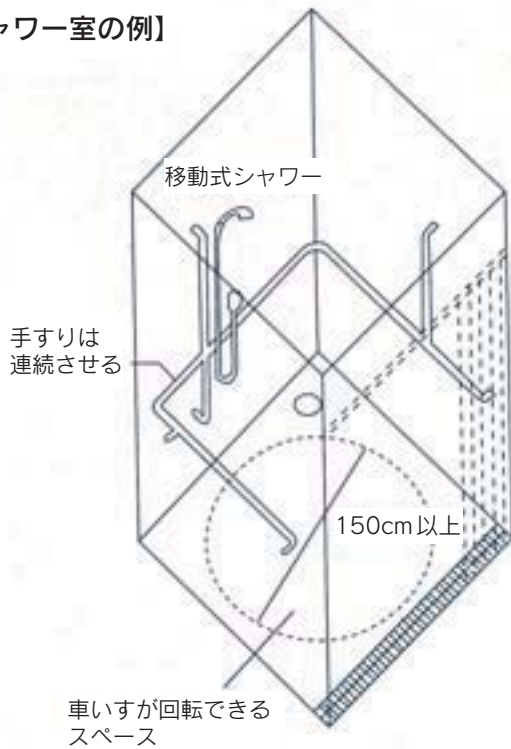
## 共同浴室の例



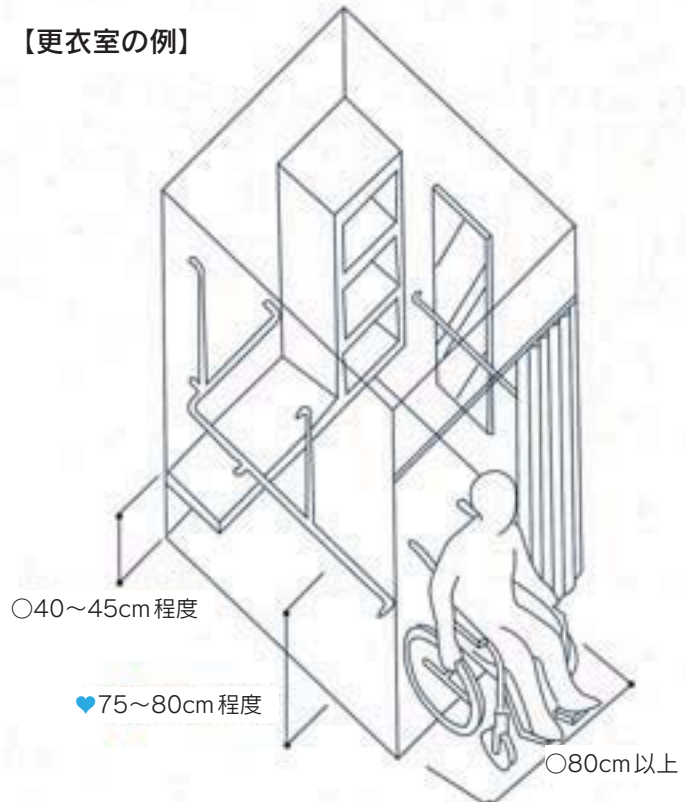
## 更衣室, シャワー室の例



### 【シャワー室の例】



### 【更衣室の例】



○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    ➡：解説



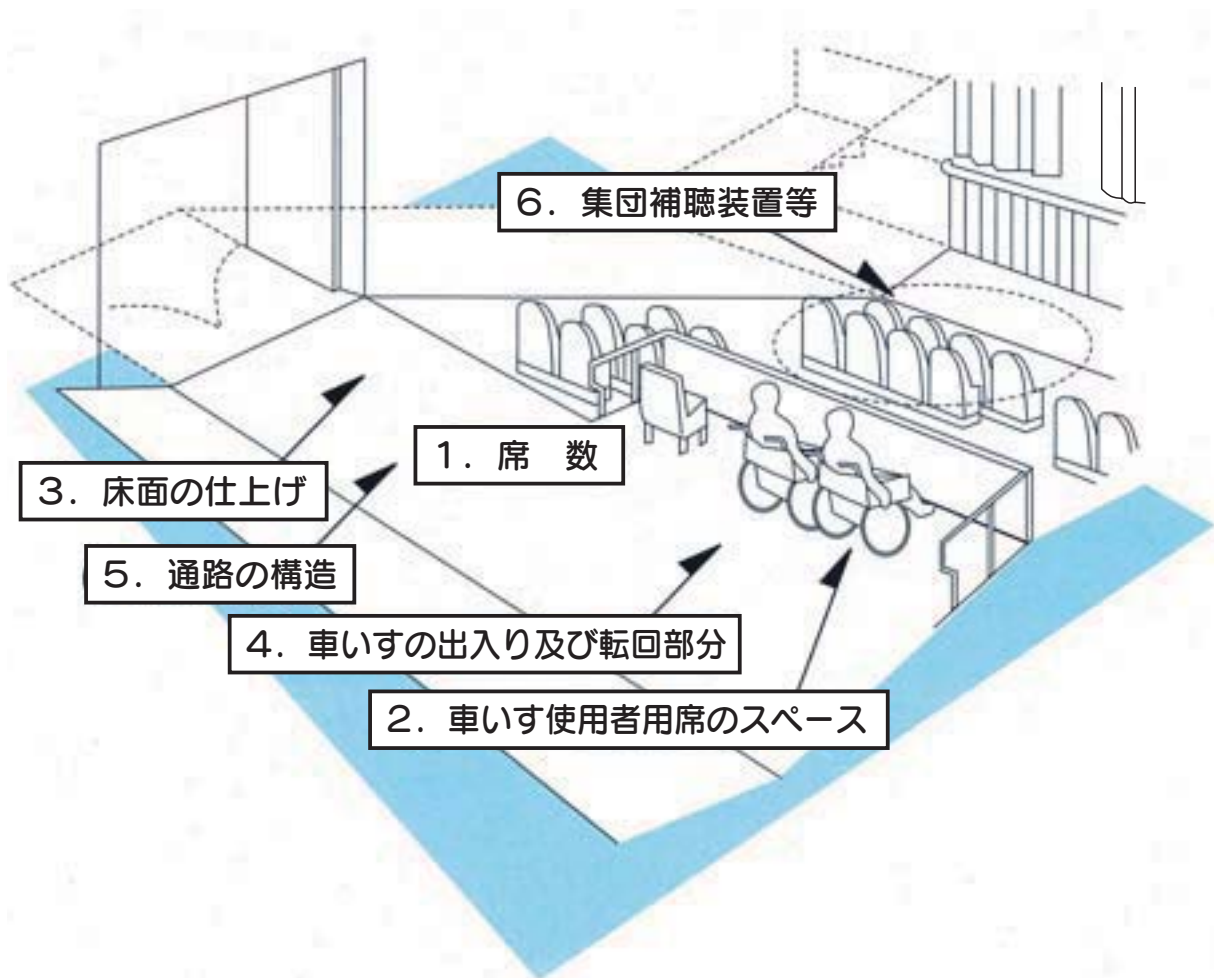
# 10 客席及び観覧席

## 基本的な考え方

劇場や観覧場，集会場等には，出入口から容易に到達できる位置に車いす使用者が利用できる客席及び観覧席を整備する必要があります。

また，聴覚障がい者の観覧に配慮した設備を設ける必要があります。

## 整備項目



### ●留意事項

- ▶ 不特定かつ多数の人が利用する劇場，観覧場等に設ける客席及び観覧席を対象とします。
- ▶ 整備基準は，客席及び観覧席の総数に応じて，車いす使用者用席の整備を求めています。

## 1. 席数

○客席等（固定式のものに限る。）を有する公共的施設には、車いす使用者用席を、客席等の総数が500以下の場合にあつては2以上、500を超える場合にあつてはその総数に500分の1を乗じて得た数（小数点以下の端数が生じた場合は、その端数は切り捨て）に2を加えた数以上を設けます。

→席数は、複数の室がある場合でも、1室の席数で算定します。

→車いす使用者用席の必要数

・ 席総数500以下 → 2以上

・ 席総数500超 → 総数/500 + 2  
（小数点以下の端数が生じた場合は、切り捨て）

## 2. 車いす使用者用席のスペース

○1席当たり幅90cm以上、奥行き110cm以上とします。

♥車いす使用者席に隣接して介護者用の座席（可動式）を設けることが望まれます。

→一定時間以上を過ごすために必要な幅です。

## 3. 床面の仕上げ

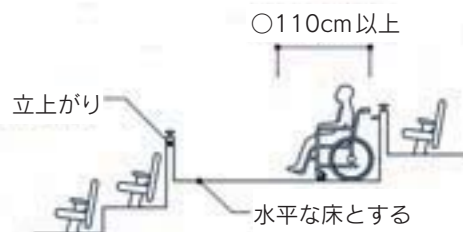
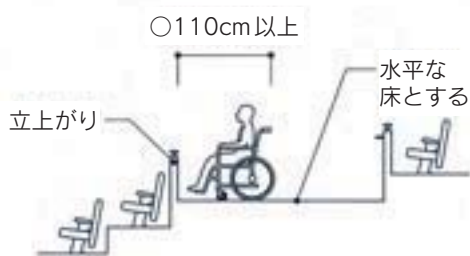
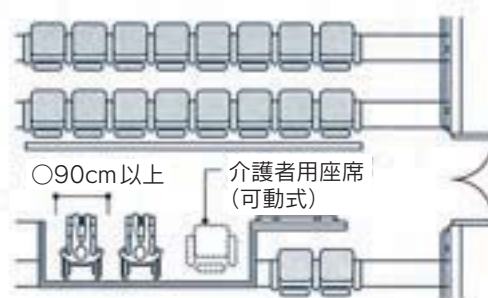
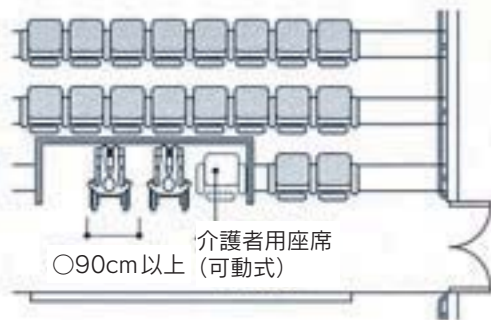
○床面は、滑りにくい材料で仕上げ、かつ、水平とします。

→「滑りにくい材料」は「Ⅲ 資料編」(P192) 参照。

## 4. 車いすの出入り及び転回部分

○車いす使用者用席の後方に車いす使用者の出入り及び転回に支障のない部分を設けます。

### 車いす使用者用席の例



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

## 5. 通路の構造

○客席等のある室の出入口から車いす使用者用席に至る1以上の通路は、次に定める構造とします。

- ・幅は、内法を120cm以上とします。

- ・高低差がある場合は、「23. 傾斜路」のうち「1. 幅員」から「3. 踊場」及び「5. 表面の仕上げ」に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けます。

→「内法」は、有効幅員とし、利用可能な幅です。

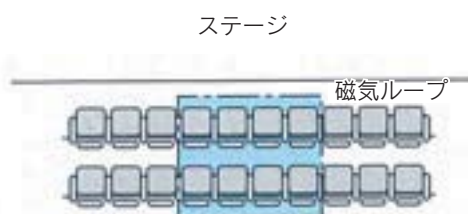
→「120cm」とは、人が横向きになれば車いすとすれ違える幅です。また、二本杖使用者も円滑に通過できる幅です。

→「23. 傾斜路」(P98) 参照。

## 6. 集団補聴装置等

○聴覚障がい者の聴力を補う集団補聴装置等を設けるよう努めます。

### 聴覚障がい者用磁気ループの例



→磁気ループアンテナを床面に敷設（設置場所の状況に応じて敷設部分を覆う）し、そのエリア内において、磁気ループから発生する電磁波を、聴覚障がい者が装着している補聴器の誘導コイルで受信させることにより、劇場・公会堂などの観覧席で会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを聞き取ることができる装置をいいます。

### 赤外線システムの例



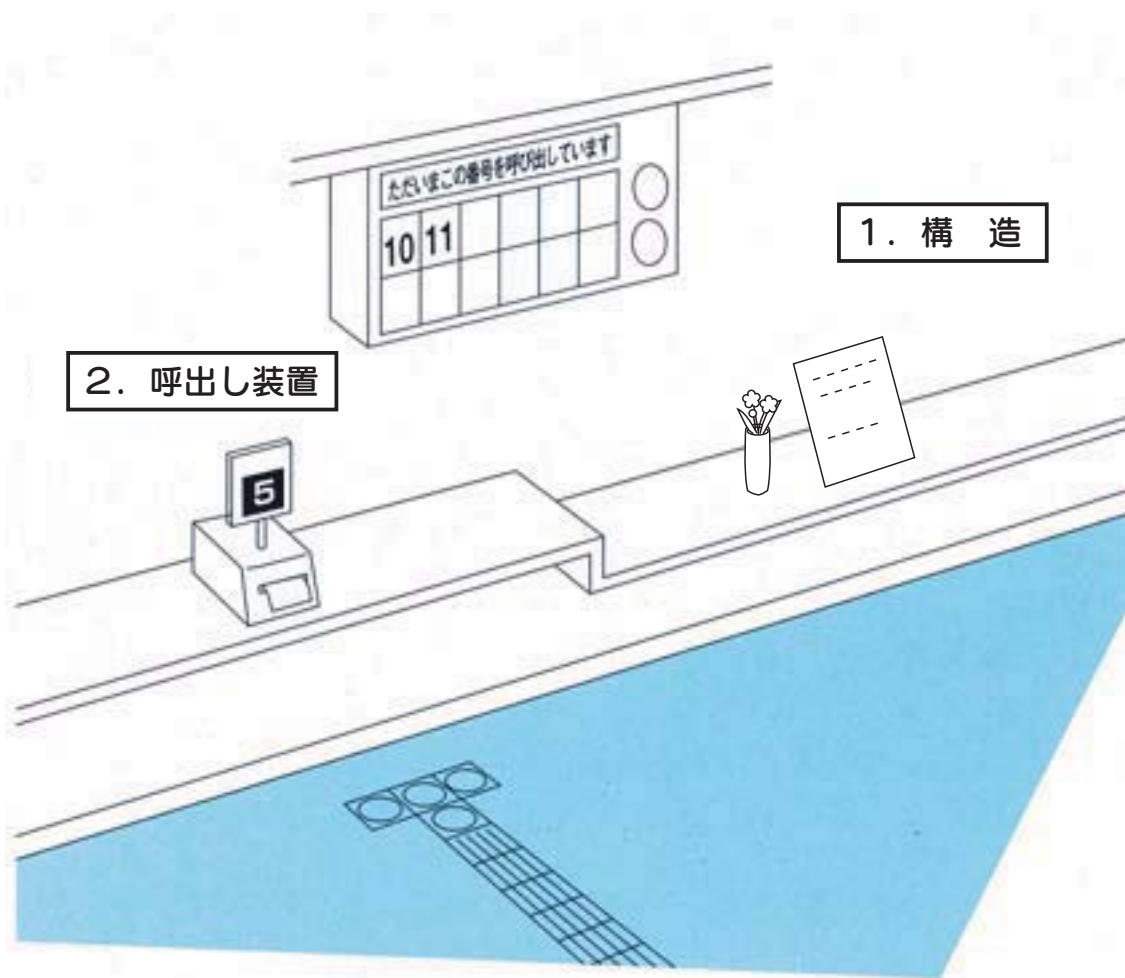
→対象エリアに赤外線送出機を設置し、聴覚障がい者が装着した受信機に信号を受信させることにより、会場内の騒音に影響されずに必要な音声だけを直接聞き取ることができる装置をいいます。専用受信機は、ヘッドホンまたは補聴器と組み合わせて使用することができます。

# 11 受付カウンター及び記載台

基本的な  
考え方

受付カウンター及び記載台は、車いす使用者も利用できるよう、高さ及び下部空間の確保に配慮する必要があります。

## 整備項目



### ●留意事項

- ▶ 受付カウンター及び記載台を対象とします。
- ▶ 整備基準は、官公庁の庁舎等に設ける1以上の受付カウンター及び記載台を、車いす使用者等に配慮した構造とすることを求めています。

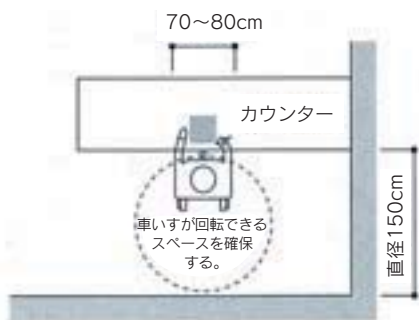
## 1. 構造

○受付カウンター等を設ける場合においては、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けた受付カウンター等を1以上設けるよう努めます。

→車いす使用者が利用しやすいよう、下部に高さ65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けるよう配慮します。  
→上端の高さは、70~75cm程度とします。

### カウンターの例

【スペース】



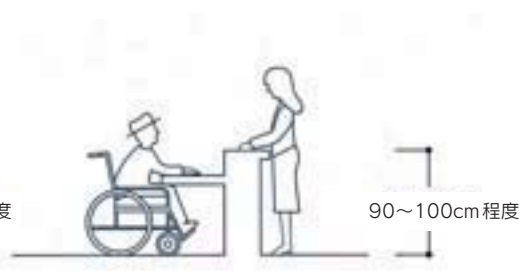
【車いす対いす座位】



【正面図】



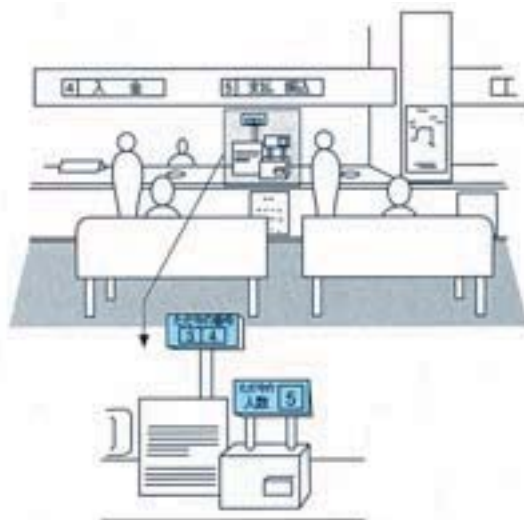
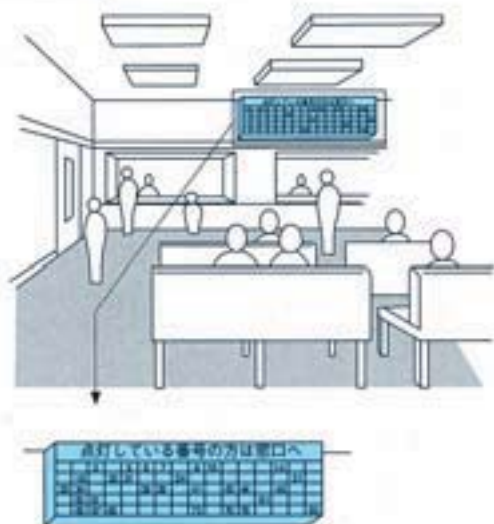
【車いす対立位】



## 2. 呼出し装置

○利用者の呼出しを行う受付カウンター等には、音声によるほか、文字による呼出し装置を設けるよう努めます。

### 電光掲示の例



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説



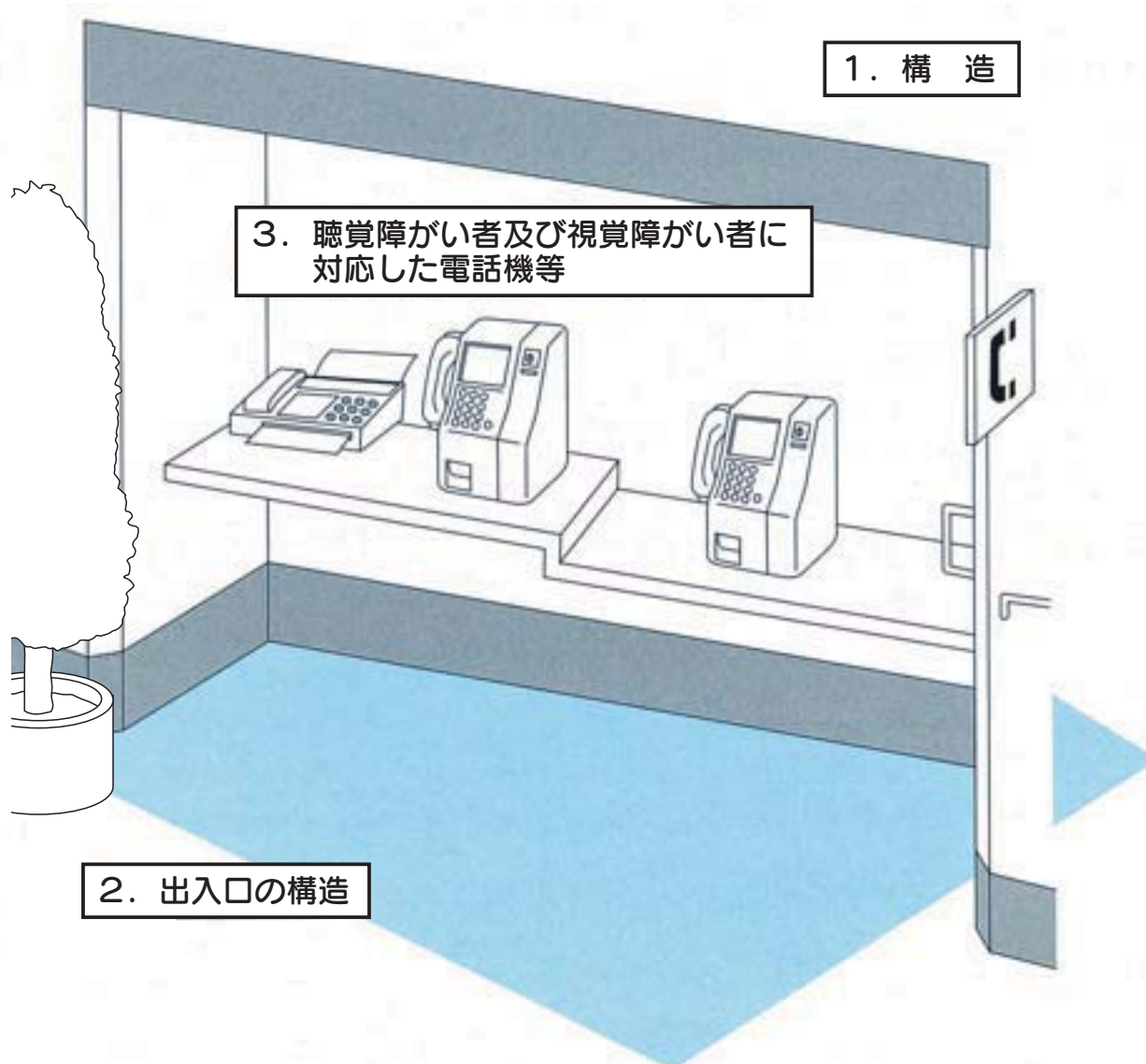
# 12 公衆電話所

## 基本的な考え方

外出先における通信手段として公衆電話は、大きな役割を果たしており、高齢者、障がい者等が利用しやすいよう位置、構造等に配慮する必要があります。

また、聴覚障がい者の利用に配慮してファックス等の通信機器の設置が望まれます。

## 整備項目



### ●留意事項

- ▶ 公衆電話所を対象とします。
- ▶ 整備基準は、公衆電話所を、車いす使用者等に配慮した構造とすることを求めています。

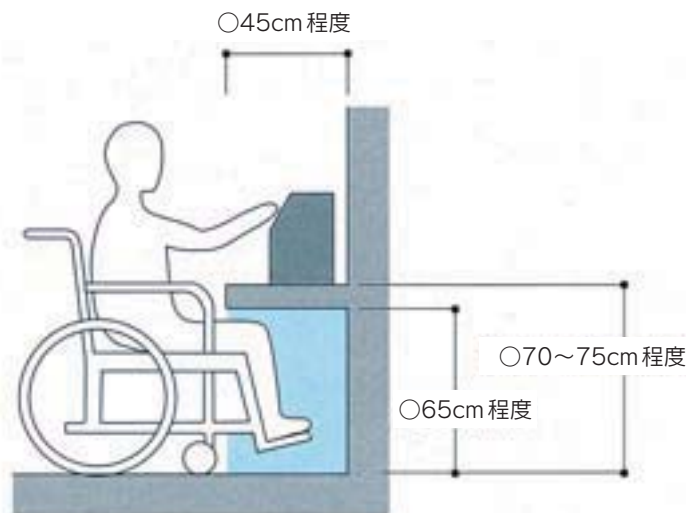


## 1. 構造

○公衆電話機を設置するための台のうち1以上のものは、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けるよう努めます。

→車いす使用者が利用しやすいよう、下部に高さ65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けるよう配慮します。  
→台の高さは、70~75cm程度とします。

### 公衆電話台の例

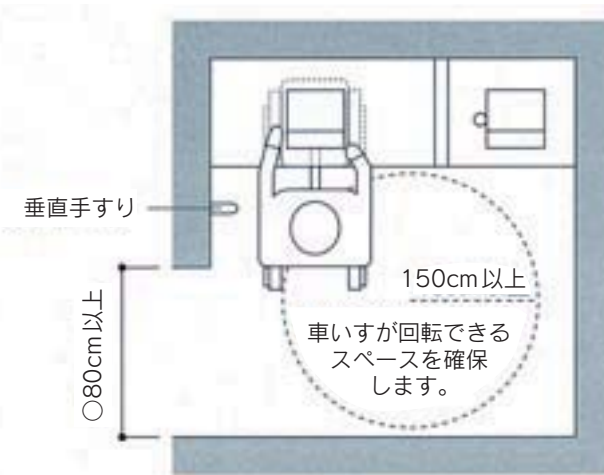


## 2. 出入口の構造

○公衆電話所に入出口を設ける場合においては、「1-2. 出入口」に定める構造とするよう努めます。

→「1-2. 出入口」(P17) 参照。

### 電話台周辺の整備の例



## 3. 聴覚障がい者及び視覚障がい者に対応した電話機等

○聴覚障がい者及び視覚障がい者に対応した公衆電話機及び公衆ファクシミリを設けるよう努めます。

→「公衆ファクシミリ」が、聴覚障がい者の送信手段として有効なものであるためです。  
→「公衆電話機」には、点字表記を設けるなど視覚障がい者に配慮します。

○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

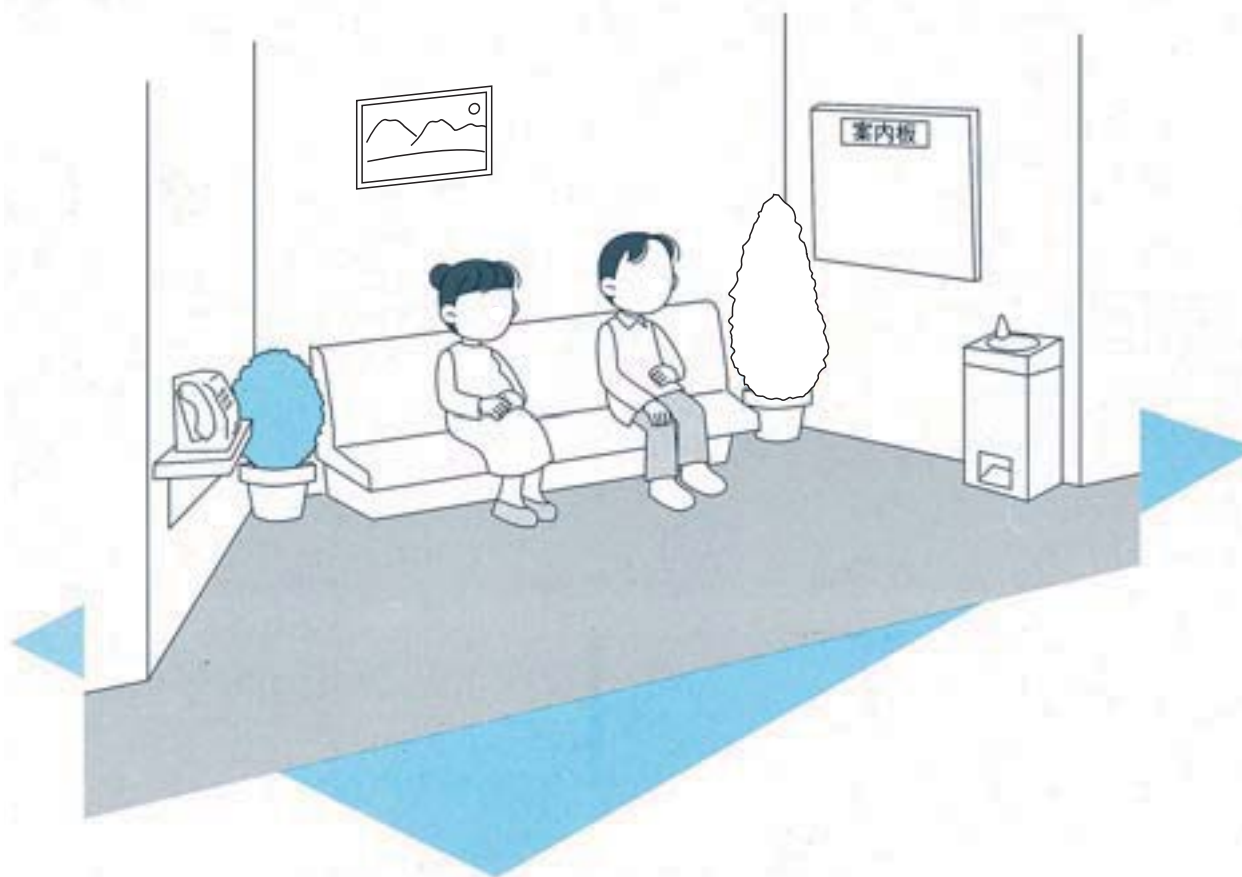
# 13 休憩所

基本的な  
考え方

高齢者、障がい者等の一定時間の利用が見込まれる施設には、ベンチ等の休憩用の施設を設ける必要があります。

## 整備項目

### 1. 構造



#### ●留意事項

- ▶ 休憩所を対象とします。
- ▶ 整備基準は、高齢者、障がい者等の一定時間の利用が見込まれる施設での整備を求めています。

## 1. 構造

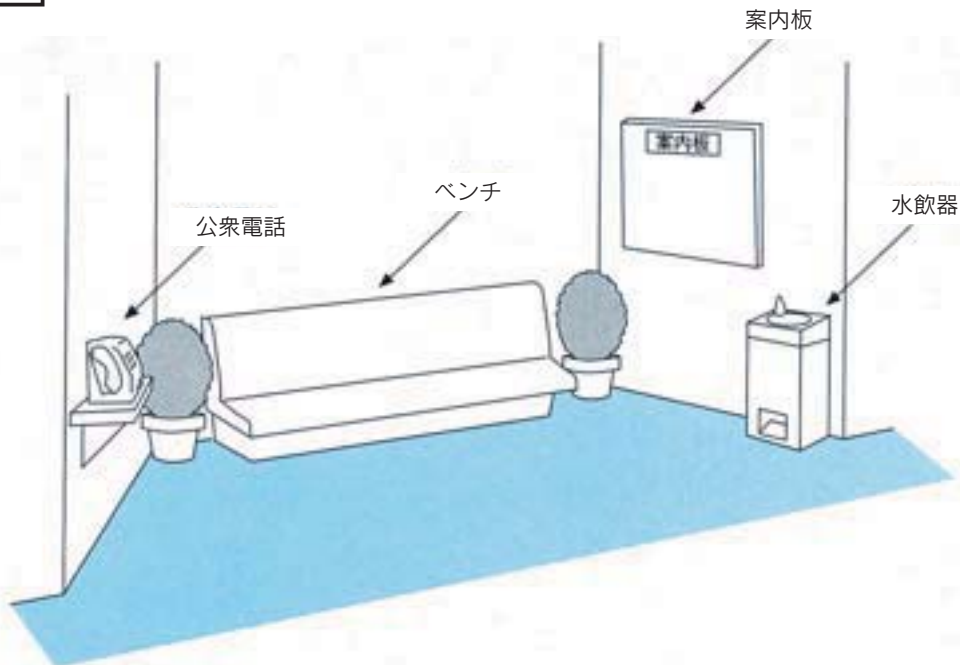
○病院，劇場等の公共的施設には，休憩用の施設を設けるよう努めます。

→「病院，劇場等」とは，一定時間の利用が見込まれる施設で，下表のものです。

### 整備対象施設

○病院又は診療所 ○劇場，観覧場，映画館又は演劇場 ○集会場又は公会堂 ○展示場 ○百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗 ○体育施設，ポウリング場又は遊技場その他これらに類する施設 ○博物館，美術館又は図書館 ○公衆浴場 ○理容所，美容所，クリーニング取次店その他これらに類するサービス業を営む店舗 ○銀行，信用金庫その他これらに類する金融機関の店舗 ○公共交通機関の建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの ○郵便局株式会社の営業所 ○ガス事業，電気事業，電気通信事業の営業所又は事務所その他これらに類する公益上必要な建築物 ○官公庁の庁舎 ○学校 ○工場○事務所 ○火葬場 ○冠婚葬祭施設 ○複合用途建築物

### 休憩所の例

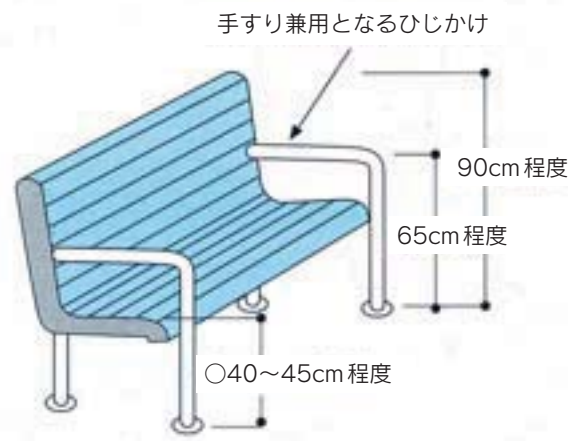
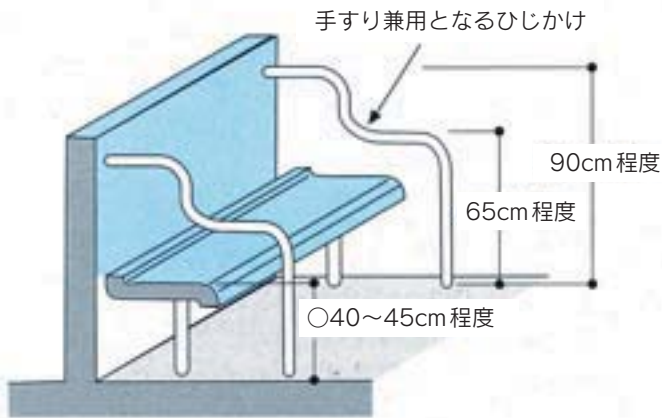


○：整備基準

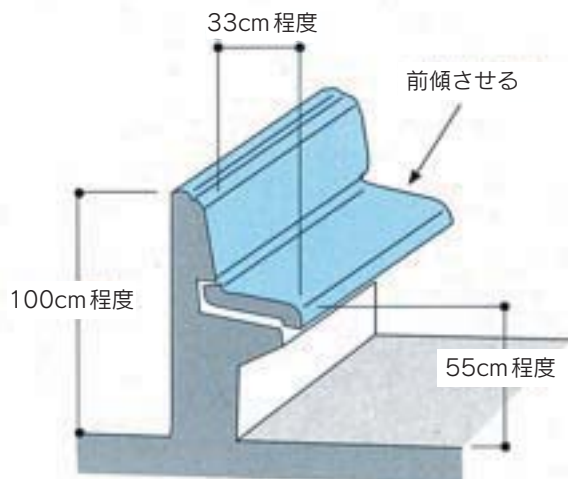
♥：配慮を要する事項

→：解説

## 一般用ベンチの例



## 杖使用者用ベンチの例



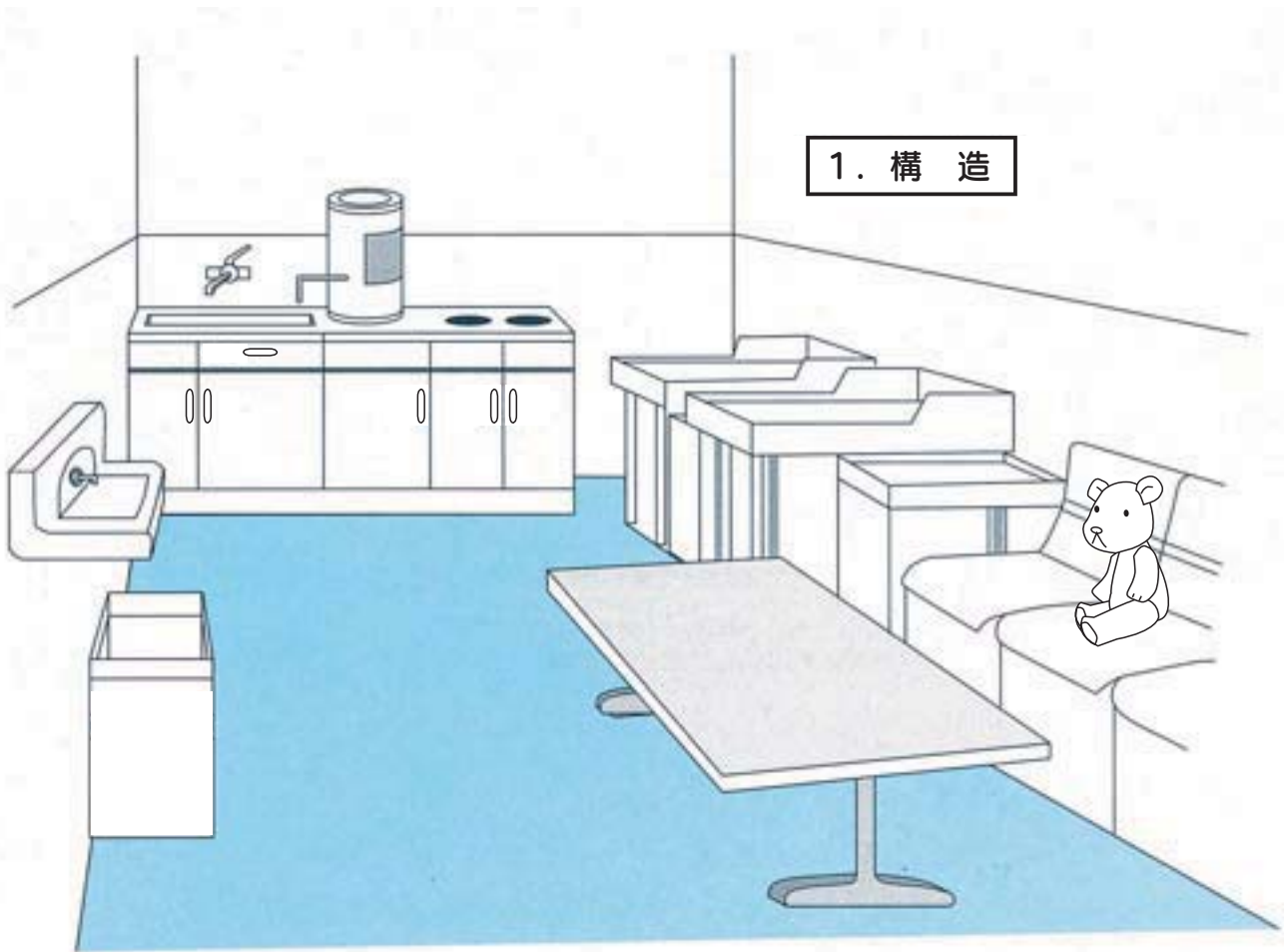
○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    ➡：解説

# 14 授乳場所

基本的な  
考え方

育児中の人利用が多い施設には、ベビーベッド、いす等の設備を設ける必要があります。

## 整備項目



### ● 留意事項

- ▶ 授乳場所を対象とします。
- ▶ 整備基準は、育児中の人利用が多い施設での整備を求めています。

# 1. 構造

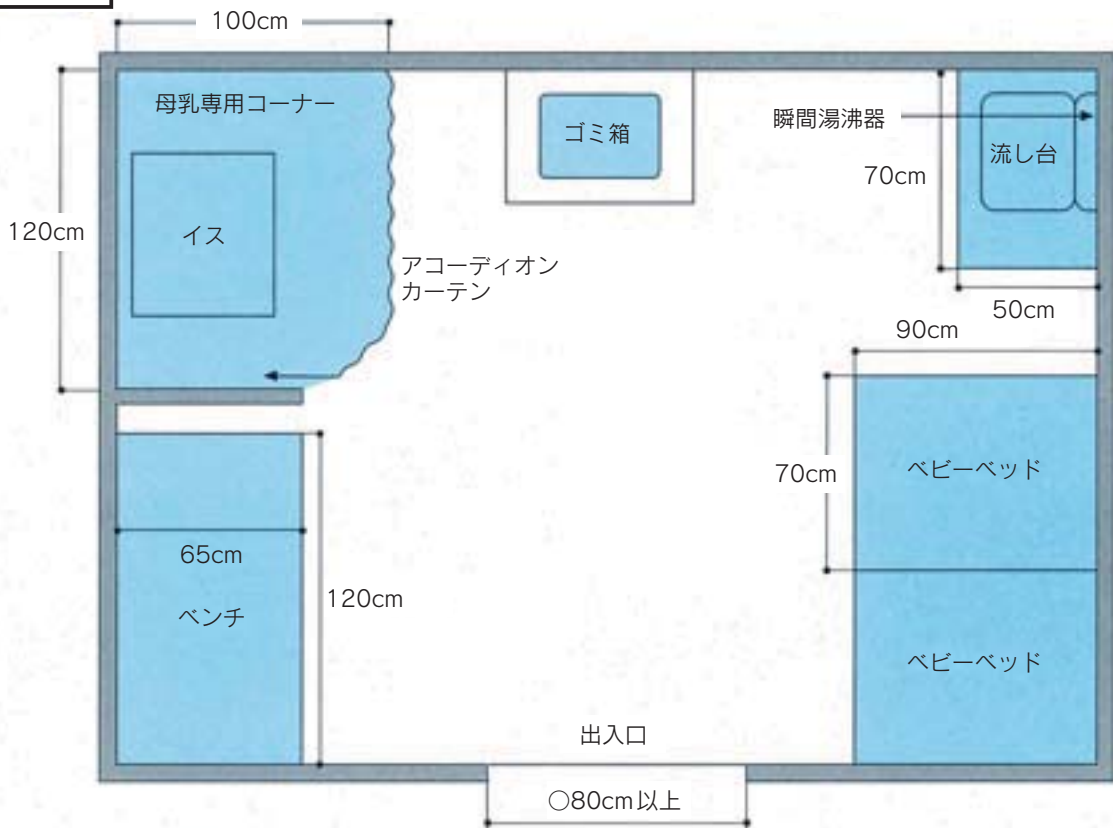
○百貨店、体育館等の公共的施設には、ベビーベッド、いすその他授乳等に必要な設備を設けるよう努めます。

→「百貨店、体育館等」とは、育児中の人の利用が見込まれる施設で、下表のものです。

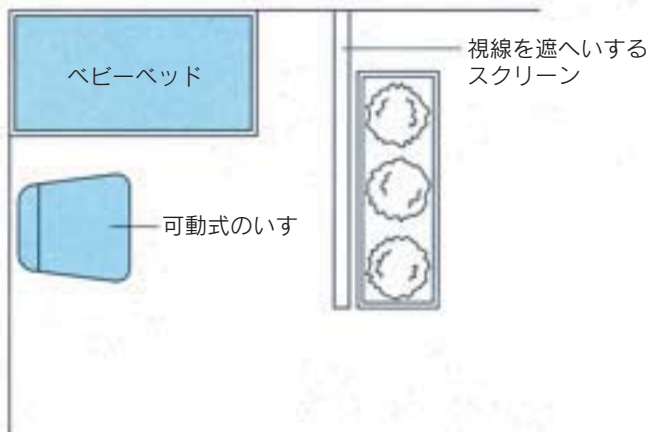
## 整備対象施設

- 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- 体育館
- 博物館、美術館又は図書館
- 保健所、保健センター
- 複合用途建築物のうち前述の公共的施設を含むもの

### 授乳場所の例



### 簡易に設けた授乳場所の例



○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    →：解説

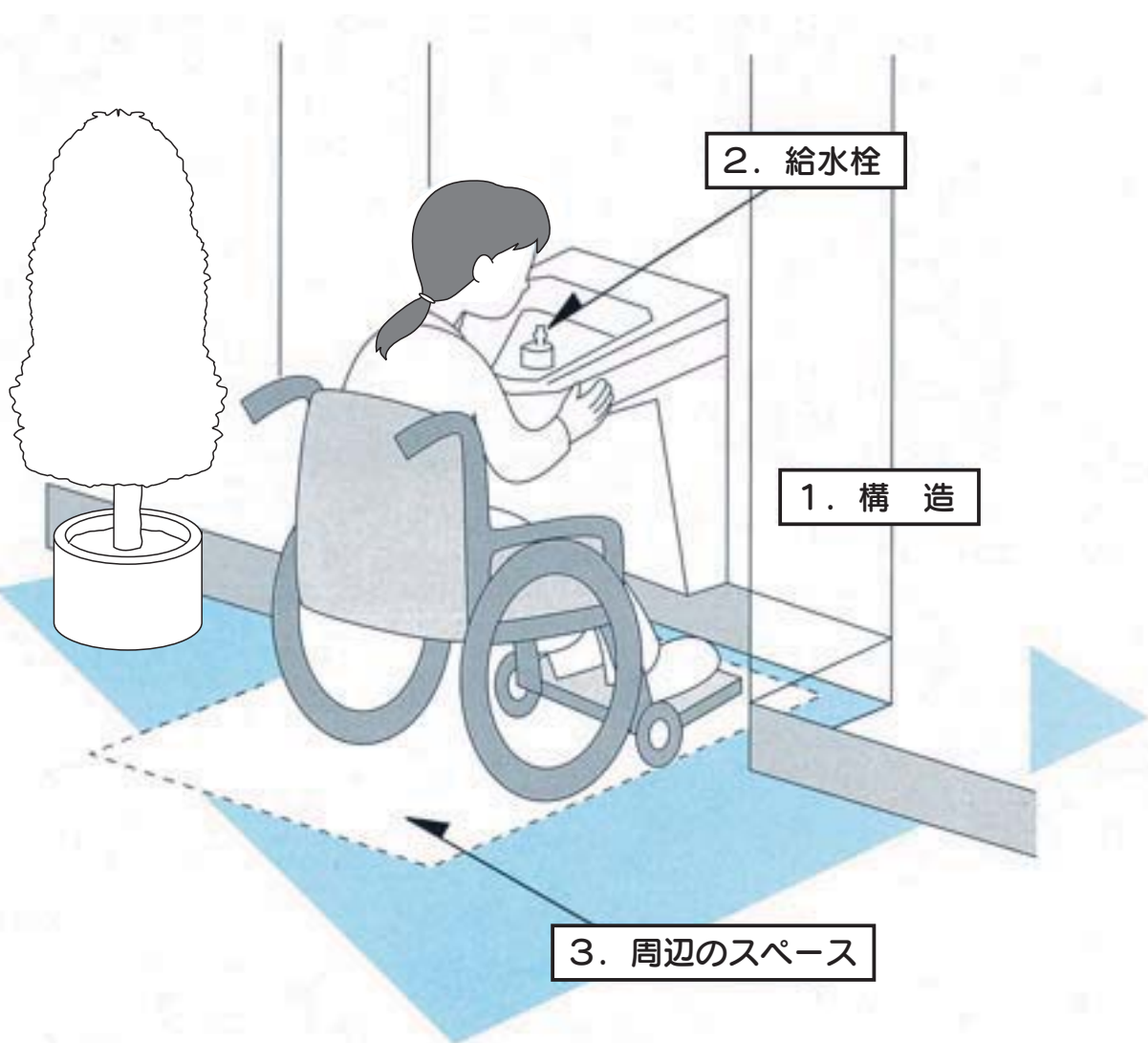


# 15 水飲器

基本的な  
考え方

車いす使用者が円滑に接近でき、利用できるよう設置位置や構造に配慮する必要があります。

## 整備項目



### ● 留意事項

- ▶ 水飲器を対象とします。
- ▶ 整備基準は、1以上の水飲器を、車いす使用者等に配慮した構造とすることを求めています。

## 1. 構造

○水飲器のうち1以上のものは、車いす使用者の利用に配慮した高さとし、かつ、その下部に車いす使用者が利用しやすい空間を設けるよう努めます。

→車いす使用者が利用しやすいよう、下部に高さ65cm程度、奥行き45cm程度のスペースを設けるよう配慮します。  
→高さは、70~75cm程度とします。

## 2. 給水栓

○給水栓は、容易に操作できるものとするよう努めます。

→「容易に操作できるもの」とは、光感知式、レバー式等の高齢者、障がい者等が操作しやすいものです。

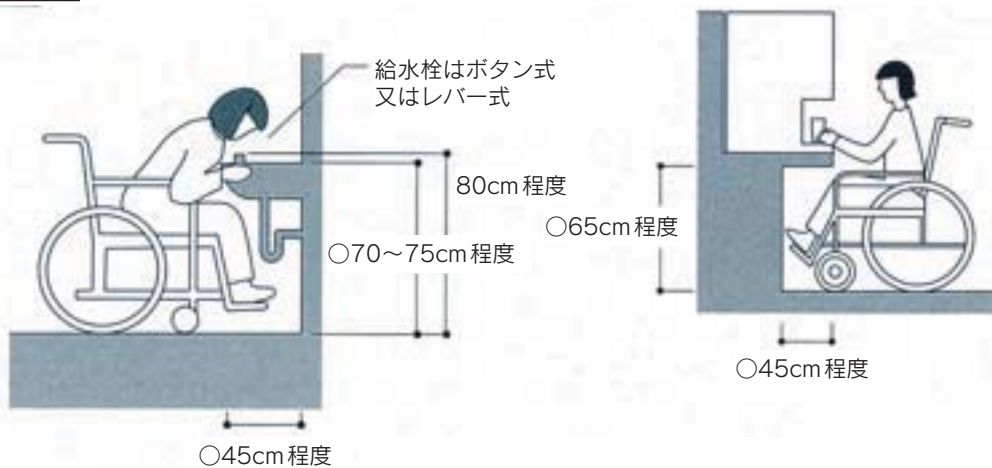
## 3. 周辺のスペース

○車いす使用者の利用に配慮した空間を水飲器の周囲に確保するよう努めます。

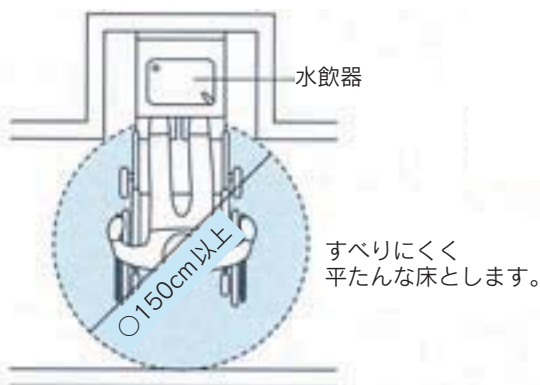
→「車いす使用者の利用に配慮した空間」とは、使用方向150cm以上、幅150cm以上のスペースです。

♥水飲器の前には、水平部分を確保することが望まれます。

### 水飲器の例



### 周辺のスペース



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

# 16 券売機及び自動販売機

## 基本的な考え方

券売機及び自動販売機の金銭投入口や案内表示等の高さは、車いす使用者、視覚障がい者の利用に配慮する必要があります。

## 整備項目



### ● 留意事項

- ▶ 券売機及び自動販売機を対象とします。
- ▶ 整備基準は、1以上の券売機等を、車いす使用者及び視覚障がい者に配慮した構造とすることを求めています。

# 1. 構造

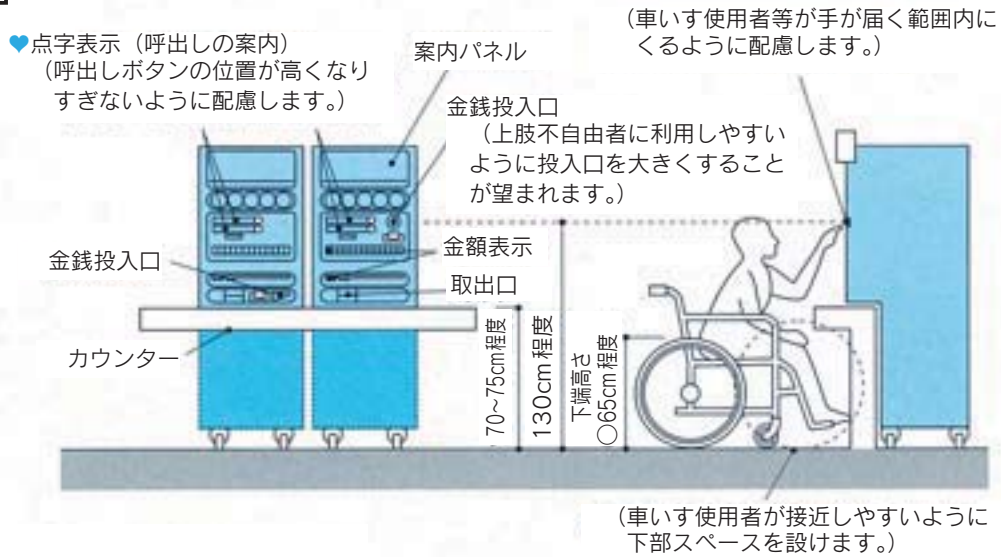
○車いす使用者が円滑に利用できるよう配慮した券売機等を1以上設けるよう努めます。

→「車いす使用者が円滑に利用できるよう配慮した券売機等」とは、金銭投入口、操作ボタン、取出口等の高さが45～125cm程度とし、下部に高さ65cm程度のスペースを設けるよう配慮します。

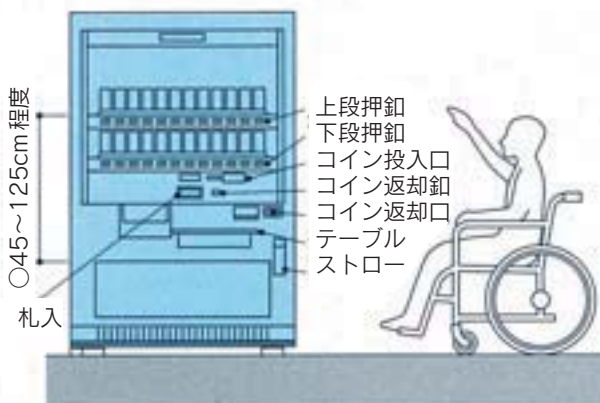
○運賃等を点字で表示するなど視覚障がい者が円滑に利用できるよう配慮した券売機等を1以上設けるよう努めます。

- ♥点字表示された機種は、改札口にできるだけ近い位置に設け、他の利用者との動線が交差しないようにすることが望まれます。
- ♥視覚障がい者が円滑に利用できるよう点字表示のほか音声装置を併設することが望まれます。
- ♥注意喚起用床材と券売機カウンターの間隔は、30cm程度とすることが望まれます。

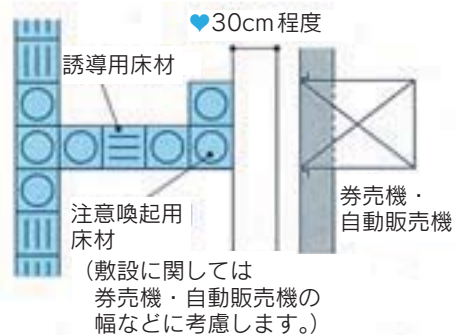
## 券売機の例



## 自動販売機の例



## 券売機・自動販売機の誘導の例



○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    →：解説



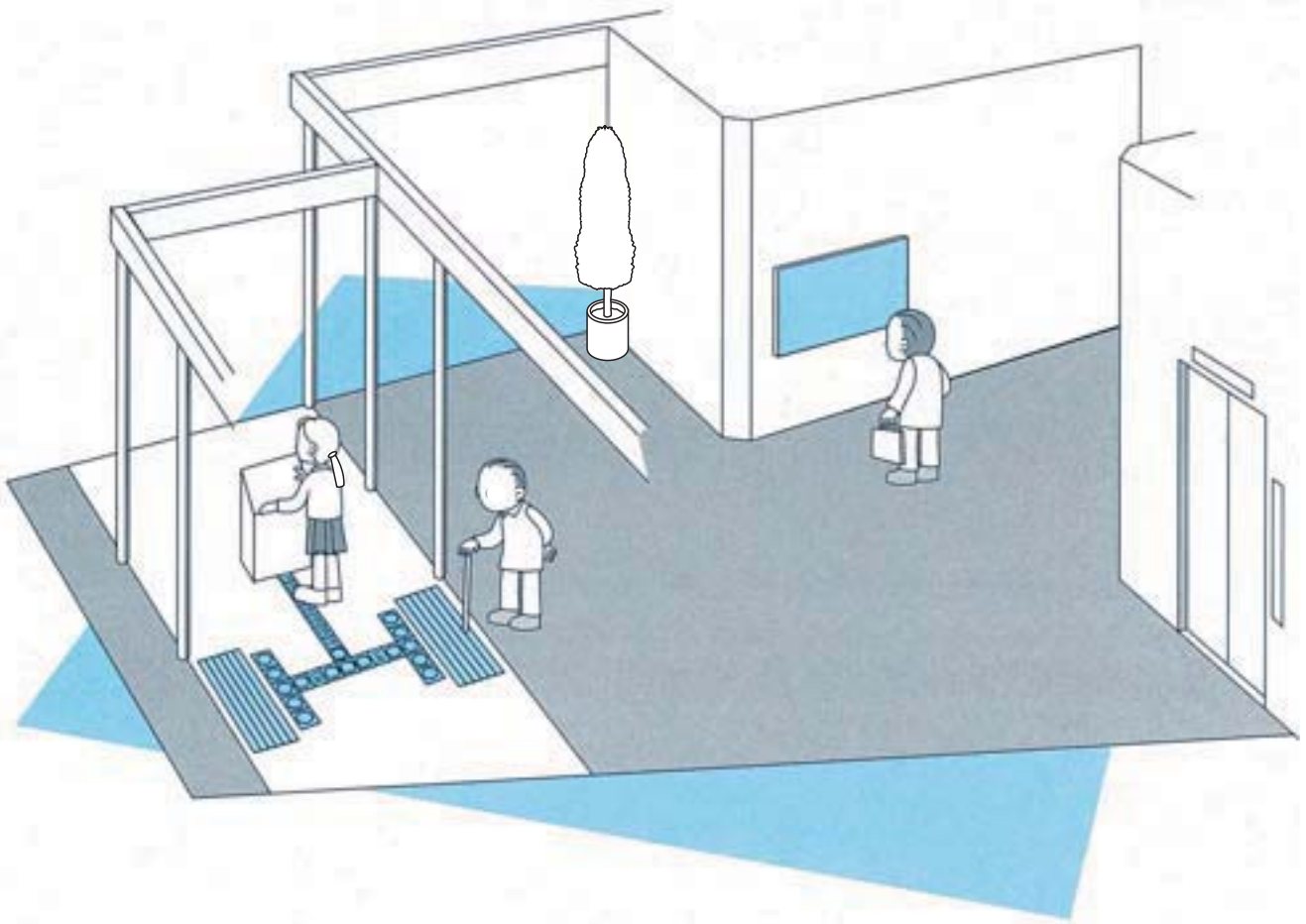
# 17 案内表示

## 基本的な考え方

施設の利用や移動等に関する情報を的確に伝達できるよう表示の設置位置及び表記方法等に配慮する必要があります。

## 整備項目

### 1. 設置位置及び表記方法



#### ●留意事項

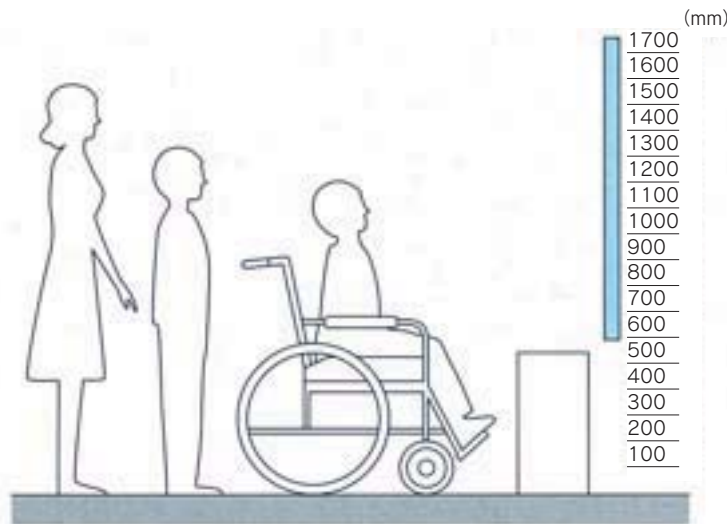
- ▶ 案内表示を対象とします。
- ▶ 整備基準は、高齢者、障がい者等に配慮した構造とすることを求めています。

## 1. 設置位置及び表記方法

- エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設等の配置を表示した標識及び案内板その他の設備を設けます。
- 案内表示を設ける場合においては、高齢者、障がい者等が確実に目的の場所に到達できるよう設置位置、表記方法等に配慮したものとします。
- エレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字などにより視覚障がい者に示すための設備を設けます。ただし、案内所又はこれに代わるものを設ける場合は、この限りではありません。
- 手話通訳等の聴覚障がい者及び視覚障がい者に配慮したサービスが受けられる場合においては、その旨を見やすい方法により表示します。

- 案内表示は、JIS規格Z8210に適合するものが望めます。
- 設置位置については、車いす使用者が見やすい高さ及び通行の支障とならない位置とし、表記方法については、内容が読みとれるような文字の大きさ、明度、彩度とします。
- 周囲には、車いす使用者が容易に近づけるように、十分なスペースを確保します。
- 手話通訳、点字等のサービスが受けられる場合には、位置、高さ等に配慮した表示を行います。

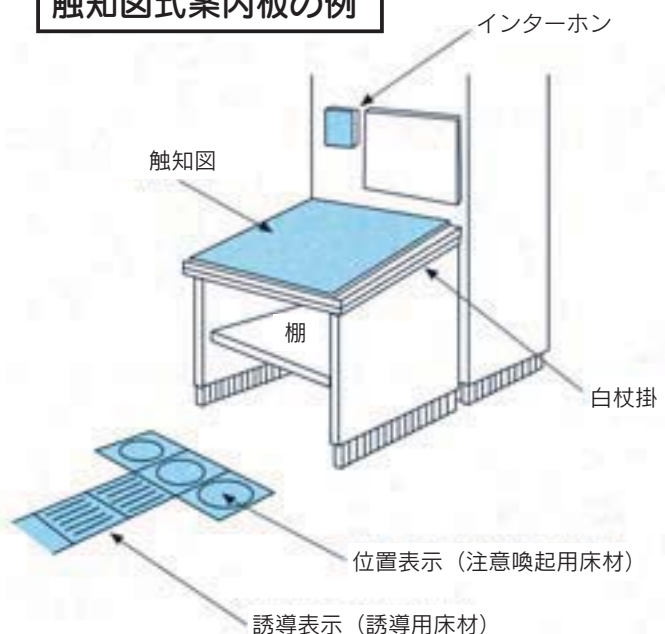
### 表示板の高さ



### 点字案内板の例



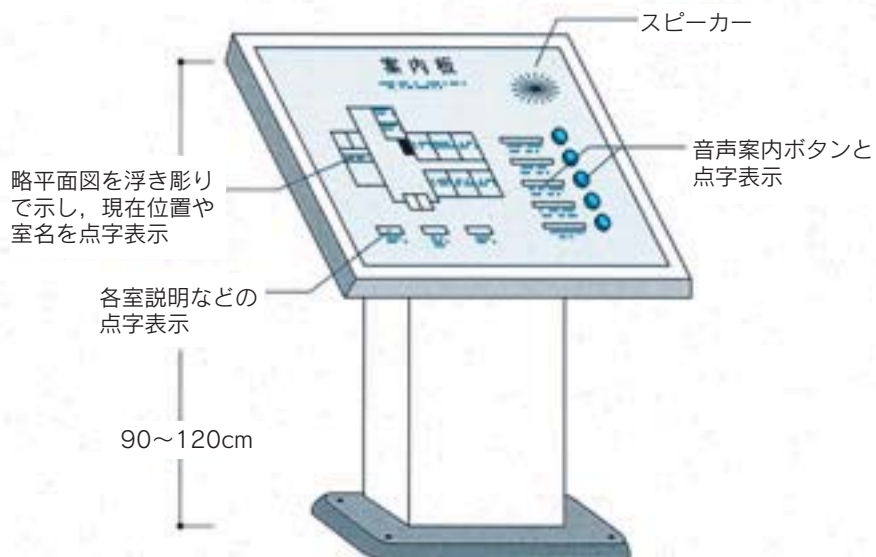
### 触知図式案内板の例



○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    →：解説



## 触知図・音声付案内板の例



## 誘導・指示用標識の例



## 案内板の例

【障がい者用スロープ】



【視覚障がい者を表示するマーク】  
(1984年、世界盲人連合が制定)



【補助犬同伴の施設利用を勧めるマーク】



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

## 国際シンボルマーク



- 大きさ：10cm角以上  
45cm角以下が望ましい
- 色：原則として濃い青地に白マーク  
もしくは、黒地に白マークとし、  
対比の明確なものとなります。

### 【国際シンボルマーク使用条件】

- 玄関：地面と同じ高さにするほか、階段の代わりに、または階段のほかにスロープ（傾斜路）を設置します。
- 出入口：80cm以上の幅とします。回転ドアの場合は別の入口を併設します。
- スロープ：傾斜路は1/12以下とします。室内外を問わず、階段の代わりに又は階段のほかにスロープを設置します。
- 通路・廊下：130cm以上の幅とします。
- トイレ：利用しやすい場所にあり、外開きドアで、仕切り内部が広く、手すりがついたものとします。
- エレベーター：入口幅は80cm以上とします。

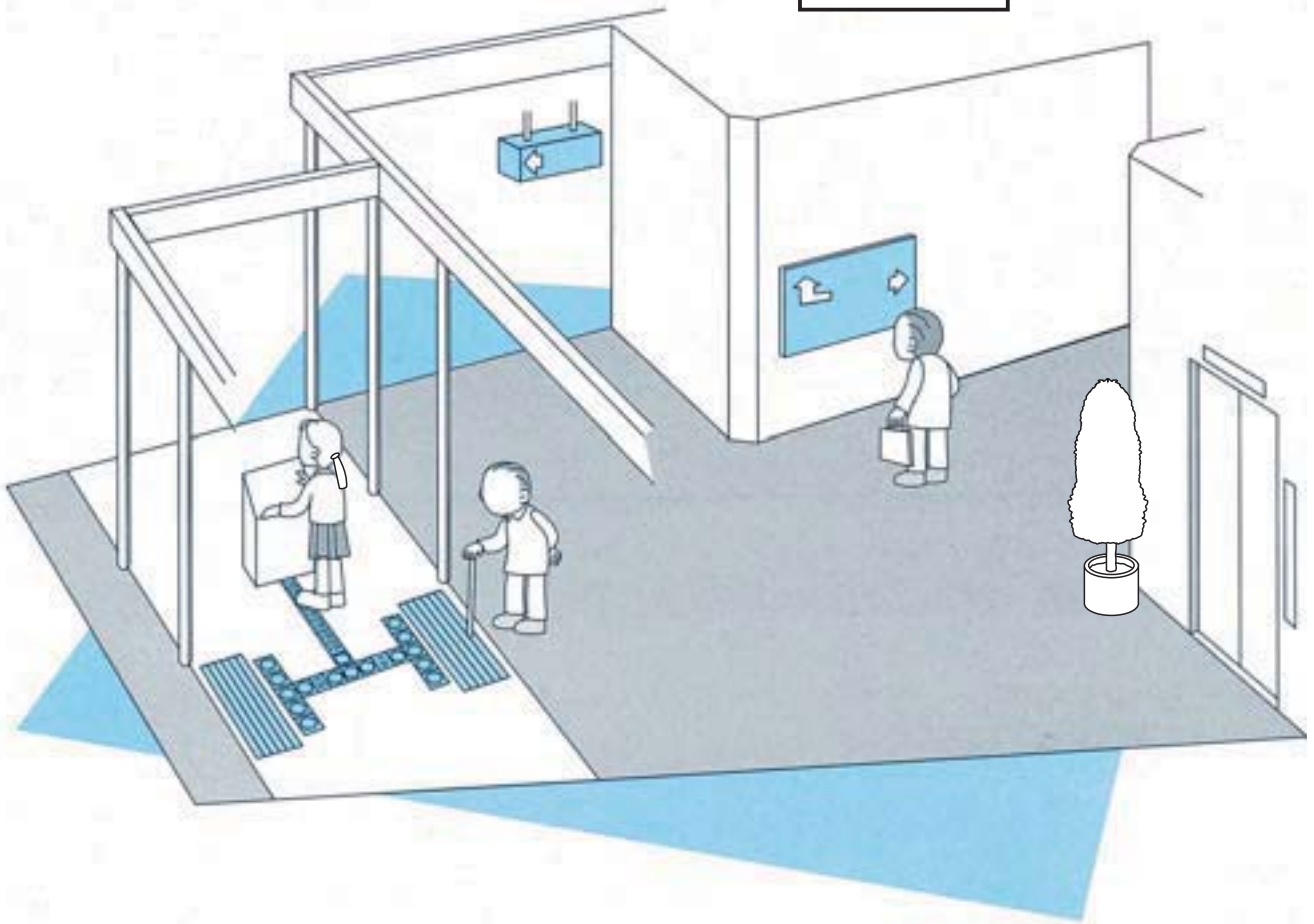
# 18 警報装置及び避難設備

## 基本的な考え方

人命に関わる緊急時は、情報を確実に伝えることが重要となります。特に、緊急時の対応が遅れがちとなる聴覚障がい者、視覚障がい者に配慮することが必要です。

## 整備項目

### 1. 構造



### ● 留意事項

- ▶ 警報装置及び避難設備を対象とします。
- ▶ 整備基準は、聴覚障がい者、視覚障がい者等に配慮した警報装置等の設置を求めています。

## 1. 構造

○火災等の非常事態を知らせる警報装置又は火災等における避難設備を設ける場合においては、光、音その他の方法により、聴覚障がい者、視覚障がい者等に非常事態を知らせることができるものとするよう努めます。

♥聴覚障がい者が認知できるよう、必要に応じ、非常文字表示通報装置や可変式情報提示装置等を適切な場所に設置することが望まれます。

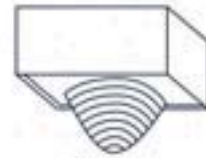
→ 「Ⅲ 資料編」(P195) 参照。

### 警報装置の例

【非常ランプの例】



【フラッシュライトの例】



自動火災報知器と連動し、聴覚障がい者等へ光の点滅により非常を知らせる装置です。見やすい位置に設置します。

【キセノンランプの例】



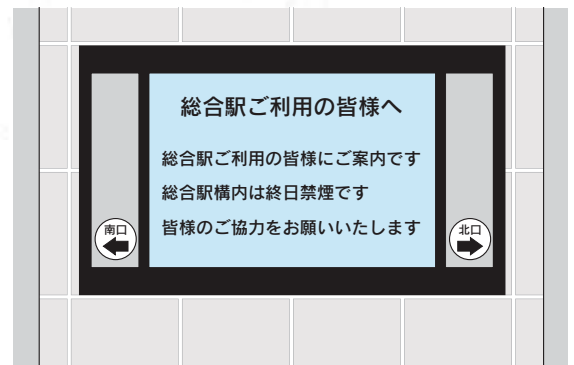
【パトライト（回転灯）の例】



【非常文字表示通報装置の例】



【可変式情報提示装置の例】



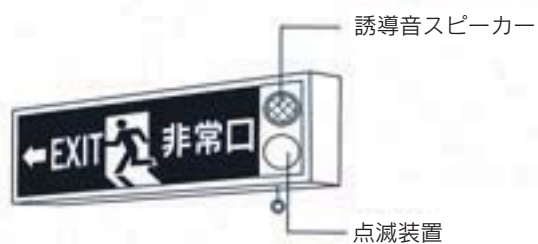
○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

## 避難設備の例

## 【非常口誘導灯の例】



## 【既設誘導灯に追加する場合の例】



## 【光走行式避難誘導灯の例】



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

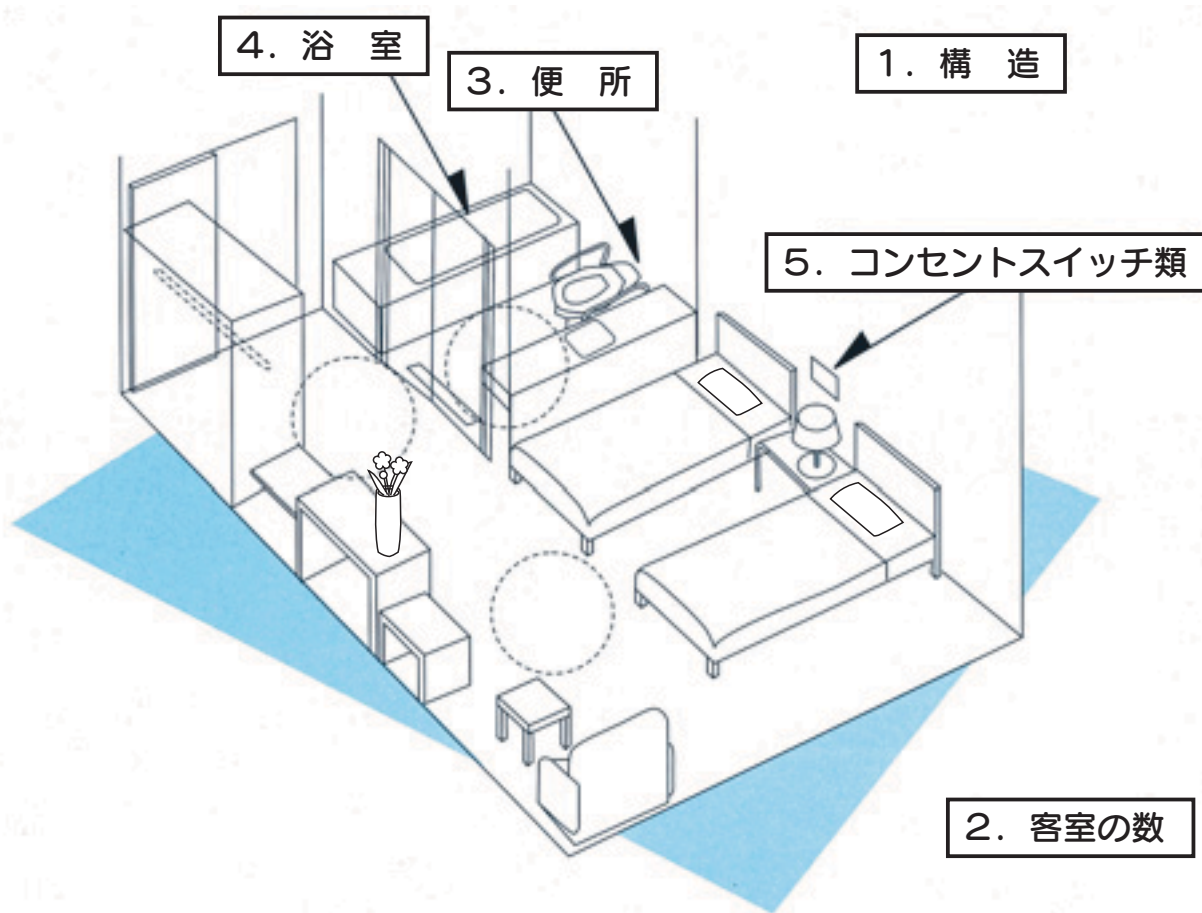
➡：解説

# 19 客室

基本的な  
考え方

宿泊施設等においては，広さ，車いす使用者用便房の設置等について，高齢者，障がい者等の利用に配慮した客室を整備することが必要です。

## 整備項目



●留意事項

- ▶ ホテル，旅館に設けられる客室を対象とします。
- ▶ 整備基準は，車いす使用者が利用できる客室の1以上の整備を求めています。



## 1. 構造

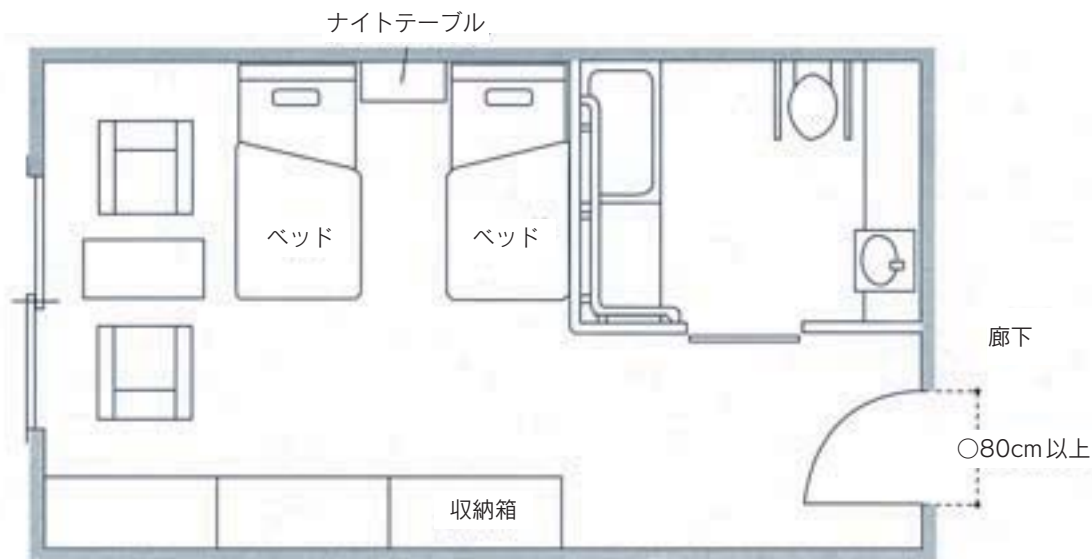
○車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保し、かつ、手すりを適切に配慮します。

○出入口の幅は、内法を80cm以上とします。

○出入口の戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過しやすい構造とし、その前後に高低差がないこととします。

→室内は、車いすが回転可能なスペースの確保とベッドのよりつきスペースの確保、調度品の高さ等に配慮します。  
→「80cm」とは、車いすが通過できる幅です。

### 車いす使用者用客室の例



室内は車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積を確保します。

## 2. 客室の数

♥車いす使用者が利用できる客室の数は、客室の総数が200以下の場合、2%（客室の総数に50分の1を乗じて得た数）以上とし、200を超える場合は、1%（客室の総数に100分の1を乗じて得た数）に2を加えた数以上を設けることが望まれます。

便房の総数	必要数
~50	1
51~100	2
101~150	3
151~200	4
201~300	5

## 3. 便所

○「5. 便所」のうち「1. 便房の構造」から「3. 戸の構造」までに定める構造の車いす使用者用便房を設けます。

→「5. 便所」(P37) 参照。

○：整備基準

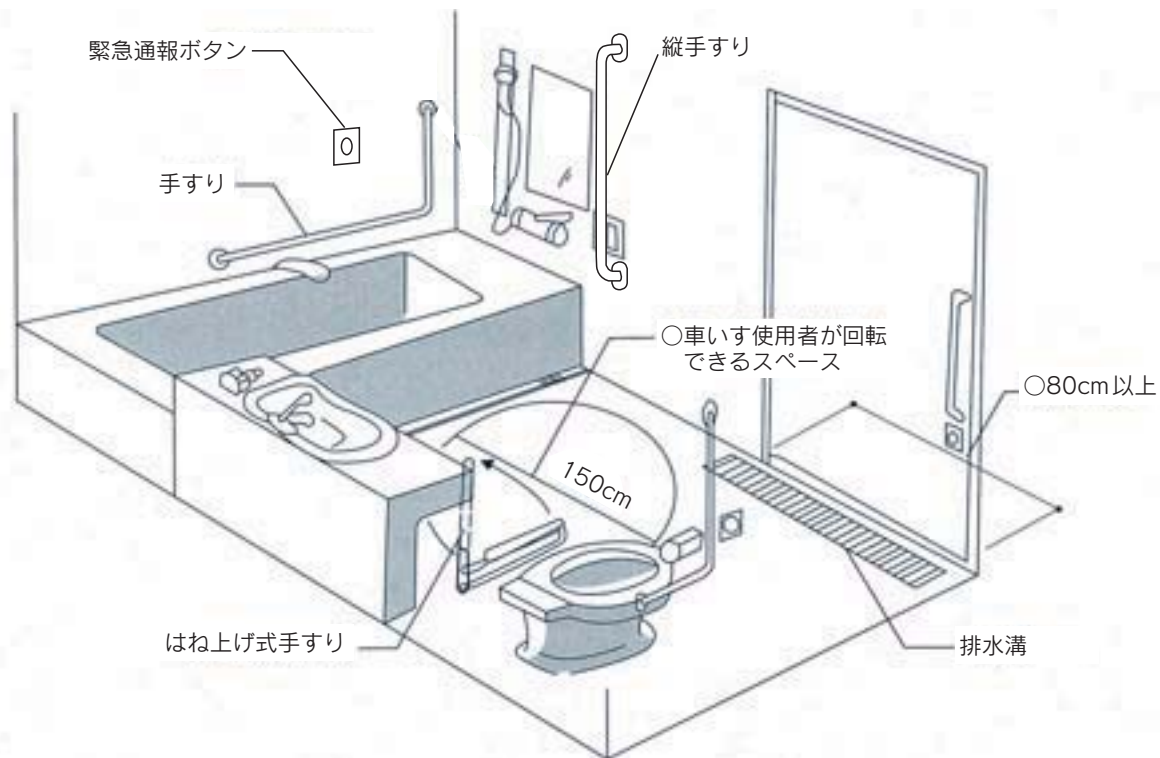
♥：配慮を要する事項

→：解説

## 4. 浴室

○車いす使用者が円滑に利用することができる浴室を設けます。ただし、「9. 共同浴室」に定める構造の共同浴室を設ける場合においては、この限りではありません。

### 客室の浴室の例



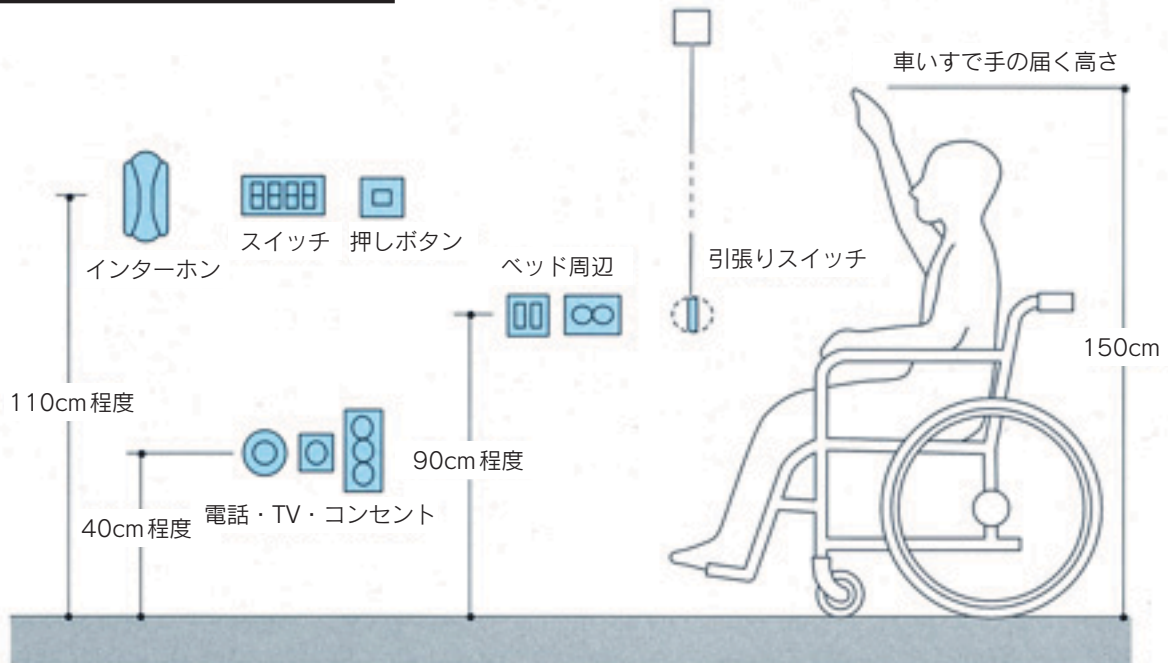
○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    →：解説

## 5. コンセント・スイッチ類

- ♥コンセント・スイッチ類は、車いすでの使用に適する高さ及び位置に設けることが望まれます。
- ♥必要に応じて、点字による表示をし、又は色彩の対比を明確にすることが望まれます。

→「車いすでの使用に適する高さ」とは、35～110cm程度の高さです。

### コンセント・スイッチ類の高さ



### 使いやすいスイッチの例

【プッシュスイッチの例】

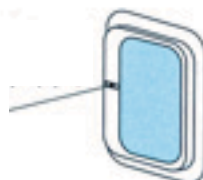


【タンブラスイッチの例】



【パイロットランプ付きスイッチの例】

スイッチの位置をわかりやすくするためのパイロットランプ



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

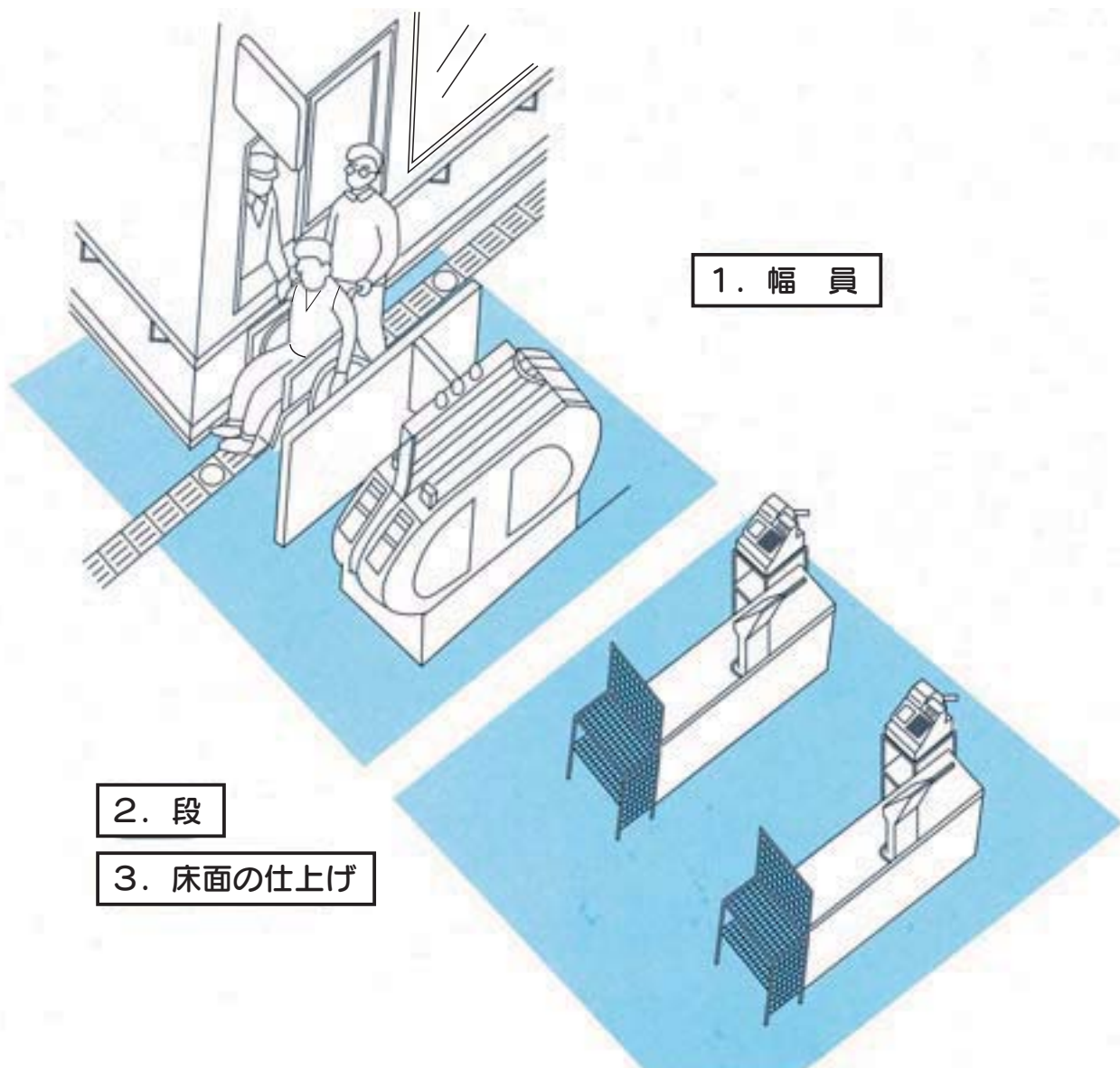
→：解説

# 20 改札口及びレジ等の通路

基本的な  
考え方

改札口及びレジ等の通路は、車いす使用者が通過できる構造にする必要があります。

## 整備項目



### ●留意事項

- ▶ 改札口及びレジ等の通路を対象とします。
- ▶ 整備基準は、1以上の改札口等を、車いす使用者が利用できる構造とすることを求めています。

## 1. 幅員

○幅は、内法を90cm以上とします。

→「内法」は、有効幅員とし、利用可能な幅です。  
→「90cm」とは、車いす使用者が通過しやすい幅です。

## 2. 段

○車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないものとします。

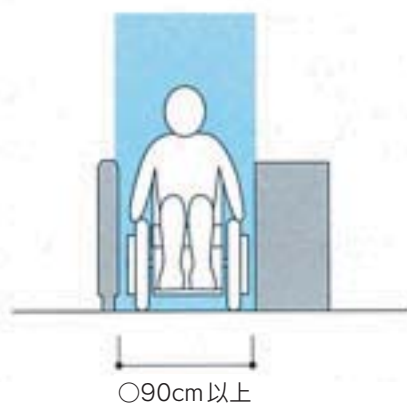
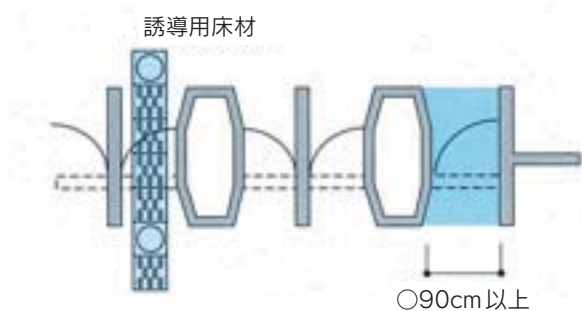
→「支障となる段を設けない」とは、車いす使用者が楽に通過できる仕様の段（段差2cm以下で丸みを持たせた段）にし、それ以外の段は設けないようにすることです。

## 3. 床面の仕上げ

○床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

→「滑りにくい材料」は「Ⅲ 資料編」(P192) 参照。

### 改札口の例



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

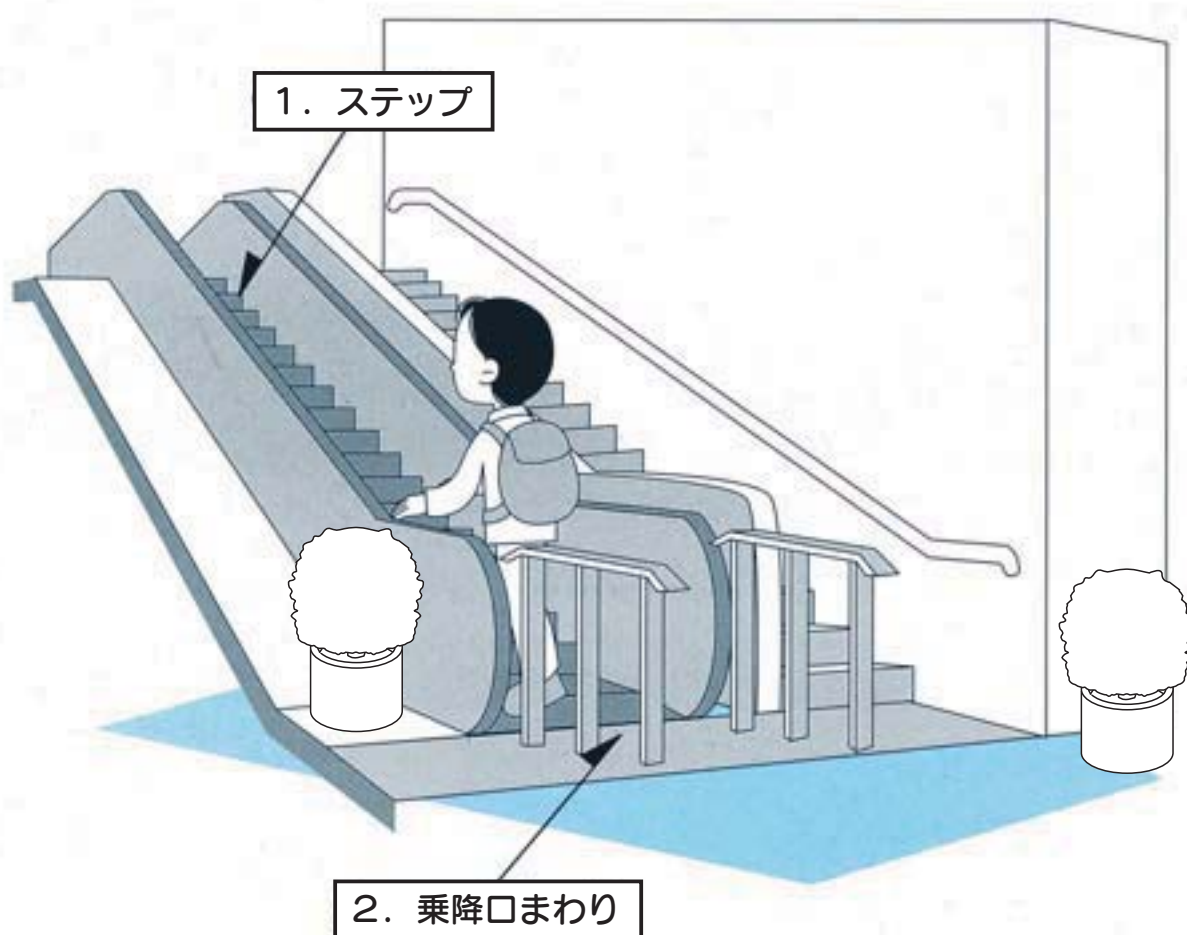
→：解説

# 21 エスカレーター

基本的な  
考え方

エスカレーターは、多くの人の垂直方向の移動手段として有効であり、また、高齢者等にとっても負担が少ないため、上下階の移動を行う施設には、設置する必要があります。

## 整備項目



●留意事項

- ▶ エスカレーターを対象とします。
- ▶ 整備基準は、車いす使用者等に配慮したエスカレーターの設置を求めています。



## 1. ステップ

○ステップの水平部分は、3枚以上とするよう努めます。

- ♥ステップ部の内法は、100cm以上（1,200型）とすることが望まれます。
- ♥定常段差となるまで5枚程度とすることが望まれます。

→ステップが3枚以上水平になったまま、車いすを運べるものとします。

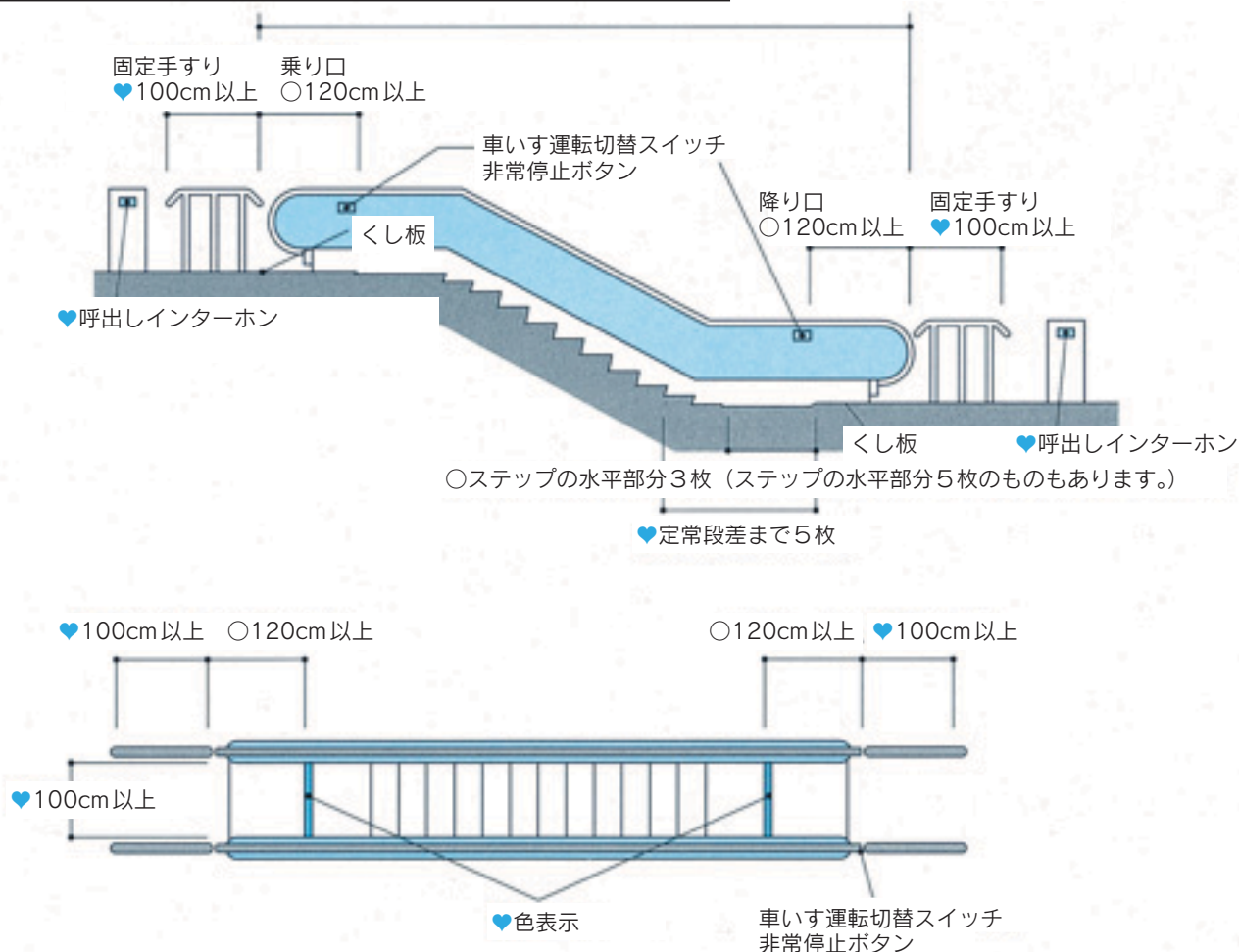
## 2. 乗降口まわり

○乗降口の両側に設ける移動手すりの水平部分の長さは、ステップの前後それぞれ120cm以上とするよう努めます。

- ♥乗降口には、エスカレーターとは別に長さ100cm以上の固定手すりを巻き込みによる事故が発生しない位置に設置することが望まれます。
- ♥固定手すりには、点字又は記号による案内表示を設置することが望まれます。
- ♥介助係員の呼び出しインターホンや、車いすで利用できることを表示する案内表示を設けることが望まれます。
- ♥くし板には、ステップ部分とはっきり区別がつくように、色による縁取りをすることが望まれます。
- ♥必要に応じ、行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けることが望まれます。

→「固定手すり」とは、歩行困難者が移動手すりの動きについていけずに転倒するおそれがあるため、その巻き込みを避けるためのものです。

### 車いすで利用できるエスカレーターの例（1200型）



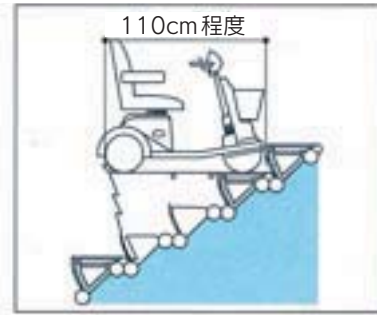
○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    →：解説

## 車いす乗用ステップ付きエスカレーターの例

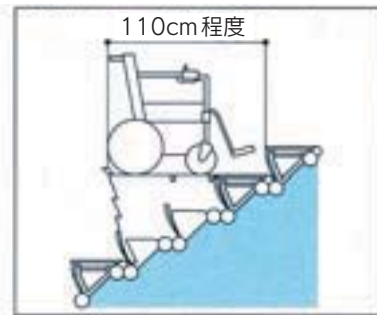


ステップ3枚分が水平になる部分に、車いすを乗せて運びます。  
ただし、係員による操作が必要です。

●電動三輪車（JIS T 9203-1987の寸法以内）



●電動車いす（JIS T 9203-1987）

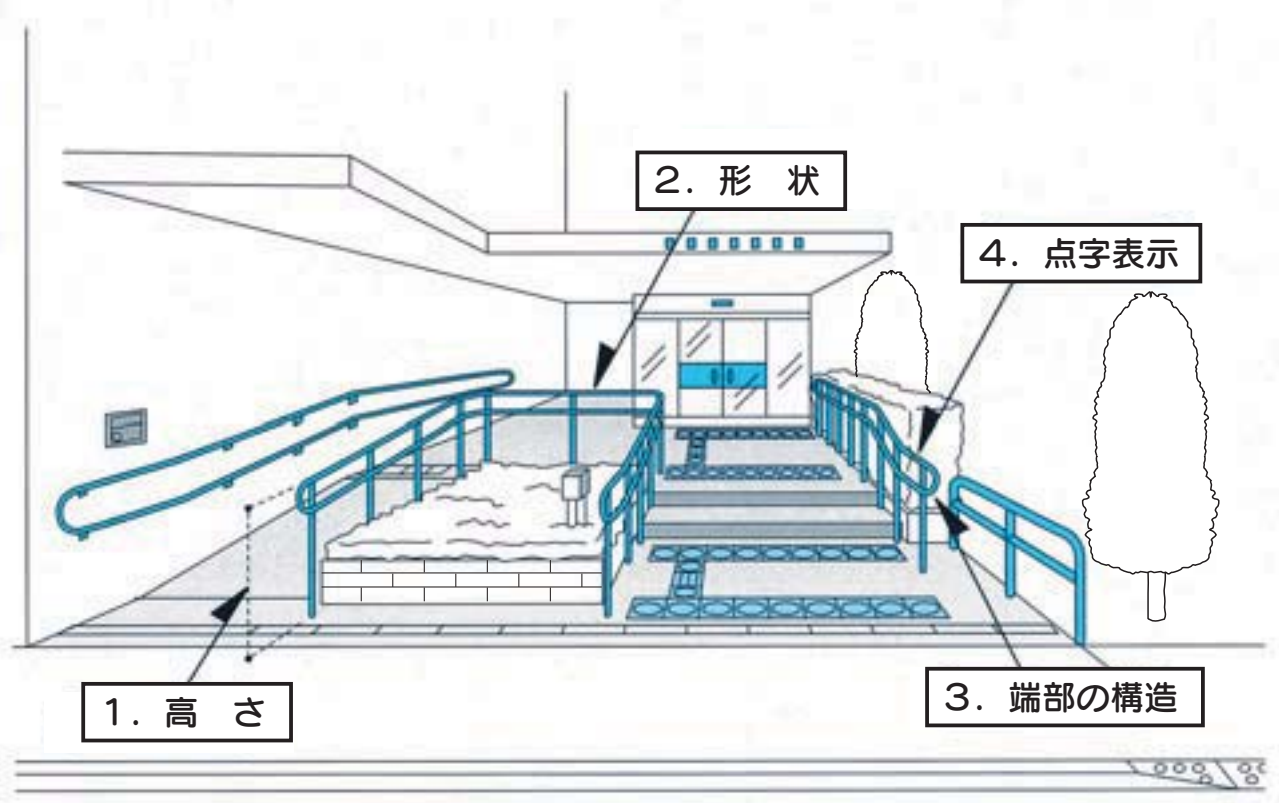


# 22 手すり

## 基本的な考え方

手すりは、高齢者、障がい者等の安全を確保したり、歩行、移動等の動作を補助するものであり、目的に応じた高さ、形状等に配慮することが必要です。

## 整備項目



### ● 留意事項

- ▶ 廊下等、傾斜路、階段及び敷地内の通路等に設ける手すりを対象とします。

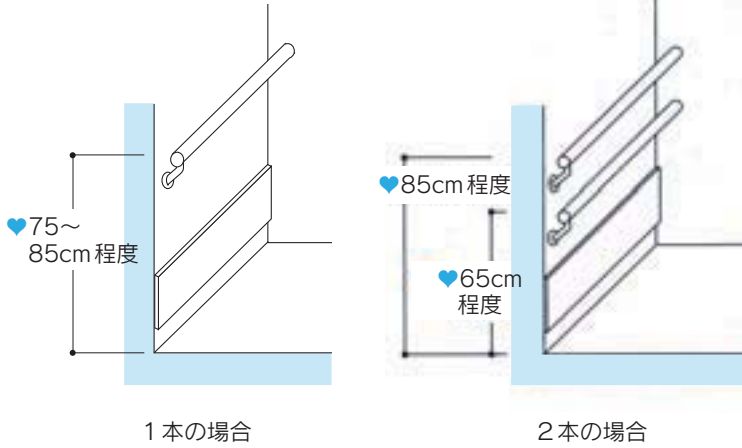
## 1. 高さ

♥取り付けの高さは、1本の場合は、75～85cm程度とし、2本の場合は、65cm程度及び85cm程度のものを設置することが望まれます。

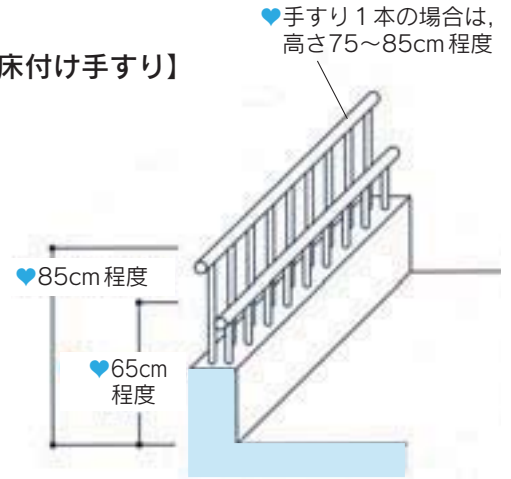
→手すりを2本設けるのは、身長のあるさまざまな人に対応するためです。

### 手すりの設置の例

#### 【壁付け手すり】



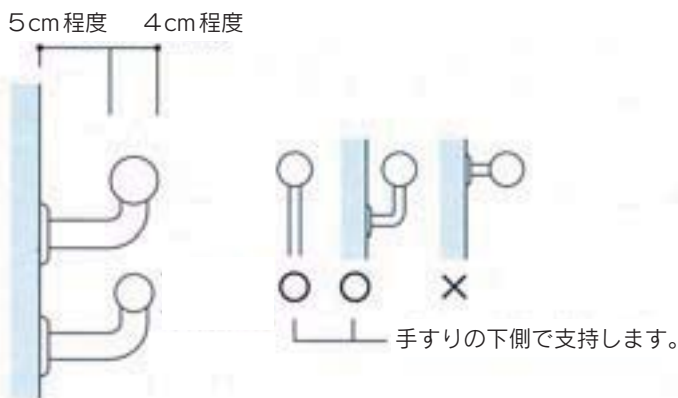
#### 【床付け手すり】



## 2. 形状

♥手すりの形状は、握りやすいものとするのが望まれます。  
♥壁とのあきは、5cm程度とし、また、手すりの下側で支持し、握りやすいようにすることが望まれます。

### 手すりの形状の例



### 3. 端部の構造

♥ 傾斜路及び階段の上下端部では、手すりを高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方に巻き込むことが望まれます。

♥ 手すりの端部の長さは、傾斜路及び階段においては、起終点から45cm以上かつ水平部分を30cm以上確保することが望まれます。

→ 「両端を壁面又は下方に巻き込む」とは、傾斜路及び階段を通過し終えたことを知らせるための措置です。

→ 水平部分を設けるのは、傾斜路及び階段の始まり、終わりを知らせるためや、昇降に際し、高齢者等にとって移動を容易とするためです。

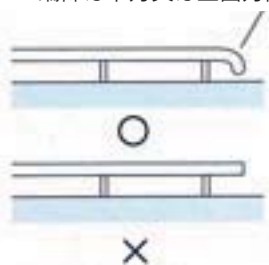
### 4. 点字表示

♥ 手すりの端部やわん曲部等に、現在位置、方向及び行き先等を点字で表示することが望まれます。

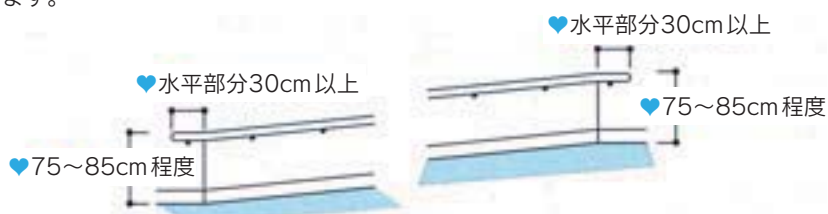
→ 点字表示は、視覚障がい者の安全な移動を確保するための措置で、JIS規格T0921に適合するものが望まれます。

#### 端部の構造の例

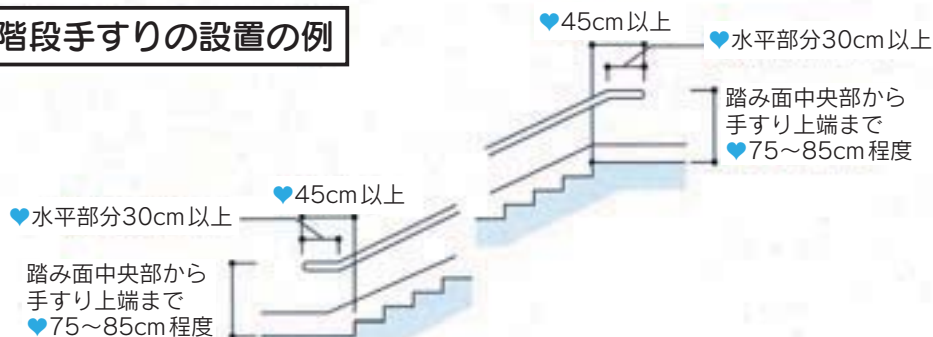
端部は下方又は壁面方向に曲げます。



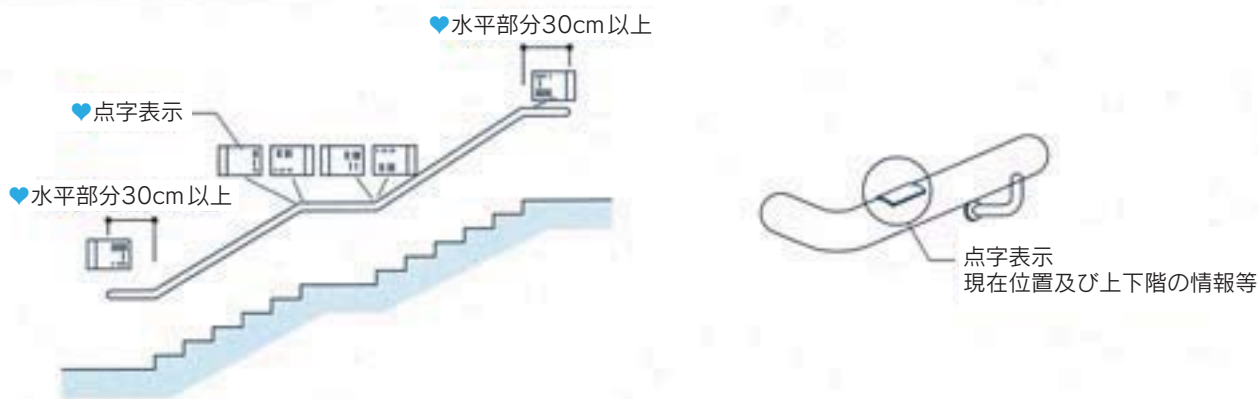
#### 傾斜路手すりの設置の例



#### 階段手すりの設置の例



#### 階段（傾斜路）手すりと点字表示取付の例



○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

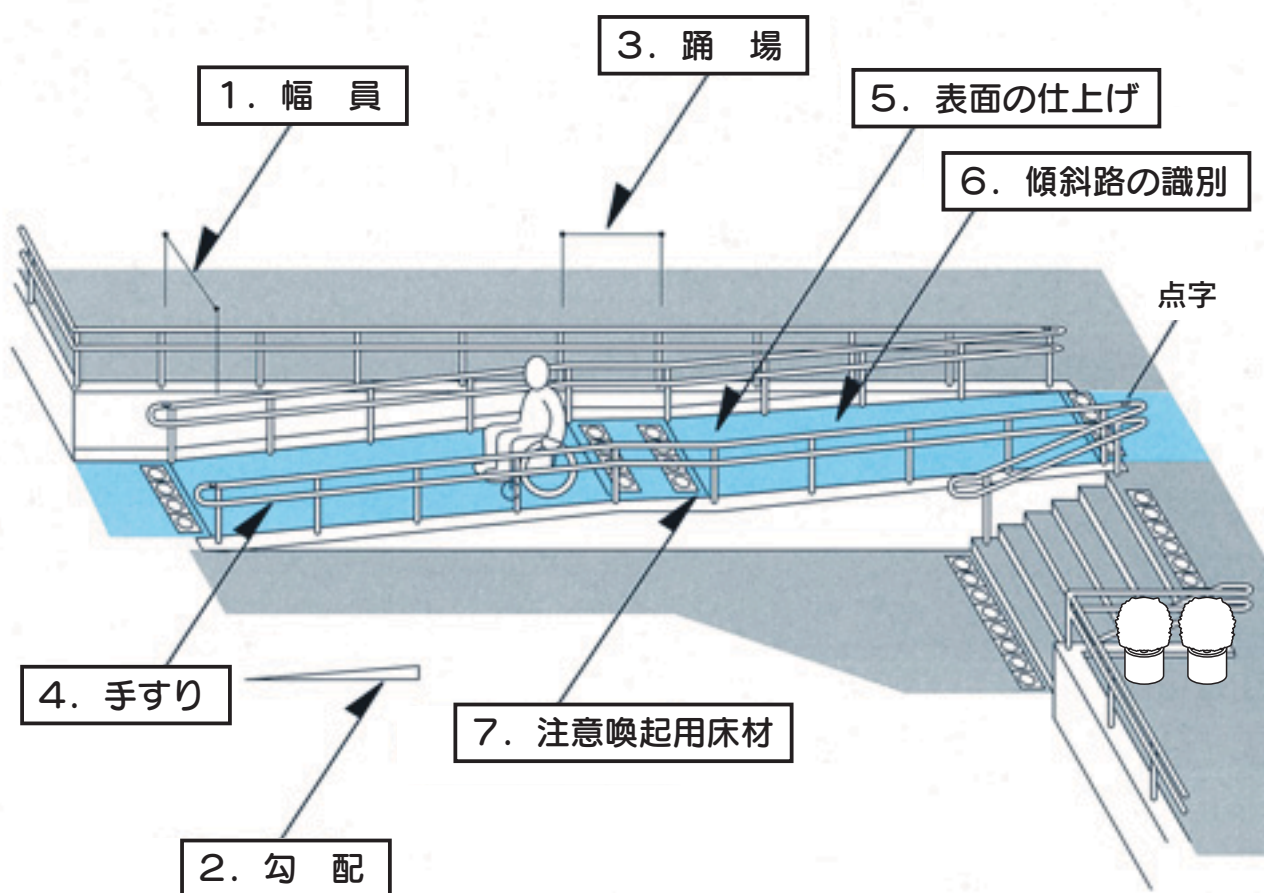


# 23 傾斜路

基本的な  
考え方

通路等に高低差が生じる場合には、車いす使用者等の通行に支障がないように傾斜路を設ける必要があります。

## 整備項目



### ●留意事項

- ▶ 廊下等、敷地内の通路等に設けられる傾斜路を対象とします。



## 1. 幅員

○幅は、内法を120cm以上とし、段を併設する場合は、90cm以上とします。

♥傾斜路の幅は、内法を150cm以上とし、段を併設する場合は、120cm以上とすることが望まれます。

→「内法」は、有効幅員とし、利用可能な幅です。

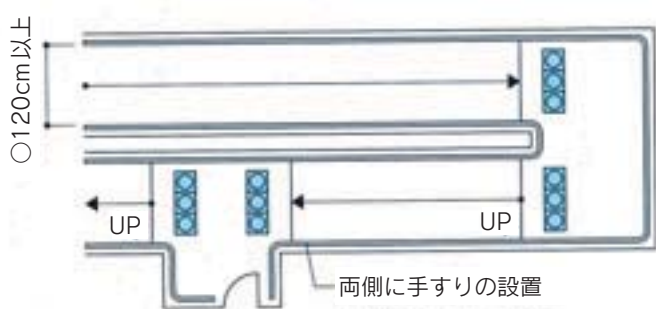
→「120cm」とは、人が横向きになれば車いすとすれ違える幅です。また、二本杖使用者も円滑に通過できる幅です。

→「90cm」とは、車いすで通過しやすい幅です。

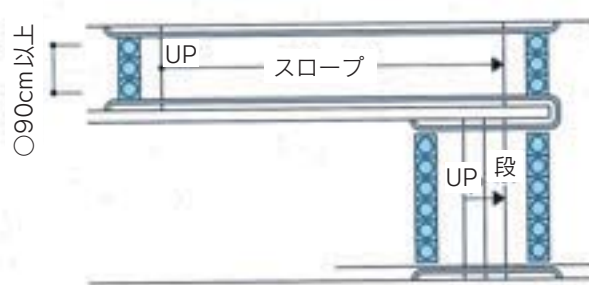
→「150cm」とは、人と車いすがすれ違える幅です。

### 傾斜路の例

【通路全体が傾斜路の場合】



【段を併設する場合】



## 2. 勾配

○勾配は、12分の1を超えないこととし、傾斜路の高さが16cm以下の場合、8分の1を超えないこととします。

→「12分の1」とは、車いす使用者が昇降できる国際シンボルマーク掲示のための基準を準用したものです。

→「8分の1」とは、建築基準法上に規定されている最大勾配です。

## 3. 踊場

○高さが75cmを超える傾斜路にあつては、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けます。

→勾配のある傾斜路が長く続くと、下りの時に加速がついて危険であり、また、上りの時には、休憩したり、加速をつけるために水平部は、必要となります。

○：整備基準

♥：配慮を要する事項

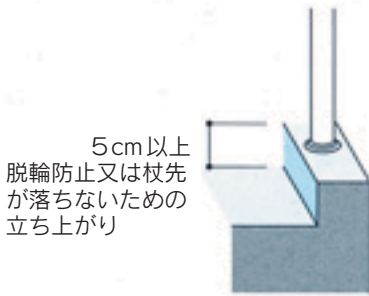
→：解説

## 4. 手すり

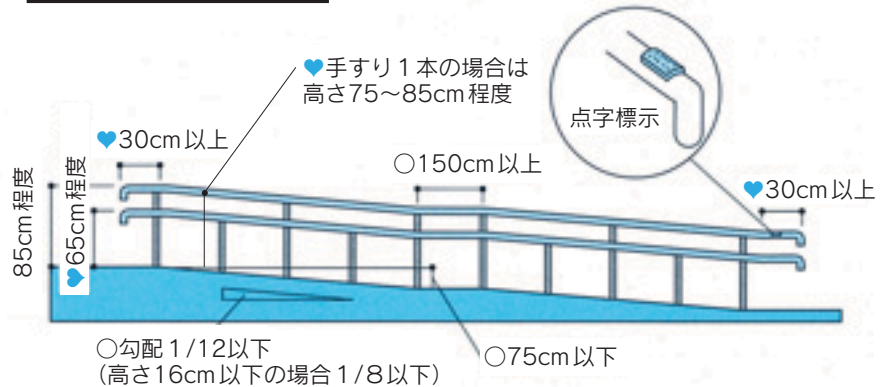
- 傾斜路には、両側に手すりを設けます。ただし、勾配が20分の1以下又は高さが16cm以下かつ勾配が12分の1以下の傾斜路については、この限りではありません。
- ♥手すりには、現在位置、方向及び行き先等を点字で表示することが望まれます。
- ♥手すりは、上下2本設置することが望まれます。

→ 「22. 手すり」(P95) 参照。

### 縁部の立ち上がりの例



### 傾斜路手すりの例



## 5. 表面の仕上げ

- 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げます。

→ 「滑りにくい材料」は「Ⅲ 資料編」(P192) 参照。

## 6. 傾斜路の識別

- 傾斜路は、その踊場及び傾斜路に接する廊下等の色と明度の差の大きい色とすること等によりこれらと識別しやすいものとします。

→ 視覚障がい者に配慮した対応であり、床面の勾配の変化に注意をうながすものです。

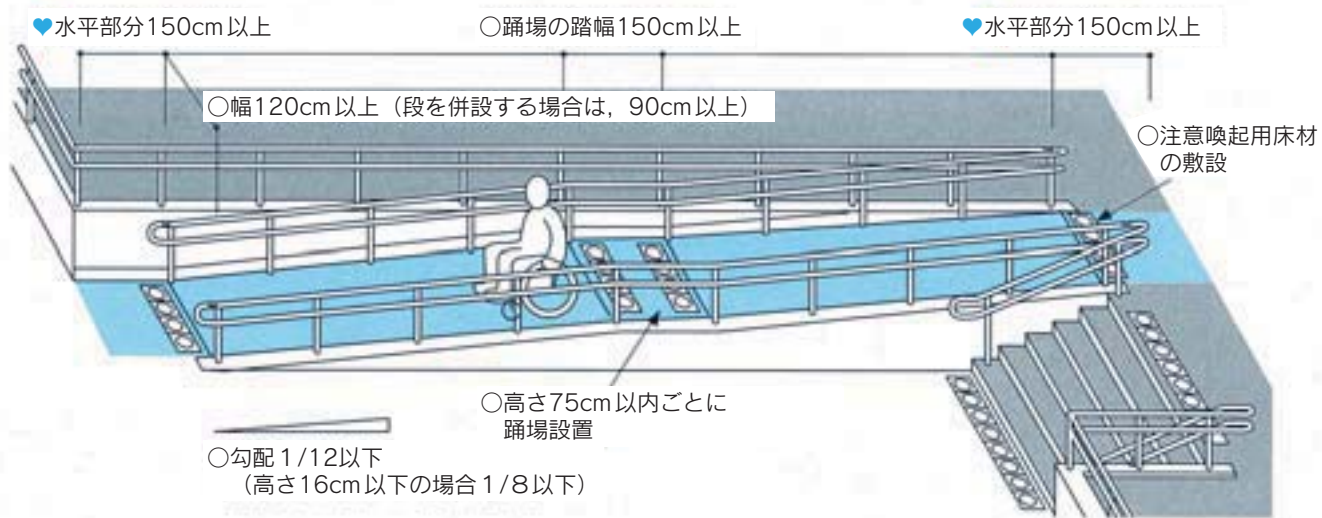
## 7. 注意喚起用床材

- 傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設します。ただし、勾配が20分の1以下又は高さが16cm以下かつ勾配が12分の1以下の傾斜路については、この限りではありません。
- ・色は、原則として黄色とします。ただし、これによりがたい場合は、周囲の床材の色と明度の差の大きい色とします。
- ・床材の大きさは、縦横30cmでJIS規格T9251に適合するものを原則とします。

→ 「24. 視覚障がい者用床材」(P102) 参照。

○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    →：解説

# 傾斜路の整備の例



概要

建築物

公園等

道路

公共交通機関の施設

路外駐車場

資料

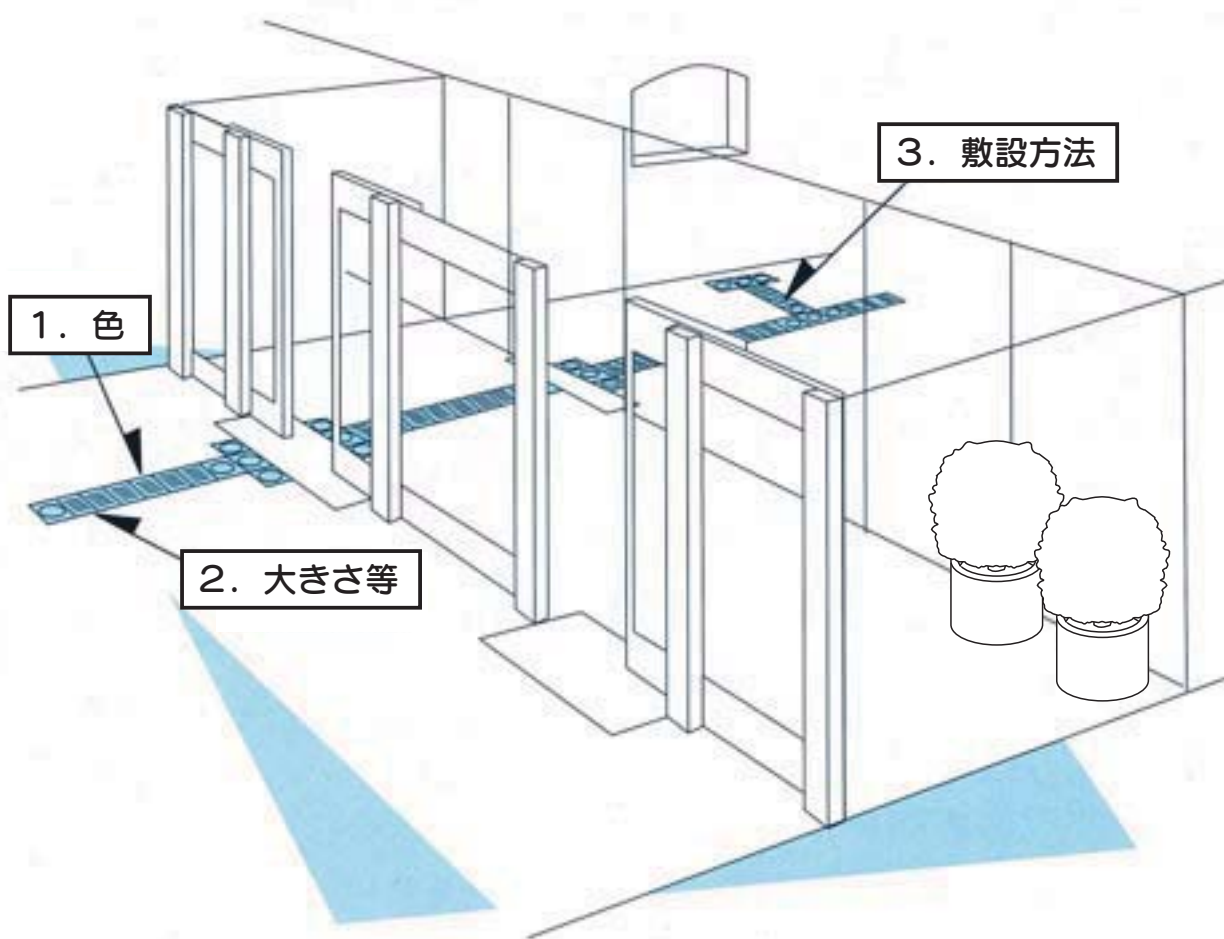
○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    →：解説

# 24 視覚障がい者用床材

## 基本的な考え方

視覚障がい者用床材は、視覚障がい者にとって方向の誘導や危険回避のための有効な手段です。周囲の状況等を考慮し、視覚障がい者が容易に確認でき、わかりやすい方法で敷設することが必要です。

## 整備項目



### ●留意事項

- ▶ 廊下等、傾斜路、階段及び敷地内の通路等に敷設する視覚障がい者用床材を対象とします。

## 1. 色

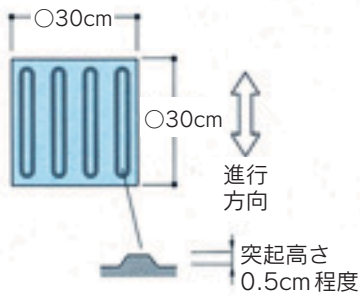
○原則として黄色とします。ただし、これによりがたい場合は、周囲の床材と明度の差の大きい色とします。

→「Ⅲ 資料編」(P194) 参照。

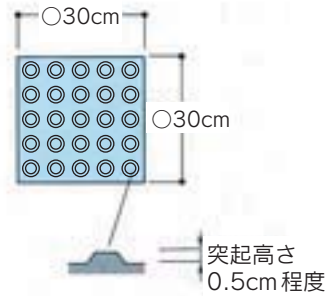
## 2. 大きさ等

○床材の大きさは、縦横30cmでJIS規格T9251に適合するものを原則とします。

### 誘導用床材（線状ブロック）

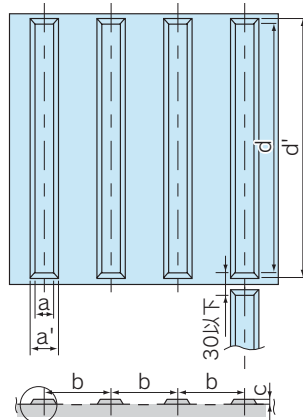


### 注意喚起用床材（点状ブロック）



#### <線状ブロックの形状・寸法及び配列>

- ・線状突起の形状・寸法及びその配列は下図のとおりとします。
- ・線状突起の本数は4本を下限とし、ブロック等の大きさに応じて増やします。
- ・このブロック等を並べて敷設する場合は、ブロック等の継ぎ目（突起の長手方向）における突起と突起の上辺部での間隔は、30mm以下とします。



単位：mm

記号	寸法	許容差
a	17	+1.5 0
a'	a+10	
b	75	+1 0
c	5	
d	270以上	
d'	d+10	

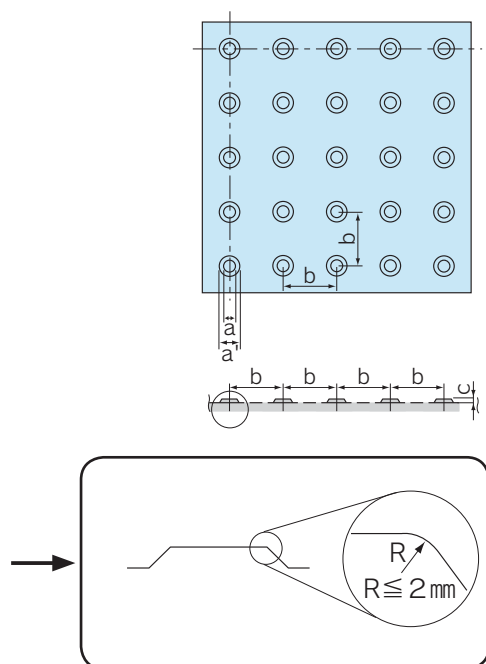
○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

### <点状ブロックの形状・寸法及び配列>

- ・点状突起の形状・寸法及びその配列は下図のとおりとします。
- ・点状突起を配列するブロック等の大きさは300mm（目地込み）四方以上とします。
- ・点状突起の数は25（5×5）を下限とし、ブロック等の大きさに応じて増やします。
- ・このブロック等を並べて敷設する場合は、ブロック等の継ぎ目部分における点状突起の中心間距離を、b寸法より10mmを超えない範囲で大きくしてよいこととします。



単位：mm

記号	寸法	許容差
a	12	+1.5 0
a'	a+10	
b	55~60	
c	5	+1 0

### 3. 敷設方法

○階段及び傾斜路の上端等の部分には、誘導用床材又は注意喚起用床材を敷設します。

- 誘導用床材は、誘導の方向と線状突起の方向とを平行にし、原則として連続して敷設します。
- 注意喚起用床材は、屈折部、段差部分、危険箇所の前面（30cm程度）に敷設します。また、階段降り口では、段鼻から30cm程度離し、また、エレベーター入口では、押しボタン側に寄せて敷設します。
- 原則として湾曲しない直線上に敷設し、通路等が屈折する場合は、直角に配置します。
- 通路等の屈折部分、段差部分には、注意喚起用床材を使用します。
- 建築物の出入口は、出入口幅と同等幅程度に敷設します。
- 自動式引き戸マットを使用する場合は、マット直前に、開き戸の場合は、開いた先端に注意喚起用床材を配置します。

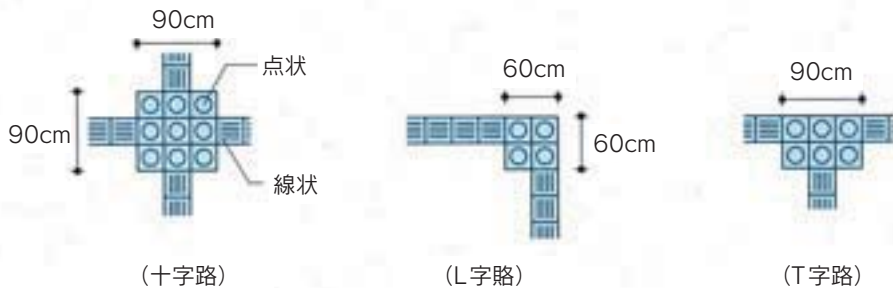
○：整備基準

♥：配慮を要する事項

→：解説

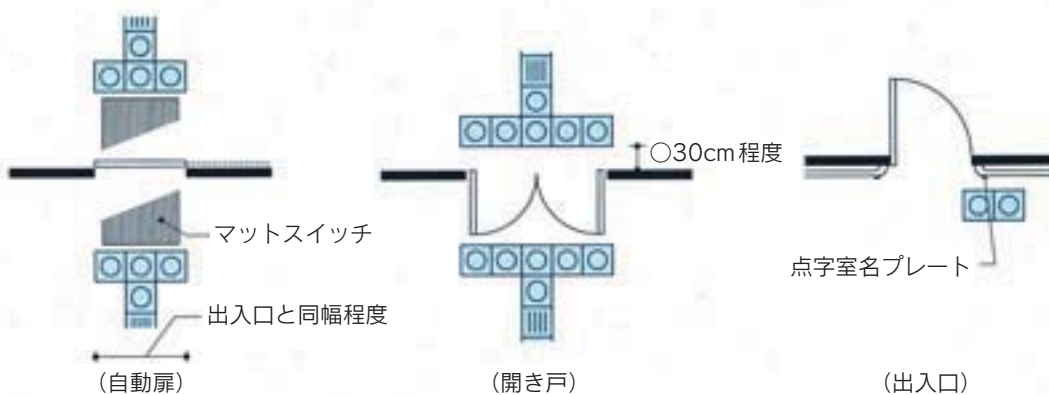


床材の敷設形状

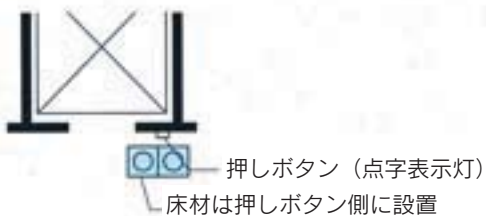


床材の敷設の例

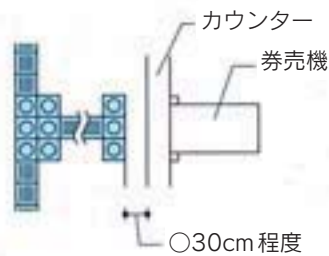
【建築物の出入口前後】



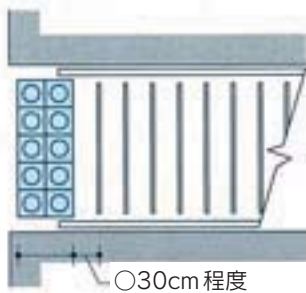
【エレベーター出入口】



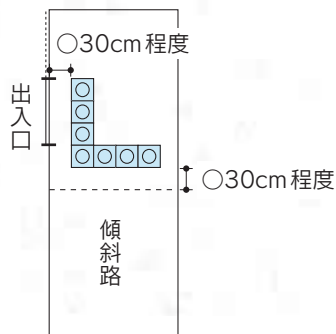
【券売機】



【階投】



【傾斜路等を上がってすぐに出入口のある場合】



○：整備基準    ♥：配慮を要する事項    ➡：解説